



えひめ農業振興プラン2011



愛媛
愛媛産は
心がある。



**平成23年3月
愛媛県**

ごあいさつ



農業・農村は、我が国の国民生活に欠かせない食料を安定的に供給するとともに、国土や自然環境の保全、景観の形成及び文化の伝承など、多面的な機能を有しています。

とりわけ、本県では、農業が、地域経済を支える産業として重要な位置を占めるとともに、中山間地域を中心に広がる農村は、自然と調和した豊かな文化も育てており、今後とも、経済・社会両面における機能を持続的に発揮していけるように、振興を図っていく必要があります。

しかしながら、近年、農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等による生産基盤のぜい弱化に加え、産地間競争の激化に伴う農産物価格の低迷など、国内の農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっているほか、世界に目を向けると、新興国や途上国を中心とした人口の増加や所得向上を背景に、穀物の需要が供給を上回る状況が続くなど、先行きが懸念される大きな変化が生じています。

こうした情勢を踏まえ、農業者や農業団体、行政等の関係者が、消費者とのつながりも視野に入れて、一体的な取り組みを進めていくため、このたび、「えひめ農業振興プラン2011」を策定し、平成27年度までの5年間に重点的に取り組むべき方向や施策目標を明らかにいたしました。

どうか皆様におかれましては、担うべき役割を相互に認識し、連携して各施策の実現に努められますとともに、このプランに基づく本県農業・農村の振興に向けた取り組みに御理解をいただき、愛顔（えがお）あふれるえひめ農業・農村の実現に向けて、一層の御支援と御協力をお願いします。

終わりに、今回のプランの策定に当たり、各地域の懇談会に御参加いただきました方々をはじめ、貴重な御意見をいただいた多くの関係者の皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

愛媛県知事 中村 時広

えひめ農業振興プラン2011

目次

1	はじめに	1
2	これから取り組むべき方向	4
	基本政策別施策体系	6
	Ⅰ 生産力の向上（つくる）	7
	Ⅱ 販売力の強化（うる）	10
	Ⅲ 地域力の発揮（ひかる）	14
	Ⅳ 主要指標	16
	Ⅴ 営農モデル類型	17
3	広域営農圏域別振興方策	18
	① 宇摩広域営農圏	19
	② 新居広域営農圏	24
	③ 周桑広域営農圏	29
	④ 越智広域営農圏	34
	⑤ 温泉広域営農圏	39
	⑥ 上浮穴広域営農圏	44
	⑦ 伊予広域営農圏	49
	⑧ 喜多広域営農圏	54
	⑨ 八西広域営農圏	59
	⑩ 東宇和広域営農圏	64
	⑪ 北宇和広域営農圏	69
	⑫ 南宇和広域営農圏	74
4	参考資料：本県農業の現状と課題	79
	「新農業ビジョン後期重点推進プログラム」 の点検結果	

1 はじめに

【プラン策定の経緯】

県では、平成12年6月に10年後(2010年)に向けた本県の農業政策の指針となる「新農業ビジョン」を策定し、「すべての県民が一体となって、魅力と活力に満ちた農業・農村を共に創り上げていくことを目指す」を基本理念として、「地域特性を活かした魅力と競争力のある農業の展開」、「活力と潤いに満ちた農村の形成」、「中山間地域の振興による豊かで多彩な県土づくり」の3つの基本目標を掲げ、その実現に向け、諸施策を積極的に展開してきたところであり、中間年に当たる平成18年3月には、「新農業ビジョン後期重点推進プログラム」を策定し、後半5年間に取り組む県としての具体的な考え方を明らかにした。

今回、「新農業ビジョン」が最終年を迎えたことから、これまでの取組を分析・検証するとともに、現時点における農業政策や情勢の変化も加味した上で、今後解決すべき課題や方向性を打ち出し、県内の農業関係者の共通認識として、本県農業振興の指針となるべく「えひめ農業振興プラン2011」を策定することとした。

【プランの位置付け】

本プランは、本県農業政策の基本指針として位置付けるものであり、基本的には農業を営んでいる「農業者」である県民に向けた県の姿勢を改めて示すものであると同時に、「消費者」である県民に対しても、「食」ひいては「生命」の起点である「農業」への関心を一層高め、公益的機能を有する、農業・農村への理解促進を図るためのものである。

【プランの推進期間】

本プランは、時代の流れとともに変化する農業情勢や農業施策を反映し、可能な限りの実現性・実効性に配慮して、スピード感を持って施策を推進するため、平成23年度(2011年)を初年度として、平成27年度(2015年)までの5年間で推進期間とする。

【策定に当たってのポイント】

- ◆ 現在我が国農政においては、平成22年3月に国が策定した「食料・農業・農村基本計画」をベースとしながらも、同年後半からは、「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定」交渉への参加の是非をはじめとする、国際貿易交渉も視野に入れた、農林漁業振興策の検討が「食と農林漁業の再生推進本部」で開始され、本年6月には我が国としての基本的な方向性が示される予定であるなど、農業分野も含めた大きな転換期を迎えることとなっている。
現段階において、その方向性は不明確であるが、本プランにおいては、どのような方向が示されようとも、県民に対して「食」と「生命」、「食料供給」と「農業」といった観点から、改めて農業の重要性の再認識と、全ての県民が自分自身の将来の問題として理解できるように配慮した。
- ◆ また、これまでのビジョンと同様に、全県共通の課題に対する方向を示すこととしているが、本県では海岸・島しょ部、平野部、山間部といったように、それぞれの地域によって栽培する品目や形態、生産者の構成など、その特性が多岐にわたっている点を重視し、地域特性を十分に活かして、そこで農業に携わる人々に対して少しでも農業に対する意欲を維持させ、産地や経営規模の大小に関わらず、小さくとも新たな力を奮い立たせられることを目的に、県下12の広域営農圏での取組に重点を置いたものとしている。
- ◆ なお、プランの構成は、まず現状と課題分析を示したうえで、取り組むべき方向を明示する方法もあるが、県民の皆様に、プランを少しでも早く理解していただくため、これからの取組を先

に記述し、現状と課題分析は参考資料として後述する構成としている。

また、多くの人を対象にしたため、できる限り簡潔に記載するように努めた。

- ◆ 5年後の姿を示すための指標設定についての考え方は次のとおりである。

《全県》

将来の農業の維持・発展に向けた最重点課題が「担い手の確保・育成」であることは、現在の農業構造や現場からの声において共通項として存在しており、そのための魅力ある所得の確保、生産効率の向上を勘案して、全県共通の目標としては『人（担い手）』、『販売（生産）』、『土地（基盤）』に関するものを限定して設定した。

《各広域営農圏》

全県共通の目標のうち『人（担い手）』に関するものは必須項目として設定している。

また、地域（産地）としての取組姿勢を地元農業者に提示する必要があることから、広域営農圏ごとに、現在上位品目でなくても、今後生産を振興する推進品目について数量目標を設定したほか、圏域によっては、さらに重点的に支援する品目についても特出した。

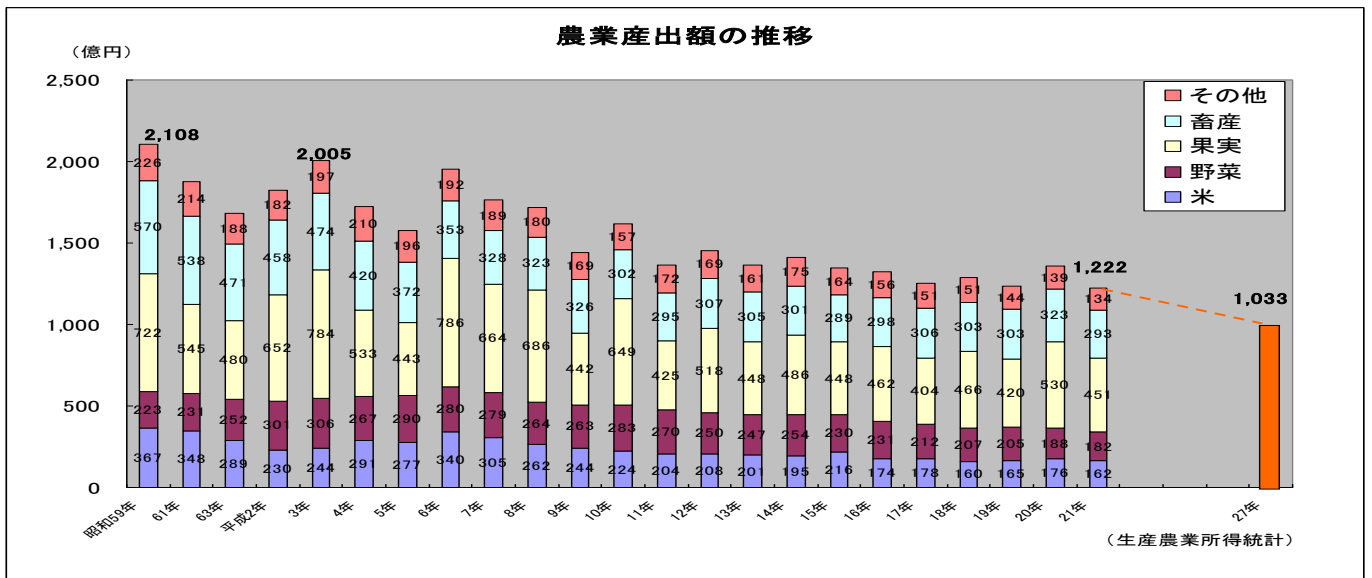
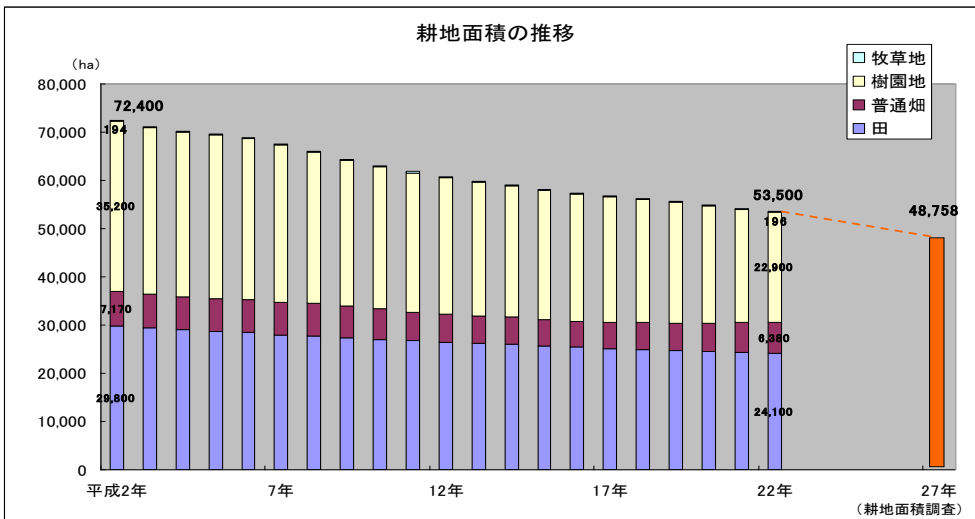
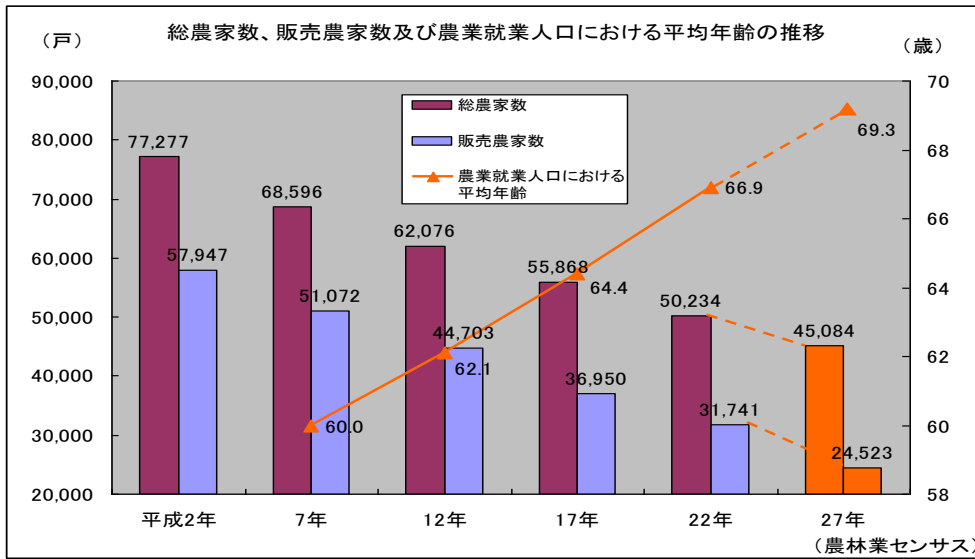
加えて、広域営農圏独自の取組を示すことを目的に、個々の実情に応じた目標を設定した。

【プランの進行管理等】

本プランの進行管理については、全県及び各広域営農圏で設定した指標に対する点検・評価を中心に毎年度終了後に実施し、点検・評価結果については、県のホームページで公表する予定である。

【本県農業の現状】

総農家数及び販売農家数（農業に携わる人）、耕地面積（土地）については、減少傾向が続いており、農業産出額についても、若干の上下はありつつも、やはり減少傾向にある。



2 これから取り組むべき方向

我が国農業は、国内の産出額や農業従事者数等が年々減少を続けており、今後、国際化が進められた場合、その環境は一層厳しさを増すことが予想されている。

その要因としては、長引く景気の低迷により、全体的に農畜産物価格の下落傾向に歯止めがかからず、逆に燃料や資材などのいわゆる生産に必要な経費は高止まりの状況が続いていることなどが挙げられ、結果的に厳しい経営を余儀なくされることが、新規就農が進まず、担い手の高齢化が進行する一因と指摘されている。

加えて、国際貿易交渉に関する我が国の方向性については、現在国において検討中であり、不透明な段階ではあるが、どのような状況にあらうとも、県内農業の足腰を強固なものにしていかなければならないことに変わりはない。

今後、県内の農業従事者数も減少していくことは避けられないが、認定農業者、集落営農組織及び企業参入を増やすことはもちろん、こうした担い手に農地等の資源を集中し、自らが経営的視点を持って効率的な生産・販売活動を行うことができるよう、行政や農業関係団体が一体となって積極的に支援していくことが不可欠である。

特に、これまで地域農業・農村に対して大きな役割を果たしているJAについては、農家所得の向上や農業・農村の維持・発展を図るためにも、営農指導の充実や流通をはじめとした経済事業の改革による経営基盤の強化など、一層積極的な取組が必要と考える。また、JA自身が「集落営農」の強力な推進や耕作・管理を行うことにより耕作放棄地の発生を防止するなど、新しい方向も求められているところであり、県としては、今後とも地域農業の核としての役割が期待されるJA及び市町等と共に、新たな担い手の確保・育成や優れた本県農畜産物の販売拡大などを積極的に進め、本県農業・農村の振興を図っていかなければならない。

加えて、県民の一人ひとりが「食」や「農業」に対する理解や感謝の気持ちを深め、そのことが国産・県産農畜産物の消費に繋がり、結果として食料自給率や農業所得の向上などに結びつくような仕組みづくりも極めて大切である。

これらのことを念頭に、後段に参考資料として整理した「新農業ビジョン後期重点推進プログラム（平成18～22年度）」の検証結果等に基づき、農業者、消費者、農業関係団体、他の関係産業団体、市町、県といった、それぞれがそれぞれの役割を果たし、かつ常にお互いの意思疎通、相互理解に努めていかなければ、成し遂げることができないことを十分に自覚したうえで、今後概ね5年間の本県農業の振興に対する取組を『生産力の向上（つくる）』、『販売力の強化（うる）』、『地域力の発揮（ひかる）』といった3つの「ガンバ『る』」を柱としてまとめ、愛顔（えがお）あふれるえひめ農業・農村の実現に取り組むこととした。



えひめ農業振興プラン2011の展開方向

基本政策の3本柱-3つのガンバ『る』！-



愛顔(えがお)あふれるえひめ農業・農村の実現

基本政策別施策体系

【基本政策】【基本施策】

【施策展開の方向】

【具体的な推進事項】

生産力の向上（つくる）	担い手の確保・育成	新規就農者や企業参入など多様な担い手の確保	新規就農者の確保 企業等多様な担い手の確保 女性の起業化・経営参画等の推進	
		えひめ農業を支える担い手の育成	農業大学校における就農者の育成 認定農業者等中核的経営体の育成 基盤整備を契機とした担い手の育成・確保	
		地域農業の守り手の育成	集落営農組織等の育成 作業受託組織やヘルパー組織の育成 地域農業を総合的に管理・調整・支援する体制整備の促進	
	農地の保全と生産基盤の充実	農地の効率的な利用推進	農地の利用集積の推進 基盤整備による省力化の推進 耕作放棄地の発生防止・解消 有害鳥獣による農作物被害の防止	
		農業水利施設の持続的な機能の発揮	農業水利施設の計画的な保全管理とかんがい施設の再編整備の推進	
	試験研究による	生産技術の研究・開発	農畜産物の生産力向上と安定供給に向けた技術開発 農畜産物の安全性と信頼確保にかかる研究の推進	
		新たな需要創出に向けた研究・開発	ブランド化に向けた優良新品種等の育成 農畜産物の機能性解析と利用技術の開発	
		地域資源の保全・活用に向けた研究・開発	遺伝資源の収集・保存 循環型バイオマス利用技術の開発	
	販売力の強化（うる）	えひめブランドの魅力	国内・海外に向けた県産農畜産物の販路開拓	ブランド化の推進 国内販路開拓の強化 海外への輸出促進
			効率的な流通システム構築への支援	輸送効率化の促進 出荷形態に応じた販売体制の構築
売れる（選ばれる）農畜産物づくり			適地適作の推進 安全・安心の確保 幅広い分野に対応した農畜産物づくりの推進 環境と調和した農畜産物づくりの推進 情報収集機能の充実強化	
消費者と農業者との絆づくり		消費者理解の促進	県産農畜産物の認知度の向上 食農教育の推進 農業体験を通じた農業に対する理解促進	
		農業者の顔が見える仕組みづくり	地産地消の推進 直売所等の利活用の推進	
		消費者と農業者とが支え合う仕組みづくり	消費者と農業者との連携強化 消費者等と一体となった県産農畜産物のPRの推進	
食の安全・安心の確保		食の安全性の確保	農薬、肥料、飼料、動物用医薬品等の適正使用の徹底 家畜伝染病の防疫強化 生産工程管理の策定による安全性の確保	
		環境保全型農業の推進	環境保全型農業実践者の確保・育成 エコえひめ農産物等の消費拡大の推進 良質たい肥生産及び利用の推進	
		消費者への的確な情報提供	食品表示の適正化の徹底と監視体制の強化 生産流通履歴情報の管理の徹底と伝達体制の整備	
6次産業化・農工商連携の促進		農業の6次産業化への支援	加工設備等の導入支援 商品企画・販路開拓と新たな産地スタイル形成の推進	
	農工商連携の推進	農業者と企業等との連携活動の推進 えひめ農工商連携ファンドの活用		
地域力の発揮（ひかる）	農村の活性化	地域協働による農村資源の保全・継承	中山間地域等直接支払制度の推進 農村環境保全向上活動の促進 住民参加による地域づくり	
		農村環境の整備・保全	定住環境整備の推進 地域を守る防災対策の推進	
		農村資源の活用	バイオマス等地域資源を活用した産業の創出	
	人材活用と交流推進	農村と都市の交流推進	グリーン・ツーリズムの推進 交流拠点等の整備推進と県内交流人口の拡大	
		普及指導機関等による支援体制の維持	JA等関係団体との連携推進 県の普及指導体制の維持	

I 生産力の向上（つくる）

「農畜産物をつくり育てること」は農業の原点であると同時に、我々の命の源である「食」の出発点である。それを将来への財産として守り育てていくためには、人・土地・水・技術が必要不可欠であり、そのいずれかが欠けても農業は成り立たない。

ここでは、愛媛農業の現状に正面から向き合い、その礎とも言うべき「人・土地・水・技術」の確保・育成に対してどう取り組んでいくべきかを提示するものである。

1 担い手の確保・育成

農業・農村は国民への食料供給のみならず、県土の保全や水資源のかん養、文化の伝承など多面的な機能を有しており、その効果は地域住民をはじめ県民全体が享受している。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増大など大変厳しい状況にあり、新たな担い手の参入も進まず、農業の持続性が失われようとしている。

今後、農業従事者の減少が続く中において、将来に向けての最大の課題は「担い手の確保・育成」であることは、生産者や農業関係者からの声として切実なものがある。また、小規模農家及び高齢農家の割合が高いこと、農業従事者の半数を女性が占めることなどを踏まえ、経営改善に加え、農地・農村集落の維持などの観点からも、集落営農組織の育成及び法人化など組織の持続性を高める取組や意欲ある農業者の育成、さらには農地の流動化と耕作放棄地の解消に対するJAのサポートなども不可欠であり、そのためには、効果的な基盤の整備も必要である。

国や県、市町やJAなど、これまでも様々な方面で担い手対策に取り組んできたところであるが、特に、引き続き取り組む事項として次の3点を掲げた。



(1) 新規就農者や企業参入など多様な担い手の確保

- ① 農業従事者数の減少に歯止めをかけることは極めて困難であるが、各年齢層（青年層や中高年層）や各就農形態（農家子弟、U・Iターン、雇用就農）別に新規就農者の確保対策を講じることで生産体制の維持・充実を図る。
- ② 農地法に基づき、地域の状況に応じ、継続的かつ安定的に、地域と調和のとれた農業経営を行うと見込まれることを前提に、企業をはじめとする多様な形態の農業参入を推進する。
- ③ 農畜産加工品の製造販売など、起業活動を通じて女性の経済的地位の向上を促進するとともに、家族経営協定の締結による女性の働きやすい環境づくりや地域における方針決定過程への参画などを積極的に推進する。

(2) えひめ農業を支える担い手の育成

- ① 次代の農業や農村を担う優れた青少年を育成するとともに、農業者等が農業に関し生涯にわたって行う学習活動を支援するため、愛媛県立農業大学校の充実・強化を図る。
- ② 認定農業者の育成や経営改善への支援等により、地域のリーダーとなりうる農業者の育成を図る。

- ③ ほ場や用排水施設などの生産基盤の計画的な整備を推進し、作業効率等を高めることにより、多様な担い手の育成・確保を図る。

(3) 地域農業の守り手の育成

- ① 農業従事者の減少が著しい現状にあっては、集落営農組織の育成や法人化に努めることにより、一層の農地の集約化を進め、集落単位や複数集落間での協力による農地の維持及び営農活動の継続を支援する。
- ② 集落営農組織以外にも作業受託組織やヘルパー組織など、集落の合意形成を図り、個々の地域の実情に合わせた段階的な担い手の育成に努める。
- ③ 地域農業を総合的に管理・調整・支援する体制の整備を促進するとともに、支援内容の充実を図る。

2 農地の保全と生産基盤の充実

本県においては、農業振興地域整備制度や農地転用制度の適正な運用により、優良農地の確保を図るとともに、担い手への農地の利用集積や農業生産基盤の整備等により、農地を農地として有効に活用するための対策を推進してきたところである。

しかしながら、本県の耕作放棄地面積は、平成12年から平成22年の10年間で2,022ha増加し、1万haを超えている状況にある。加えて、農業者の減少や高齢化が、耕作放棄地の増加にさらに拍車をかけており、このことが鳥獣被害増加の一因ともなっており、結果的には農業者の生産意欲を低下させている。

この状況を打開するため、優良農地の確保・保全と利用集積、農業生産基盤の整備を推進するほか、各種支援対策により、耕作放棄地の発生防止と解消を図り、農地の有効利用を促進するとともに、整備後、長期間経過している施設の適切な保全管理と計画的な更新整備に対して、引き続き取り組む事項として次の2点を掲げた。



(1) 農地の効率的な利用推進

- ① 農業振興地域整備制度や農地転用制度の適正運用による長期的な視点に立った優良農地の確保・保全に努めるとともに、農業委員会による農地のあっせんや農地保有合理化法人及びJAなどの農地利用集積円滑化団体の取組を支援し、その体質強化を図る。
- ② 水田の大区画化、樹園地における園内道の整備やスプリンクラーに代わる新たなかんがい方式（点滴かん水）の導入など、省力化・低コスト化や高品質化に向けた基盤整備を推進する。
- ③ 耕作放棄地対策に向けた体制を充実させるとともに、農地の利用集積や再生利用、担い手の確保・育成などにより、耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

- ④ 鳥獣被害は、農家所得の減少に直結するとともに農業者の生産意欲の減退を招き、耕作放棄地の増加を助長させるなど、農地の有効活用等の際し、重大な影響を及ぼしていることから、県自らの体制強化と関係団体との連携により、地域の被害状況に応じた効果的な対策に取り組み、農作物の被害防止を図る。

(2) 農業水利施設の持続的な機能の発揮

- ① 限られた予算の中で、既存水利施設の効率的かつ効果的な長寿命化と破損による二次被害の防止を図るため、リスク評価を取り入れた機能診断を行い、その結果を踏まえたうえで、計画的に保全対策を実施するとともに、新たな個性化産地への転換に対応したかんがい施設等の再編整備を推進する。

3 試験研究による技術開発

農業や農村の維持・発展を支える技術開発においては、高い技術による生産力の強化、農畜産物のブランド化を支える収益性の高い新品種の開発や新たな需要創出による販売力の強化、持続的な生産を支える地域資源の活用保全に係る研究が重要なことから、今後、重点化すべき研究領域として次の3点を掲げた。なお、老朽化が著しく、研究環境が悪化している施設については、整備を検討する。



(1) 生産技術の研究・開発

- ① 優れた品質を備えた品種の選定や省力化・低コスト化等の技術、植物工場における栽培システム、新病害虫の防除技術、自給飼料を利用した家畜飼養管理技術の開発など、農畜産物の安定供給に向けた研究に取り組む。
- ② 農畜産物の食品安全性を高め、消費者の信頼を確保する生産方式の開発や調査分析を推進するとともに、最先端の技術を取り入れ、生産の効率性を高める研究に取り組む。

(2) 新たな需要創出に向けた研究・開発

- ① えひめブランドを支える、付加価値の高い米麦、野菜、果樹、花き、畜産の品種等を開発・育成するとともに、利活用技術の開発に取り組む。
- ② 農商工連携や医農連携による新たな需要創出につなげるため、農畜産物に含まれる機能性成分を明らかにし、事業化に向けた利活用技術を開発する。

(3) 地域資源の保全・活用に向けた研究・開発

- ① 県下各地域の気候や地理などに適した古くから伝わる地域特産物は県民共有の財産であることから、これらを貴重な遺伝資源として、将来にわたって利用するための収集・保存に努める。
- ② 農業の基本となる生態系を持続的に利用し、低炭素社会や循環型社会を実現するため、地域バイオマスの有効利用技術の開発を推進するとともに、農地による温室効果ガスの発生抑制効果を測定するなど、地球温暖化に対応した調査研究に取り組む。



Ⅱ 販売力の強化（うる）

農畜産物価格が低迷する一方で、肥料や生産資材の価格が高止まりするなど、農業者の生産意欲を減退させるような社会的背景が浮き彫りになる中で、「もうかる農業の実現」は、担い手の確保をはじめ、農業の持続性、産業としての農業を再生するために必要不可欠な要素である。

ここでは、県民や関係団体などとの連携を、これまで以上に柔軟かつ強固なものにしつつ、農業所得の増大に直接的に関わる「販売力」に対してどう取り組んでいくべきかを提示するものである。

1 えひめブランドの魅力向上と販売拡大

今後、国内・海外を問わず競争力が一層求められる時代にあつては、生産努力によるコスト削減を図ることに加え、産地として時代のニーズを捉え、マーケットインの視点を持ちつつ、消費者や実需者から選択される農畜産物を生産・販売する「売れる（選ばれる）農畜産物づくり」を実現することは大前提である。

そのうえで、農業の持続性が担保されるような所得を確保するためには、いかにして本県農畜産物の価値や認知度を上げ、その販売を拡大していくかが極めて重要になっていることから、付加価値を高めるブランド化や海外輸出も含めた新たな販路拡大、効率的な流通システムの構築などに取り組む事項として次の3点を掲げた。



(1) 国内・海外に向けた県産農畜産物の販路開拓

- ① 他県産品や安価な海外産品との競争に打ち勝つために、「愛」あるブランド産品をはじめとする、安全・安心で優れた品質の農畜産物や加工品づくりを推進する。
- ② 大消費地でのトップセールス、量販店フェア、商談会支援のほか、新たな国内消費地の開拓などを通じて、農畜産物の販路開拓を強化する。特に、人口規模や情報発信力が大きく、全国への波及が期待できる首都圏でのPRに注力する。
- ③ 農畜産物の新たな販売戦略の一つとして、台湾・香港をはじめアジア圏域を中心とした海外への販路拡大を促進するため、トップセールスの実施や経済・観光分野との連携など県全体でのPR体制を構築する。

(2) 効率的な流通システム構築への支援

- ① 「通いコンテナ」の普及や配送の共同化など、輸送の効率化を促進する。特に首都圏へ

の搬送に係る物流コストの低減を図るため、県内の農産物等を集荷・配送するトラック便の運行を支援する。

- ② 直接取引、契約販売、集出荷場の簡易化、出荷規格の簡素化、共販体制の強化・改善のほか、直売所への出荷など、多様な出荷形態に応じた販売体制の構築を促進する。

(3) 売れる（選ばれる）農畜産物づくり

- ① 県内の各地域における産地の伝統や風土を活かした各産地に適する果樹、野菜、花き等の高品質・安定生産を支援する。
- ② 安全・安心志向が強い消費者に対して、生産から販売に至る全ての段階で安全性向上のための取組を徹底する。
- ③ 食の外部化や簡便化、機能的食品の普及への対応に加え、医療・福祉分野との連携なども視野に入れた農畜産物づくりを強化する。
- ④ 環境問題に対する県民意識が高まる中、減農薬・減化学肥料栽培(飼料を含む)等による環境と調和した農畜産物づくりを推進する。
- ⑤ 情報を制することが有利販売につながることから、既設の組織同士の連携も含めて、消費地での幅広い情報収集とその取捨選択による的確な判断を行い、消費者動向を把握したうえで、各産地との情報交換機能の充実を図る。

2 消費者と農業者との絆づくり

農畜産物の流通形態が多様化、高度化する中、農業者と消費者との距離が広がり、消費者は食の安全・安心や食料の安定供給に不安を感じている状況にあり、近年、農業者と消費者との距離が近い直売所の販売額は増加傾向にある。

また、全国的な消費者動向としては、「経済性」や「安全」、「健康」などを求めているほか、「国産品志向」は約5割を超えた状況にある。さらに県内の金融機関系シンクタンクの調査では、県内消費者の半数以上が農産物購入時に「愛媛県産」であることを重視し、その理由として「安全・安心」、「鮮度」以外に「愛媛の農家を応援したい」というものも挙げられている。

このように潜在的に消費者が持っている、県産品や国産品に対する高い信頼に応えるため、農業者と消費者の絆を深め、農家手取りの向上と消費者の不安感を拭い去る双方にメリットがある流通販売システムの構築に取り組む事項として次の3点を掲げた。



(1) 消費者理解の促進

- ① 県民誰もが、愛媛の農畜産物を「知り」、「買い」、「食べる」ことによって、県民自身が愛媛産の価値を認識することが極めて重要なことから、県内、特に松山圏域における県下各市町の県産農畜産物の認知度向上及び消費拡大策を展開する。
- ② 食の大切さや農業・農村の有する多面的機能、またエコファーマーやエコえひめ農産物(愛媛県特別栽培農産物等認証制度に基づき認証された農産物)などの環境保全型農業に対

する理解を深めるため、未来を担う子どもたちをはじめとする多くの県民に対して「食に対する感謝の気持ちや食べ物を育む農業の大切さ」等を伝える食農教育を推進する。

- ③ 体験農園、観光農園など消費者が農業に直接触れ、多面的機能を含めた農業に対する理解促進を図る機会を提供する。

(2) 農業者の顔が見える仕組みづくり

- ① 農業者と消費者の顔が見える関係づくりに向けて、愛あるサポーター制度の推進、学校給食等への供給システムの構築支援など、地産地消を推進する。
- ② 農業者と消費者の距離が近い販売形態である直売所は、県内でも整備が進展しており、相互理解をより一層深めるため、設置主体となっているJA、自治体、団体・法人等のネットワーク化を含めた体制づくりを推進する。

(3) 消費者と農業者とが支え合う仕組みづくり

- ① 消費者と農業者が、農畜産物に対して、お互いのニーズを直接把握することにより、信頼関係を深め、継続的な生産と販売を維持できる仕組みづくりを推進する。
- ② 県産食材を使った「スイーツ」など、県産農畜産物のイメージアップと販路拡大につながる加工品や料理メニューの開発・PRに、農業者、商工業者、消費者等が一体となって取り組む。

3 食の安全・安心の確保

輸入農産物における生鮮食品の農薬問題の発生以降、特に食品の安全・安心が強く求められている今日、安全なことはもちろん、安心感をもって消費者が購入できる農畜産物の供給は、農業者として遵守すべき当然の責務である。

そのため、農畜産物の安全性の確保に努めるとともに、流通段階での適正な情報を提供するため、生産段階での指導・監視の徹底、農業者自らの取組に対する支援強化、衛生管理の徹底及び食品表示等の適正化に取り組む事項として次の3点を掲げた。



(1) 食の安全性の確保

- ① 農薬、肥料、飼料、動物用医薬品等の適正使用の徹底を図るため、指導や監視を強化する。
- ② 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、BSE等に対する防疫を強化するとともに、近隣県で発生した際の農業者、農業関係団体、市町、県が一丸となった未然防止対策及び迅速な初動体制を徹底する。
- ③ 県産農畜産物に対してより一層の安心感を提供できるように、生産者による農産物の生産工程管理（GAP）への取組を推進する。



(2) 環境保全型農業の推進

- ① エコファーマーの確保・育成やエコえひめ農産物の認証件数の増加を図るとともに、家畜排せつ物のリサイクル指導を実施し、環境保全型農業の実践者の確保・育成に努める。

- ② エコえひめ農産物等の生産者の生産意欲の向上を図るため、消費者の認知度の向上や販売拡大につながる取組を積極的に支援する。
- ③ 家畜排せつ物の有効利用に向けた指導等を強化し、良質たい肥生産に努めることで、より一層の利活用を推進する。

(3) 消費者への的確な情報提供

- ① 県普及指導機関をはじめとする担当者間の情報共有、相談・指導レベルの高位平準化を図るとともに、食品表示に携わる人材の育成を行い、表示の適正化を徹底する。万一、事件や事故が発生した場合には、迅速な情報提供に努める。
- ② 農畜産物における生産履歴情報の管理の徹底や伝達体制の構築を図る。

4 6次産業化・農商工連携の促進

農業所得を増大させていくためには、近年、各地域の直売所などでも見られるように、生産した農畜産物を単に出荷（販売）するだけでなく、農業者自らが、また、商工業者等との連携等を通じて、農畜産物を基点とした新商品や新サービスの開発、販路開拓等に取り組む必要がある。

そのため、いわゆる6次産業化や農商工連携に対し、積極的な支援に取り組む事項として次の2点を掲げた。

(1) 農業の6次産業化への支援

- ① 農業者自らが加工や流通、外食等に進出する際の施設導入等に対して、積極的に支援するとともに、6次産業化に向け、地域資源の活用や起業活動など、地域や女性などの力を最大限に活かす。
- ② 農畜産物の持つ機能性成分等に着目し、「健康」をひとつのキーワードとするなど、一次加工や外食などに係る商品企画・開発や販路開拓等を支援するとともに、新たな産地づくりのモデルとして、品種拡大と加工品開発を同時並行に進めることで、これまでとは異なる生鮮品と加工品の同時販売といった新たな産地スタイルの形成を推進する。

(2) 農商工連携の推進

- ① 農業者と企業等が集う組織として設立された「あぐりすとクラブ」の機能を充実させながら、農業と商工業とのマッチングやコーディネーターによるアドバイス等、会員相互の連携や新しいビジネスの創出に必要な活動を支援する。
- ② 平成22年度から本格実施したえひめ農商工連携ファンド事業等を活用することにより、商工業者等との連携を強化し、経営拡大や新商品・新サービスの開発、販路開拓に取り組む意欲ある農業者を支援する。



Ⅲ 地域力の発揮（ひかる）

中山間地域を中心とした農村は、農業生産のみならず、県土保全、水資源のかん養、美しい農村風景の形成や生物多様性の保全など多面的な機能を有しており、これらは集落を単位とした農家共同による農地や農業施設等の維持・管理、地域住民の相互扶助による生活環境の保全活動により保たれているが、過疎化や高齢化により、その集落機能が喪失、又は喪失しつつある地域も多数発生しており、農業施策を通じた農村のあるべき姿の維持・再生は、本県の地域振興策としても必要不可欠である。

ここでは、農村地域における活力の源を「人」と「資源」として、豊かな自然環境と地域資源の保全、活用に対してどう取り組んでいくべきかを提示するものである。

1 農村の活性化

農村が持つ多面的機能は、農業生産活動を中心とする地縁によってつながったコミュニティを基礎として維持されている。しかし、生活用水・集落排水の未整備など定住環境の水準の低さや過疎化により、農村コミュニティは失われつつあり、その機能低下が危惧される。

そのため、農業生産活動の基盤である農地や農業用水等の整備、保全活動に加え、生活環境や景観等の農村資源の保全と魅力ある環境資源の活用、未利用資源の発掘と活用による新たな事業の創出に取り組む事項として次の3点を掲げた。



(1) 地域協働による農村資源の保全・継承

- ① 中山間地域等直接支払制度を活用することにより、本県農業の大部分を担う中山間地域の農業生産活動、多面的機能の維持・増進に努める。
- ② 地域資源の適切な保全管理を地域ぐるみで取り組む農村環境保全向上活動は、地域のつながりが強化されるなど、農村集落の活性化にも貢献していることから、今後とも積極的に活動を支援する。
- ③ 非農家や世代を超えた多様な主体の参画を得ながら、地域の将来を担う子どもたちを中心に自然環境や農業の大切さを伝える取組を推進する。

(2) 農村環境の整備・保全

- ① 自然的、社会的条件が不利な中山間地域の農村振興のため、地域の実情に応じた定住環境の整備を推進する。
- ② 農地等の保全や地域住民の安全を確保するため、老朽ため池の改修をはじめとした各種農地防災事業を推進する。

(3) 農村資源の活用

- ① 農村固有の自然環境、景観、文化や農村地域に豊富に存在するバイオマス、太陽光・水力などの未利用の地域資源等を活用した新たなビジネスを創出することで、活力ある農村の再生に努める。

2 交流推進と人材活用

地域力を発揮していくためには、その地域の持つ魅力を「知る」「伝える」ことも重要な視点であることから、県内外の人々との交流を推進するとともに、様々な立場の「人」との関わり合いを持ち、絆を深めていくことも不可欠であることから、行政や地域のJA等、双方の連携強化や地域住民等の参画意識の向上に取り組む事項として次の2点を掲げた。



(1) 農村と都市の交流推進

- ① 女性が中心となって活動しているグリーン・ツーリズムについては、農村以外の人々との交流によって様々な効果がもたらされることから、引き続き、本県の特長と独自性を盛り込んだ活動を推進する。
- ② 都市住民が求める農村でのライフスタイルに対応するため、農村の多面的機能、自然環境及び環境保全等を理解してもらうための体験や交流の拠点整備等を行い、都市住民との交流・永住人口の増加を図るほか、県内各地から南予地域やしまなみ地域などへ出向く機会を提供することによる、県内交流人口の拡大に積極的に取り組む。

(2) 普及指導機関等による支援体制の維持

- ① 普及指導員は、地域を担う農業者、JA職員、市町職員等との連携を強化し、地域一体となって課題解決に取り組む。
- ② 担い手の確保・育成や6次産業化の推進など、多様化する課題には今後とも積極的な支援が不可欠であることから、農業者への技術・経営指導等を業務とする県の普及指導体制を維持する。



IV 主要指標

指 標	現 状 (H21)	目 標 (H27)	備 考
新規就農者数(人) (法人等への就業者を除く)	122	130	年間の新規就農者数 ※現状はH17～21までの5年間の平均
新規参画企業数(社)	5	7	年間の新規参画企業数 ※現状は同上
認定農業者数(経営体)	4,985	5,161	
〃 (実人員数)	5,324	5,707	
集落営農組織数	258	303	
耕地面積(ha)	53,500	53,500	
水田ほ場整備面積(ha)	11,801	12,400	
畑地かんがい施設整備面積(ha)	15,691	16,000	
基幹水利施設の更新受益面積(ha)	5,296	13,000	
水田(ha)	4,446	9,000	
樹園地(ha)	850	4,000	
ため池改修箇所数(カ所)	419	540	

指 標	現 状 (H21)	目 標 (H27)	備 考
農業産出額(百万円)	122,200	135,000	※すう勢H27 : 103,300
米	16,200	16,200	目標は、中国四国で1位を目指す。
麦類	300	465	
豆類	100	110	
果実	45,100	45,100	
野菜	18,200	23,965	
花き	3,500	4,120	
工芸作物	1,100	1,100	
肉用牛	3,500	3,633	
乳用牛	4,900	4,900	
豚	10,800	14,006	
鶏	9,700	11,210	
その他	8,800	10,191	
「愛」あるブランド製品の販売額 (百万円)	4,645	5,231	

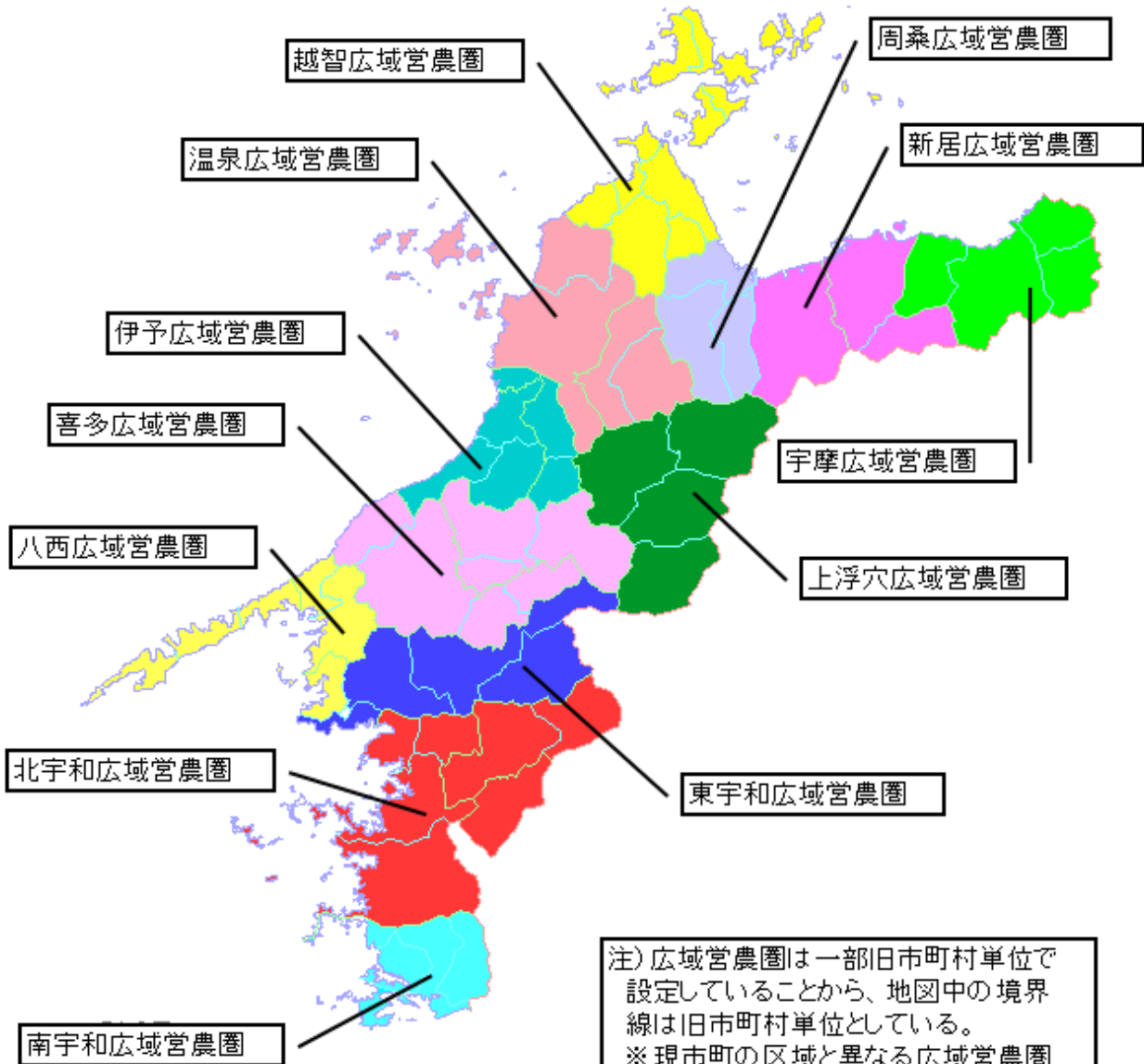
V 営農モデル類型

区 分		営 農 類 型 (規模等)	総所得(千円)
沿岸島しょ部	土地利用型	いよかん(1.0ha) + 不知火(0.8ha) + 優良中晩柑(1.2ha)	8,304
		うんしゅうみかん(1.5ha) + いよかん(0.5ha) + 優良中晩柑(0.7ha) + キウイフルーツ(0.3ha)	8,116
		清見(1.0ha) + 甘夏柑(0.8ha) + 不知火(0.5ha) + 優良中晩柑(0.7ha)	7,895
	施設型	施設中晩柑(0.3ha) + いよかん(0.5ha) + 不知火(0.5ha) + 優良中晩柑(0.5ha)	6,741
農山村	土地利用型	かき(2.0ha) + うめ(1.0ha)	8,025
		くり(3.0ha) + 夏秋きゅうり(0.3ha) + 乾しいたけ(原木2万本)	7,490
	施設型	施設ぶどう(1.0ha) + もも(0.2ha)	7,240
	集落営農(土地利用型)	水稻(15.0ha) + 大豆(15.0ha) + 水稻作業受託(田植え10.0ha、収穫10.0ha)	10,286
平地	土地利用型	いよかん(1.0ha) + 不知火(0.8ha) + 優良中晩柑(1.2ha)	8,304
		うんしゅうみかん(1.5ha) + いよかん(0.5ha) + 優良中晩柑(0.7ha) + キウイフルーツ(0.3ha)	8,116
		ほうれんそう(1.2ha) + 水稻(10.0ha)	7,666
	施設型	施設高設いちご(0.45ha) + 水稻(4.55ha)	9,056
		施設アスパラガス(0.45ha) + 水稻(4.55ha)	8,486
		施設トマト(0.45ha) + 水稻(4.55ha)	8,313
	集落営農(土地利用型)	麦(30.0ha) + 大豆(30.0ha)	40,734
畜産	酪農(経産牛40頭 育成牛20頭 飼料作物4.15ha)	6,057	
	肉用牛(肥育牛100頭 飼料作物4.6ha)	6,849	
	養豚(母豚160頭 肥育豚1,600頭)	8,476	
	養鶏(採卵鶏) 成鶏30,000羽 育成鶏15,000羽	4,923	
	養鶏(ブロイラー) ブロイラー40,000羽	6,527	
直売所等活用型	農産物(野菜、果樹) + 加工品(漬物、菓子類)	4,500	
	加工品(餅類、菓子類、ジュース、ジャム等) + 農産物(野菜)	4,000	

(注) 優良中晩柑は、せとか、愛媛果試第28号(紅まどんな)、甘平等
 施設中晩柑は、せとか、愛媛果試第28号(紅まどんな)等

3 広域営農圏域別振興方策

12の広域営農圏域の位置図



注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で設定していることから、地図中の境界線は旧市町村単位としている。
 ※ 現市町の区域と異なる広域営農圏
 新居… 新居浜市と旧西条市
 周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小松町(いずれも現西条市)
 八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶町(現西予市)
 東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

宇摩広域営農圏

※写真は当圏域の「推進品目」



さといも



やまのいも



養鶏



養豚



お茶



宇摩広域営農圏

注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で設定していることから、地図中の境界線は旧市町村単位としている。

※ 現市町の区域と異なる広域営農圏

新居… 新居浜市と旧西条市

周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小松町(いずれも現西条市)

八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶町(現西予市)

東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

○ 甘平林ゴ、うま

圏域別振興方策（宇摩広域営農圏）

1. 圏域の現状と課題

○ 当圏域では、主力の養鶏や養豚において経営の大規模化が進んでいる。また、平坦部の土居地域では水田の基盤整備が徐々に進むとともに、ライスセンターや育苗施設の整備、さといも栽培の機械化などで担い手を中心とした農作業受委託組織への法人化に向けた環境が整いつつある。

担い手は、高齢化が進み、今後減少が懸念されるため、新規就農者の確保はもとより、効率的な農地管理を行うため、集落営農を推進する必要がある。

また、当圏域特産のさといもや、やまのいもが水稻との輪作作物として定着するとともに、茶の無農薬栽培が行われている。

○基礎データ

区 分		宇 摩
基幹的農業従事者(人):H22		1,838
認定農業者(経営体):H21		148
上位品目 生産額 (百万円)	養鶏	1,496
	養豚	1,258
	さといも	962
	水稻	822
	茶	89

主な関係機関：四国中央市、JAうま、JA東予園芸、四国中央市農業振興センター

2. 圏域としての基本目標

(1) 生産力の向上

〈これまで取り組んできたこと〉

生産の基礎となる担い手の確保・育成を図るために、四国中央市農業振興センターを基幹とし、農業高校、農業大学校、農業参入希望企業等に対して情報提供や就農支援講座等を行うとともに、青年農業者、女性農業者、認定農業者等に対して生産技術や経営技術向上のための研修会・講習会を開催し、農業者としての資質向上に努めてきたほか、中山間地域においては、高齢化が進行する中で、集落組織の設立に向け、集落リーダーの育成や集落の合意形成等の支援を行ってきた。

また、収入の安定化を図るために、試験研究機関等と連携して地域特産品の開発（さといも等）や省力化技術の確立に努めてきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 多様な担い手を確保するための就農相談、情報提供、就農支援講座の開催
- 女性、高齢者等による起業活動に伴う推進会議、販売促進及び商品開発講座の開催
- 青年農業者の能力向上のための作目別研修会、交流会の開催
- 認定農業者の経営発展のための生産技術研修会及び経営向上研修会の開催、新規作目の導入検討
- 収入確保のための特産品の商品開発と省力化による経営の拡大
- 高齢化に対応した作業受委託組織の育成
- 基盤整備を契機とした集落営農組織の法人化への支援
- 担い手を核とした集落営農の活性化
- 耕畜連携による新規需要米の拡大

(2) 販売力の強化

〈これまで取り組んできたこと〉

農業収入の安定を図るため、当圏域の特産品であるさといもの新規販路(京浜市場)の開拓や新たな加工品(サトイモコロッケ、ロールケーキ等)の開発に努めてきた。やまのいもは、新品種の「やまじ王」の導入を推進し、産地化に向けた対策を講じた。

畜産に関しては、規模拡大のための施設整備に伴う経営分析・診断を行い、経営状況を把握したうえで制度資金の活用など、適宜適切な対応を実施してきた。畜産環境に関しては、悪臭防止や疾病の予防対策、たい肥の適正処理等について適切な指導を実施した。

果樹については、優良中晩柑として「不知火」、県育成品種である「愛媛果試第28号(紅まどんな)」、「甘平」を推進し、キウイは「ゴールドキウイ」の生産技術の確立と普及に努めた。

〈これから取り組もうとすること〉

- さといも、やまのいも産地のブランド化と産地拡大
- 地元産野菜・果実の学校給食や直売所等への販売拡大
- 女性や高齢者等の起業活動の推進による加工・販売の拡大
- 県の戦略品種「愛媛果試第28号(紅まどんな)」の簡易施設栽培及び甘平の生産拡大
- 養鶏における産卵成績の向上対策と低コスト化の推進

(3) 地域力の発揮

〈これまで取り組んできたこと〉

地域農業のマネージメントセンターとして、平成19年4月に四国中央市農業振興センターを設立し、指導機関の一元化を図るとともに、関係機関が連携のうえ、農家に対し迅速な対応を展開してきた。

また、農村環境保全向上活動などの農村集落における活性化対策についても、関係機関と連携を図りながら、取組面積の増加などに積極的に取り組んできた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 地域内に存在する未利用資源を活用した新たなビジネスの創出
- 中山間地域での就農定着促進に向けた生活環境の整備
- 地域の実情に合わせた農業の活性化
- 農村生活や営農環境の改善(鳥獣被害、耕作放棄地対策、基盤整備含む)

3. 宇摩広域営農圏として5年後に向けて重点的に取り組むもの

(1) 新規就農者数

当圏域では、高齢化等による担い手の減少が著しく、地域農業の持続を図るため、新規就農者を確保するとともに、企業の農業への参入を促進する。

指 標		現 状 (H17～H21 累計)	中間目標 (H23～H25 累計)	最終目標 (H23～H27 累計)	備 考
新規就農者数 (法人等への就業者を除く)	人	16	11	18	
新規参画企業数	社	0	1	1	

《具体的な取組》

- ① 推進品目等による収入の確保対策 ※(4)、(6)を参照
 推進品目等：さといも(愛媛農試V2号(伊予美人))、やまのいも(やまじ王)、養鶏、養豚、茶、愛媛果試第28号(紅まどんな)、甘平
- ② 新規就農確保対策
 農業大学校等への働きかけ
 U・Iターン者・定年退職者等の情報収集と働きかけ
- ③ 地域の支援体制の確立
 農業振興センター機能を活かした総合支援
 J A部会や協議会等による生産技術及び経営管理の指導

(2) 認定農業者数

当圏域では、再認定が困難な経営体が見られるため、四国中央市農業振興センターを拠点に、認定農業者等の経営改善の指導・支援を行い、地域の実態に即した多様な担い手を確保・育成する。

指 標		現 状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備 考
認定農業者数	経営体	148	154	158	
実人員数	人	151	161	167	

《具体的な取組》

- ① 経営体、集落営農組織、農業生産法人等への経営改善の指導
 個別の巡回指導や経営診断の支援

- 栽培講習会や簿記講習会の開催
 ②推進品目等による収入の確保対策 ※(4)、(6)を参照
 ③基盤整備を契機とした担い手の育成・確保
 天満上地区におけるほ場整備事業の推進

(3) 集落営農組織数

当圏域では、高齢化による労働力不足がますます深刻になっており、産地を維持する目的から、積極的に集落営農の推進を行い、地域の担い手を確保する。

指 標	現 状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
集落営農組織数	13	14	14	

《具体的な取組》

- ①推進品目等による収入の確保対策 ※(4)、(6)を参照
 ②農地の効率的な利用の推進
 集落営農組織の法人化
 農作業受託システムの構築
 ③鳥獣被害の防止対策
 中山間地域を中心とした集落単位での計画的な進入防止柵等の設置

(4) 当圏域で取り組む推進品目

農家所得の向上を図るため、当圏域における特産品の産地化と新たな商品開発や販路開拓等を実施し、推進品目の維持・拡大を目指す。

指 標		現 状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
さといも	ha	198	208	217	
やまのいも	ha	23	25	25	
養鶏	万羽	62	62	62	
養豚	千頭	26	26	26	
茶	ha	49	49	49	

《具体的な取組》

- ①推進品目の栽培体系の確立
 さといも：機械化一貫体系による省力栽培技術の普及拡大
 茶：かぶせ技術の導入・拡大
 ②流通販路の開拓
 さといも(愛媛農試V2号)、やまのいも(やまじ王)の生産拡大と販路開拓
 茶(霧の森大福)：県内外に対するPR活動の強化
 ③安全・安心な農産物の生産体制の確立
 さといも：エコえひめの導入支援
 養豚、養鶏：畜舎環境の整備

(5) 地元農産物の栽培拡大による地産地消活動の推進

《選定理由》

四国中央市は「食農教育」に根ざした「地産地消」を推進しており、学校給食向けを中心として米や野菜、果実の供給を増やすとともに、地元直売所においても地産地消の拡大を図り、地域の食と農業に対する理解を深める。

指 標		現 状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
直売所での野菜販売金額	百万円	74	78	80	
直売所での果実販売金額	百万円	33	34	37	

《具体的な取組》

- ①食農教育活動への支援による地産地消意識の高揚
 食育フォーラムの開催及び小中学校における食農教育の推進

- ②直売所への出荷者に対する栽培及び販売講習会の開催
講習会による直売所への出荷者の増大
旬を柱とした多品目による周年供給体制の構築
安全・安心な農産物栽培の推進（エコファーマー、エコえひめの推進）

（6）県戦略品種の生産拡大

《選定理由》

宇摩広域管内では県育成品種であり、果樹の戦略品種でもある、愛媛果試第28号（紅まどんな）、甘平の導入を推進している。品種の特性を活かした適正な栽培と省力化技術の確立を図り、導入農家の所得向上に努める。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
愛媛果試第28号(紅まどんな)と甘平の栽培面積	ha	3	8	16	

《具体的な取組》

- ①品種特性を活かす地域栽培技術の確立
地域に応じた栽培技術の確立・普及
- ②省力化技術の確立・普及
技術の組み立てによる省力栽培（簡易施設栽培等）の確立・普及
- ③販路の拡大
品質向上による直売所での贈答品取扱及び市場への出荷の拡大

新居広域営農圏

※写真は当圏域の「推進品目」



水稻



はだか麦



いちご



ほうれんそう



なす



注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で設定していることから、地図中の境界線は旧市町村単位としている。

※ 現市町の区域と異なる広域営農圏

新居… 新居浜市と旧西条市

周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小松町(いずれも現西条市)

八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶町(現西予市)

東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

圏域別振興方策（新居広域営農圏）

1. 圏域の現状と課題

○ 当圏域は、都市化が進む新居浜市ではいちごやトマトを基幹品目とする施設型の農業経営が、また、旧西条市では水稻をはじめとする土地利用型作物とほうれんそうやなす等の特産野菜を組み合わせた複合経営が展開されている。

担い手は、今後更に高齢化と減少が懸念され、新規就農者の確保はもとより、多様な担い手の確保等を通じた、地域や集落の農業、農地を守り支える仕組みづくりが急務となっている。

また、当圏域は地元の購買力が強いという利点を活かし、直売所等に対応できる品目の栽培や学校給食への供給に力を入れ、地産地消を推進している。

○基礎データ

区 分		新 居
基幹的農業従事者(人):H22		1,744
認定農業者(経営体):H21		171
上位品目 生産額 (百万円)	水稻	1,958
	いちご	179
	ほうれんそう	174
	養豚	152
	トマト	113

主な関係機関：新居浜市、西条市、JA西条、JA新居浜市、JA東予園芸

2. 圏域としての基本目標

(1) 生産力の向上

〈これまで取り組んできたこと〉

生産の基礎となる担い手の確保・育成を図るために、農業高校、農業大学校、農業参入希望企業等に対して情報提供や就農支援講座等を実施した。また、青年農業者、女性農業者、認定農業者等に対して生産・経営に関する研修会や講習会を開催し、農業者としての資質向上を図るとともに、農村の高齢化が進む中で、集落機能を維持するために作業受託組織や共同機械利用者部会の育成支援を行ってきた。

また、収入の安定化を図るため、水田の裏作として機械化体系が可能な品目を導入し、産地化を推進してきた。

さらに、生産性の向上による効率的・安定的な農業経営の確立を図るため、ほ場整備やかんがい排水施設等の生産基盤の整備を推進してきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 多様な担い手を確保するための支援体制の整備
- 女性、高齢者等による起業活動の促進のための商品開発力アップと販促活動の活性化
- 青年農業者の能力向上のための多様な研修機会・情報の提供と交流促進
- 認定農業者の経営発展のための技術・経営・販売力向上への取組支援と担い手への高度な情報提供
- 集落リーダーの育成や集落の合意形成等による集落営農体制の整備
- 農地流動化や耕作放棄地の削減などを目的としたJAサポート型営農システムの導入
- 耕畜連携など望ましい水田営農の確立
- ほ場整備の推進及びその整備を契機とした担い手の育成・確保
- 農業水利施設の計画的な保全管理による農業用水の確保と安定供給

(2) 販売力の強化

〈これまで取り組んできたこと〉

農業収入の安定を図るため、売れる米づくりや安全・安心な野菜栽培の推進、量販店との取引拡大、少量・多品目生産による直売所を通じた消費者との交流活動等に努めてきた。

畜産では、定期的な経営分析・診断はもとより、飼養規模拡大に伴う施設整備計画の検討や制度資金の活用等による経営改善の指導とともに、悪臭防止や家畜の疾病予防対策、たい肥の適正処理等の指導を実施してきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 消費者ニーズに適應した品種等の普及拡大による売れる米づくりの推進
- 天候に左右されない加工適性の高い特産はだか麦の推進
- いちご、ほうれんそう、なす等特産野菜の産地維持及びさといも(愛媛農試V2号(伊予美人))の産地拡大と一層のブランド化

- 安全・安心を基本とする高収益野菜生産の推進と機械化の促進による産地拡大
- 起業活動・6次産業化の推進等による儲かる農業モデルの育成
- 地元産野菜・果実の学校給食や直売所等への販売拡大
- 海外需要に対応した輸出品目の創出

(3) 地域力の発揮

〈これまで取り組んできたこと〉

J A等の関係機関・団体との連携と役割分担の下で、地域農業の多様な担い手に対して、生産・流通・販売の一体的な取組の啓発と栽培技術等の指導・普及に力を注いできた。

また、農村環境保全向上活動など農村集落の活性化対策に、地域や関係機関と一体となって取り組んできた。

農村の水辺空間としても親しまれている農業用のため池のうち、老朽化により決壊の恐れがあるため池については、下流農地や人家への災害を防止するため、計画的な改修を行ってきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 集落や組織等による鳥獣被害対策の推進
- 集落リーダーの育成による集落機能の強化
- 地域の実情に合わせた農業の活性化及び農村生活や営農環境の改善
- 教育ファームの実施など食農教育との連携
- ため池の改修や排水施設の新設・更新等による農地及び農業用施設等の災害防止

3. 新居広域営農圏として5年後に向けて重点的に取り組むもの

(1) 新規就農者数

当圏域では、高齢化等による担い手の減少が著しく、地域農業の持続を図るため、新規就農者を確保するとともに、企業の農業への参入を促進する。

指 標		現 状 (H17～H21 累計)	中間目標 (H23～H25 累計)	最終目標 (H23～H27 累計)	備 考
新規就農者数 (法人等への就業者を除く)	人	16	10	17	
新規参画企業数	社	0	2	3	

《具体的な取組》

- ①推進品目等による収入の確保対策 ※(4)、(6)を参照
推進品目等：水稻、はだか麦、いちご、ほうれんそう、なす（絹かわなす）
- ②受け入れ体制の確立
J Aサポート型営農システムへの誘導や農業大学校等への働きかけ
U・I ターン者等の情報収集と働きかけ
- ③地域の支援体制の確立
J A部会や協議会等による生産技術及び経営管理の指導

(2) 認定農業者数

当圏域では、再認定が困難な経営体が見られるため、関係機関の連携により、認定農業者等の経営改善の指導・支援を行い、地域の実態に即した多様な担い手を確保・育成する。

指 標		現 状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備 考
認定農業者数	経営体	171	175	177	
実人員数	人	180	184	186	

《具体的な取組》

- ①経営体、集落営農組織、農業生産法人等への経営改善の指導
個別巡回指導や経営診断の支援
栽培講習会や青色申告会の開催
- ②推進品目等による収入の確保対策 ※(4)、(6)を参照
- ③基盤整備を契機とした担い手の育成・確保
氷見地区におけるほ場整備の推進

(3) 集落営農組織数

当圏域では、中山間地域を中心に高齢化による労働力不足がますます深刻になっている中、集落営農組織数の増加は見込めないが、集落営農を推進することにより、地域（産地）を守る。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
集落営農組織数	19	19	19	

《具体的な取組》

- ①推進品目等による収入の確保対策 ※(4)、(6)を参照
- ②農地の効率的な利用の推進
集落営農組織の法人化、農作業受託システムの構築
- ③鳥獣被害の防止対策
中山間地域を中心とした集落単位での計画的な進入防止柵等の設置

(4) 当圏域で取り組む推進品目

農家所得の向上を図るため、当圏域における特産品の産地化と新たな商品開発や販路開拓等を実施し、推進品目の維持・拡大を目指す。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
水稲	ha 1,889	1,889	1,889	
はだか麦	ha 224	294	314	
いちご	ha 7	7	7	
ほうれんそう	ha 52	52	52	
なす	ha 19	19	19	

《具体的な取組》

- ①推進品目による収入の確保対策
なす：地域に適した品種の導入による有利販売
- ②推進品目の栽培体系の確立
水稲：高温対策を中心とした高品質・安定生産の推進
はだか麦：生産拡大のための面積拡大と単収向上の推進
- ③流通販路の開拓
ほうれんそう：知名度の向上と販路拡大
- ④安全・安心な農産物の生産体制の確立
いちご：天敵導入の定着化に向けた個別指導や現地研修会等の実施

(5) JAサポート型（JA出資農業生産法人）の営農支援体制の整備

《選定理由》

加速度的に進む農業労働力の脆弱化に対応し、意欲と能力のある認定農業者への農地利用の集積、専兼共助の集落営農の推進を基本としつつ、地域農業の持続的発展を促進していく観点から、農作業ヘルパー組織の育成や農作業の無料あつ旋など、多様な担い手の営農活動や集落営農を補完するJAサポート型の広域的な営農システムの展開を図る。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
JA出資農業生産法人数	0	0	1	

《具体的な取組》

- ①JAによる農地・農作業の利用調整と作業受委託の推進
- ②新規就農、定年退職者等の担い手の確保・育成
- ③農作業の無料あつ旋等による収穫作業等の労働力の確保

(6) 新たな戦略品目の育成

《選定理由》

儲かる農業モデルの育成に向け、消費者ニーズに即した新鮮で安全・安心な農産物生産と、付加価値を高める流通・販売対策の一体的な取組、地域の特長ある特産野菜等の一層のブランド化を基本に、地域の戦略品目として育成に取り組んでいる「絹かわなす」の出荷ロットの拡大、販売チャネルの開拓を推進する。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
絹かわなす	ha	3.6	4.0	5.0	

《具体的な取組》

- ①高品質・安定生産を可能とする栽培技術の確立・普及
適切な肥培管理、整枝など、品質向上のための技術の普及
- ②機械化等による栽培の省力化
省力的な施肥法の導入
- ③ブランド化等をもつた流通・販売対策
首都圏や松山市等での販促活動、量販店等との直接取引

(7) 水田のほ場整備の推進

《選定理由》

当圏域は、県内でも水田のほ場整備(県平均整備率H21:52.1%)が遅れており、ほ場整備により、農地の集積による大区画化、作業能率等の改善及び水田農業を支える担い手の育成を図る。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
水田ほ場整備面積	ha	962	1,000	1,050	
整備率	%	41.2	42.8	45.0	

(注) 整備率：耕地面積調査の田面積(市街化区域除く)に対する区画整理する水田面積の割合

《具体的な取組》

- ①市、土地改良区、地元農家による事業の推進活動への支援
- ②ほ場整備の実施地区における担い手の育成支援及び営農指導

周桑広域営農圏

※写真は当圏域の「推進品目」



水稻



はだか麦



いちご



アスパラガス



キウイフルーツ



注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で設定していることから、地図中の境界線は旧市町村単位としている。

※ 現市町の区域と異なる広域営農圏

新居… 新居浜市と旧西条市

周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小松町(いずれも現西条市)

八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶町(現西予市)

東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

圏域別振興方策（周桑広域営農圏）

1. 圏域の現状と課題

○ 当圏域では、米麦と野菜や花きの複合経営を中心とした平地農業と、落葉果樹を基幹品目とする中山間農業が展開されており、施設園芸や畜産も盛んである。恵まれた農業地帯でありながら、生産基盤の整備が遅れ、担い手の高齢化に伴い、樹園地を中心に耕作放棄地が増加している。今後は、集落営農活動の推進及び新規就農者をはじめ、兼業、企業も含めた多様な担い手の育成が急務である。

また、直売所を起点とした地産地消や食育、交流活動に取り組んでおり、体験・交流型施設の整備や加工品開発、新たな販路開拓等、農商工連携や6次産業化を推進する必要がある。

○基礎データ

区 分		周 桑
基幹的農業従事者(人):H22		2,580
認定農業者(経営体):H21		368
上位品目 生産額 (百万円)	水稻	2,115
	養豚	1,610
	採卵鶏	1,544
	バラ	687
	酪農	627

主な関係機関：西条市、JA周桑、JA東予園芸、JA愛媛東予養鶏

2. 圏域としての基本目標

(1) 生産力の向上

〈これまで取り組んできたこと〉

生産の基盤となる担い手の確保・育成を図るため、関係機関が連携して、新規就農者及び認定農業者の掘り起こしや就農・経営相談等を行うとともに、青年農業者、女性農業者等に対しては、組織活動の支援をはじめ、生産技術や経営管理等の研修会や個別指導を行い、地域を支える農業者としての資質向上を図ってきた。

また、優良農地の保全と集落機能を維持するために、集落営農活動を積極的に推進し、リーダーの育成や集落の合意形成等を支援してきた。さらに、担い手の育成や生産性の向上を目的として、ほ場やかんがい排水施設の生産基盤の整備を実施し、効率的・安定的な農業経営の確立に努めてきた。

他方、収入の安定化に向けて、米・はだか麦・大豆、きゅうり、アスパラガス等の特産野菜、ゴールドキウイなどの落葉果樹や施設かんきつ等の産地化を推進してきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 多様な担い手を確保するための支援体制の整備
- 認定農業者の経営発展のための技術・経営・販売力向上への取組支援
- 青年農業者、女性、高齢者等の能力向上及び活動のステップアップへの支援
- 集落リーダーの育成及び集落営農体制の整備
- 意欲ある農業者の経営発展に向けた農地集積の支援
- 耕作放棄地の再生と防止対策の推進
- JAサポート型営農システムの整備による人材育成と営農モデルの実証
- 耕畜連携など望ましい水田営農の確立に向けた営農体制づくり
- ほ場整備を契機とした担い手の育成・確保
- 農業水利施設の計画的な保全管理

(2) 販売力の強化

〈これまで取り組んできたこと〉

農産物の消費減退や価格低迷が続く中で、農業所得の拡大に向け、売れる米づくり、特産である野菜や花き、落葉果樹の高品質・安定生産とブランド化、流通・販売の多様化に対応した量販店との取引拡大や新たな商品開発、直売所を通じた消費者との交流に努めてきた。

畜産では、耕畜連携による飼料稲や飼料米の生産・供給体制づくりやその給与技術の普及を促進し、飼料コストの低減と合わせて肉質改善等を図ってきた。

また、果樹では、消費者ニーズに即した高付加価値の品目として、「せとか」、「不知火」、

「愛媛果試第28号（紅まどんな）」、「甘平」、「ゴールドキウイ」の産地拡大と高品質生産、あたご柿等の試験輸出に努めてきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 消費者ニーズに適応した品種等の普及・拡大による売れる米づくりの推進
- 天候に左右されない加工適性の高いはだか麦産地の育成
- きゅうり、アスパラガス等特産野菜の産地維持と一層のブランド化
- 冬期用水の有効利用によるブロッコリー、レタス等裏作野菜の生産拡大
- かき、キウイフルーツ等特産果実の安定生産及び個性化商品の開発と販路開拓
- バラ、デルフィニウムの品種更新と高単価時期の出荷を可能とする生産販売体制の確立
- 地域の特色を活かした新たな戦略品目の選定と販売チャネルの開拓
- 畜産経営の健全化に向けた飼料給与の改善と耕畜連携、経営の多角化の推進
- 収入確保のための特産品開発と多様な販売チャネルの開拓等による6次産業化の推進
- 海外需要に対応した輸出品目の創出

(3) 地域力の発揮

〈これまで取り組んできたこと〉

J A等の関係団体と連携のうえ、農業経営の安定と地域の活力づくりに努めるとともに、直売所を核とした消費者との交流活動やグリーン・ツーリズムに取り組み、広く周桑農業のPRと魅力あるふるさとづくりを進めてきた。

また、農村環境保全向上活動など、農村集落における非農家を含めた協働活動を支援し、取組面積の増加や集落活動の活性化に積極的に取り組んできた。

環境保全に関しては、農村の水辺空間としても親しまれている農業用ため池のうち、老朽化により決壊の恐れがあるため池については、下流農地や人家への災害を防止するため、計画的な改修を行ってきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 地域内に存在する未利用資源を活用した新たなビジネスの創出
- 地域特産品を活用した食農教育と地産地消の推進
- 直売所、グリーン・ツーリズムを通じた交流人口の拡大
- 中山間地域での営農・定住促進に向けた生活環境の整備
- ため池の改修や排水施設の新設・更新等による農地及び農業用施設等の災害防止

3. 周桑広域営農圏として5年後に向けて重点的に取り組むもの

(1) 新規就農者数

当圏域では、高齢化等による担い手の減少が著しく、地域農業の持続を図るため、新規就農者を確保するが、過去と同数以上の確保が見込めないため、担い手の規模拡大と集落営農を積極的に推進する。

指 標		現状 (H17～H21 累計)	中間目標 (H23～H25 累計)	最終目標 (H23～H27 累計)	備考
新規就農者数 (法人等への就業者を除く)	人	36	20	35	
新規参画企業数	社	3	1	2	

《具体的な取組》

- ①推進品目による収入の確保対策 ※(4)を参照
 推進品目：水稲、はだか麦、いちご、アスパラガス、キウイフルーツ
 個別の巡回指導やプロジェクト活動の支援
- ②受け入れ体制の確立
 J A、市町、農業高校、農業大学校等との連携による候補者の発掘と働きかけ
 U・Iターン者等の情報収集、就農に関する相談・支援
- ③地域の支援体制の確立
 J A部会や協議会等による生産技術及び経営管理の指導
 J Aを核とした担い手の育成研修
 青年農業者の組織活動等への誘導・支援

(2) 認定農業者数

当圏域では、再認定が困難な経営体が見られることから、新規就農者も含めた経営の指導・支援を行い、地域の実態に即した多様な担い手を守る。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
認定農業者数	経営体	368	368	368	
実人員数	人	379	379	379	

《具体的な取組》

- ①経営体、集落営農組織、農業生産法人等への経営改善の指導
個別の巡回指導や経営診断の支援
栽培講習会や簿記講習会の開催
- ②推進品目による収入の確保対策 ※(4)を参照
優良経営モデルの紹介、推奨品目の実証
- ③ほ場整備を契機とした担い手の育成・確保
ほ場整備の啓発、事業実施地区の経営計画の作成支援、農地集積の推進、担い手の育成

(3) 集落営農組織数

当圏域では、中山間地域を中心に高齢化による労働力不足がますます深刻になっており、農地を維持する目的から、積極的に集落営農を推進し、地域の担い手を確保する。また、既存の組織については、経営や構成員の実情と課題に合わせて法人化や統廃合を図る。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
集落営農組織数		30	28	30	

《具体的な取組》

- ①推進品目による収入の確保対策 ※(4)を参照
経営の多角化への支援
- ②農地の効率的な利用の推進
農作業受託システムの構築
飼料米の生産やたい肥の活用など耕畜連携活動の普及
- ③鳥獣被害の防止対策
中山間地域を中心とした集落単位での鳥獣被害対策の実施

(4) 当圏域で取り組む推進品目

農家所得の向上を図るため、当圏域における特産品の産地化と新たな商品開発や販路開拓等を実施し、推進品目の維持・拡大を目指す。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
水稲	ha	2,018	2,018	2,018	
はだか麦	ha	569	630	650	
いちご	ha	12.1	12.1	12.1	
アスパラガス	ha	26.8	27.8	29.0	
キウイフルーツ	ha	65	68	70	

《具体的な取組》

- ①推進品目による収入の確保対策
水 稲：業務用・飼料用等多収米の品種別の高品質・安定生産技術の実証・普及と新たな品種の導入の検討
はだか麦：戸別所得補償制度に即した作付け拡大と高品質・安定生産の推進
- ②推進品目の栽培体系の確立
アスパラガス：大苗移植等による連作障害対策と高品質・安定生産の推進
- ③流通販路の開拓
キウイフルーツ：食品加工業者等と連携した新たな加工食品の開発と有利販売の推進

④安全・安心な農産物の生産体制の確立

キウイフルーツ：GAPの実践による付加価値の高いキウイ生産の推進
いちご：天敵導入の定着化に向けた個別指導や現地研修会等の実施

(5) 直売所を核とした交流活動の促進

《選定理由》

直売所を中心に地産地消や食農教育等の促進と、消費者との交流活動を積極的に展開し、周桑農業の魅力発信と農業者の所得向上を図る。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
直売所売上高	億円	21	23	25	主要2ヶ所
来店者数	万人	117	120	130	〃

《具体的な取組》

- ①交流イベントの開催（例：干し柿づくり体験、収穫・加工体験）
- ②消費者団体、学校等との連携活動の導入（職場体験）
- ③情報発信機能及びPR活動の強化（例：こども店長・王子、ポイントカード、メルマガ会員）

(6) 水田のほ場整備の推進

《選定理由》

当圏域は、県内でも水田のほ場整備（県平均整備率H21：52.1%）が遅れており、ほ場整備により、農地の集積による大区画化、作業能率等の改善及び水田農業を支える担い手の育成を図る。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
水田ほ場整備面積	ha	657	850	1,000	
整備率	%	21.3	27.5	32.4	

（注）整備率：耕地面積調査の田面積（市街化区域除く）に対する区画整理する水田面積の割合

《具体的な取組》

- ①市、土地改良区、地元農家による事業の推進活動への支援
- ②ほ場整備の実施地区における担い手の育成支援及び営農指導

越智広域営農圏

※写真は当圏域の「推進品目」



はれひめ



愛媛果試第28号
(紅まどonna)



せとか



キウイフルーツ



トマト

越智広域営農圏



注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で設定していることから、地図中の境界線は旧市町村単位としている。

※ 現市町の区域と異なる広域営農圏

新居… 新居浜市と旧西条市

周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小松町(いずれも現西条市)

八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶町(現西予市)

東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

圏域別振興方策（越智広域営農圏）

1. 圏域の現状と課題

○ 当圏域は、果樹及び米麦が主幹作物であるが、都市近郊の特色を活かした施設園芸や花き、花木などを導入した複合経営を展開している。

担い手は、高齢化が進み、今後減少が懸念されるため、新規就農者の確保はもとより、担い手の育成が急務である。

当圏域では、地元産の農産物を活用した学校給食等に力を入れるとともに、JAの直売所を核に地産地消を推進している。

特に島しょ部では、豊かな自然など地域の特色を活かしたグリーン・ツーリズムに取り組み、農業体験等を通じた都市住民との交流を図り、地域の活性化に努めている。

○基礎データ

区 分		越 智
基幹的農業従事者(人):H22		4,459
認定農業者(経営体):H21		246
上位品目 生産額 (百万円)	水稻	1,599
	養豚	1,337
	うんしゅうみかん	1,336
	採卵鶏	1,227
	いよかん	999

主な関係機関：今治市、上島町、JAおちいまばり、JA今治立花、JA愛媛東予養鶏

2. 圏域としての基本目標

(1) 生産力の向上

〈これまで取り組んできたこと〉

多様な担い手を確保するため、就農希望者に対する相談や就農後の支援ができる体制を構築することにより、市・町の進める定住促進策と連携し、市・町外からの移住者の就農や高校等の卒業生、地元農家の子弟など多様な就農候補者の掘り起こしを行うとともに、就農支援情報の提供や担い手候補調査を積極的に行い、就農定着を支援してきた。

また、収入の安定化を図るために、かんきつ類の新品種「はれひめ」の産地戦略(瀬戸の晴れ姫)を展開するとともに、エコえひめによるきゅうりやトマトの生産など、環境保全型の野菜産地の育成に努めてきた。

さらに、水田、樹園地の基盤整備により、優良品種への改植や営農の組織化を推進するとともに、畑地かんがい施設の整備等による農業用水の安定供給や老朽ため池の改修による防災対策を推進してきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 多様な担い手を確保するための就農相談、情報提供、就農支援講座の開催
- 女性、高齢者等による起業活動に伴う推進会議、商品開発講座の開催及び販売促進
- 青年農業者の能力向上のための作目別研修会、交流会の開催
- 認定農業者の経営発展のための生産技術研修会、経営向上研修会の開催及び新規作目の導入検討
- 集落営農の推進による多様な担い手の確保・育成
- 認定農業者等への優良農地の利用集積
- 耕作放棄地の有効利用に向けた取組支援
- 鳥獣被害防止対策技術の確立と導入支援
- 樹園地の整備や水田のきめ細かな整備並びに農業用水の安定供給

(2) 販売力の強化

〈これまで取り組んできたこと〉

農業所得の向上を目指して、消費者のし好に即した農産物の高品質・安定生産、省力化、コスト低減を柱として、果樹、野菜、花き、畜産等の指導に努めてきた。

果樹は、かんきつ類において、うんしゅうみかん・いよかん主体の栽培から消費者し好に合ったはれひめ、せとか、愛媛果試第28号(紅まどんな)、甘平、レモン等への転換意欲を喚起し、10月から5月の間、長期にわたるリレー出荷が展開できる多品目産地の育成に努めてきた。特に、はれひめは地域ブランド「瀬戸の晴れ姫」を立ち上げ、有利販売を図った。

落葉果樹では、キウイフルーツの樹上完熟による個性化商品づくりと販路の拡大に取り組んできた。

野菜は、エコえひめによるきゅうりやトマト等の栽培面積の拡大に取り組み、高価格販売につながるように努めてきた。

畜産は、所得向上を図るためにコスト低減等の経営改善に対する支援を実施してきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 水稲、野菜、果樹における環境保全型農業の推進
- せとかの栽培技術の確立と高品質産地の育成
- はれひめのブランド産地育成
- 本県オリジナル品種の産地化の推進
- キウイフルーツの安定生産と高付加価値化
- エコえひめ野菜（きゅうり、トマト）の産地の定着
- 特長ある切花（トルコギキョウ、ユリ、キンギョソウ）の安定生産
- 酪農・肉用牛経営の安定化と産地強化
- 女性や高齢者等の起業活動の推進による加工・販売の拡大

（3）地域力の発揮

〈これまで取り組んできたこと〉

しまなみ地域の豊かな自然景観や食など、地域の特色を活かしたグリーン・ツーリズムの推進に努めてきた。

また、農村環境保全向上活動などの農村集落における活性化対策についても、関係機関と連携を図りながら、取組面積の増加等に積極的に取り組むとともに、定住や交流環境に資するようにソフト対策に加え、集落排水や水辺空間の整備、各種防災対策に取り組んできた。

〈これから取り組もうとすること〉

- グリーン・ツーリズムによる都市と農村との交流及びしまなみ地域の活性化
- 地域内に存在する未利用資源を活用した新たなビジネスの創出

3. 越智広域営農圏として5年後に向けて重点的に取り組むもの

（1）新規就農者数

当圏域では、高齢化等による担い手の減少が著しく、過去と同程度の新規就農者数を確保することも厳しいことが見込まれるため、新規就農者の確保には努めつつ、担い手への農地の集積や集落営農組織の拡大に積極的に取り組む。

指 標		現 状 (H17～H21 累計)	中間目標 (H23～H25 累計)	最終目標 (H23～H27 累計)	備 考
新規就農者数 (法人等への就業者を除く)	人	69	18	27	
新規参画企業数	社	7	3	5	

《具体的な取組》

- ①推進品目による収入の確保対策 ※(4)を参照
 推進品目：はれひめ、愛媛果試第28号（紅まどんな）、せとか、キウイフルーツ、トマト
 個別の巡回指導やプロジェクト活動の支援
- ②受け入れ体制の確立
 J A、市町、農業大学校等との連携による就農支援
 U・Iターン者等の情報収集と要望調査
- ③地域の支援体制の確立
 J A部会や協議会等による生産技術及び経営管理の指導

（2）認定農業者数

当圏域では、関係機関・団体が連携し、認定農業者等の経営改善の指導・支援を行い、地域の実態に即した多様な担い手を確保・育成する。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
認定農業者数	経営体	246	247	256	
実人員数	人	254	257	281	

《具体的な取組》

- ①経営体、集落営農組織、農業生産法人等への経営改善の指導
簿記講習会の開催や経営診断の支援
- ②推進品目による収入の確保対策 ※(4)を参照
個別の巡回指導及び各種情報の提供
- ③経営基盤の改善
優良農地の面的集積の推進
樹園地の再編整備の推進

(3) 集落営農組織数

当圏域では、高齢化による労働力不足がますます深刻になっており、産地を維持する目的から、積極的に集落営農の推進を行い、地域の担い手を確保する。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
集落営農組織数	11	16	22	

《具体的な取組》

- ①農地の効率的利用の推進
集落営農組織の法人化
農作業受託システムの構築
- ②推進品目による収入の確保対策 ※(4)を参照
経営の多角化の支援
- ③鳥獣被害の防止対策
集落単位での計画的な進入防止柵等の設置

(4) 当圏域で取り組む推進品目

農家所得の向上を図るため、当圏域における特産品の産地化と新たな商品開発や販路開拓等を実施し、推進品目の維持・拡大を目指す。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
はれひめ	ha	36.6	43.0	46.0	
愛媛果試第28号 (紅まどんな)	ha	11.6	22.0	24.0	
せとか	ha	38.1	46.0	48.0	
キウイフルーツ	ha	44.8	45.0	45.0	
トマト	ha	11.4	15.0	19.0	

《具体的な取組》

- ①推進品目による収入の確保対策
栽培実証と栽培講習会による生産技術の高度化への支援
- ②推進品目の栽培体系
はれひめ：マルチ栽培による高品質生産の推進
愛媛果試第28号(紅まどんな)：施設化による高品質生産の推進
せとか：省力防寒による高品質生産の推進
- ③流通販路の開拓
はれひめ：「瀬戸の晴れ姫」ブランドの確立による競争力の強化
キウイフルーツ：「緑の煌(きらめき)」ブランドの確立による競争力の強化
- ④安全・安心な農産物の生産体制の確立
トマト：エコ栽培による高付加価値化と安定生産の推進

(5) グリーン・ツーリズム等による交流活動の推進

《選定理由》

しまなみ地域の資源を活用したグリーン・ツーリズムを推進し、都市と農村との人・物・心の交流を通じて地域の活性化を図るとともに、所得向上にもつなげる。

また、直売所を中心に地産地消、食農教育、消費者との交流活動を積極的に展開し、農業の魅力発信と6次産業化の推進による農業者の所得向上を図る。

指 標		現 状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備 考
農漁業等体験者数	人	26,179	28,000	30,000	体験、宿泊、レストラン
農林漁家民宿数	軒	4	7	10	
直売所売上高	億円	20	23	25	代表的産直1件
〃 来店者数	万人	100	115	125	代表的産直1件

《具体的な取組》

- ①来客者（リピーター）の確保
 - 各種PR活動の展開（ホームページ、マップ等）
 - 体験メニューの拡充
 - 国等の事業の活用（子どもプロジェクト事業他）
- ②滞在型交流の推進
 - 農林漁家民宿の確保（愛媛型農林漁家民宿の開業支援）
 - 県内のグリーン・ツーリズム組織及び隣県との連携強化
- ③組織活動の拡充
 - しまなみグリーン・ツーリズム推進協議会の自立化の支援
- ④交流イベントの開催
 - 食農教育・販売促進イベント
- ⑤6次産業化の推進
 - 直売所を拠点とした新商品の開発
 - 販路拡大のための情報発信機能及びPR活動の強化

(6) ため池改修による農業用水の確保と防災対策の強化

《選定理由》

当圏域では、かんがい排水事業などにより、水源や基幹的な農業水利施設が整備され、それを補完するように県下の3割に及ぶため池が存在しているが、これらのため池は、設置後相当の年数を経過し、老朽化したものが多い状況にあり、自然災害発生時には甚大な被害を及ぼすため、改修により農業用水の安定供給や農地及び集落の安全・安心を確保する。

指 標		現 状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備 考
改修ため池数	カ所	139	169	178	

《具体的な取組》

- ①危険性の高いため池から優先的かつ計画的に改修

温泉広域営農圏

※写真は当圏域の「推進品目」



せとか



カラ



甘平



なす



いちご

温泉広域営農圏



注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で設定していることから、地図中の境界線は旧市町村単位としている。

※ 現市町の区域と異なる広域営農圏

新居… 新居浜市と旧西条市

周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小松町(いずれも現西条市)

八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶町(現西予市)

東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

圏域別振興方策（温泉広域営農圏）

1. 圏域の現状と課題

○ 当圏域は、平坦部では水稻を基幹に野菜、花きなどが、また、中山間地域や島しょ部ではかんきつ類を主とした果樹が栽培されており、畜産も含め、多彩な農業が展開されている。

高齢化が進み、今後減少が懸念される担い手については、新規就農者の確保はもとより、多様な担い手の育成が急務である。

また、当圏域は県内最大の都市を抱えており、立地条件を活かした農業経営を進めるとともに、かんきつ類や野菜、花き等の有望品種の導入により、産地の活性化に取り組んでいる。

○基礎データ

区 分		温 泉
基幹的農業従事者(人):H22		8,093
認定農業者(経営体):H21		998
上位品目	水稻	2,873
生産額 (百万円)	いよかん	2,200
	養鶏	1,159
	うんしゅうみかん	616
	不知火	461

主な関係機関：松山市、東温市、JAえひめ中央、JA松山市

2. 圏域としての基本目標

(1) 生産力の向上

〈これまで取り組んできたこと〉

農村地域の高齢化が進む中で、多様な担い手の育成や男女共同参画社会の形成のため、認定農業者の共同申請を推進するとともに、集落機能を維持するため、集落営農組織の設立に向け、集落リーダーの育成や集落の合意形成等への支援を行ってきた。

また、農村女性の起業家への育成を促進するためのネットワーク化を支援した。

松山市では、①減農薬・減化学肥料による早期米の高付加価値化と新規裏作の導入に取り組む集落、②食物残さを原料とした堆肥による資源循環型の農業に取り組む集落、③有望品種の導入等かんきつ生産の活性化に取り組む集落、④都市近郊における一般住民と農業者が混在化した地域で作業の受委託や新規作物の導入など水田の有効利用に取り組む集落を普及活動の対象として設定し、集落営農活動を支援してきた。

また、東温市では、①集落営農組織の法人化に取り組む集落、②米のブランド化に取り組む集落、③農業機械の有効利用や新規作物の導入等に取り組む集落を普及活動の対象として設定し、集落営農組織の育成を支援するとともに、④都市住民との交流という新たな視点で、NPO法人により棚田を含む中山間地域の水田を「レンタル水田」として貸し出して農村環境の保全を行う活動を支援してきた。

さらに、慢性的な水不足を解消するため、面河ダムや佐古ダムの建設によりかんがい期の水田補給水や樹園地用水、野菜等への冬期用水を確保するとともに、東温市では水田のほ場整備により、担い手への農地の利用集積や機械化体系の推進による労働生産性の向上、水田の汎用化を図ってきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 多様な担い手を確保するための就農相談や支援体制の強化
- 女性、高齢者等による起業活動、都市と農村の交流、地産地消の推進
- 青年農業者の能力向上のための各種研修会・交流会の開催
- 認定農業者等の経営改善への支援
- 女性の経営参画の推進、方針決定過程への積極的参画、女性が働きやすい環境づくり
- 優良農地の確保
- 裏作推進に向けた農業用水の安定供給と水田の汎用化
- 冬期農業用水の効率的利用のための体制づくり
- 農業水利施設の計画的な保全管理
- 樹園地の簡易な整備や営農形態に即した畑地かんがい施設等の再編整備
- 集落営農組織の育成及び活動への支援
- 有望品種の導入による集落営農の活性化

- 農作業受託組織の法人化への支援
- 中山間地域の環境保全に取り組むNPO法人等の活動への支援

(2) 販売力の強化

〈これまで取り組んできたこと〉

農業所得の向上を目指して、消費者し好に即した農産物の高品質・安定生産、省力化、コスト低減や環境と調和した農業の推進を柱に、果樹、野菜、花き、畜産等の技術指導に努めてきた。

果樹については、うんしゅうみかん・いよかん主体の経営から新規有望品種による多品種経営への転換、また、消費者し好に適したせとか、愛媛果試第28号(紅まどんな)、甘平への転換、落葉果樹においては、キウイフルーツやブルーベリー等の産地育成に努めてきた。

野菜、花きでは、都市近郊の強みを活かして、いちご、なす、そらまめ、シンテッポウユリ、キク等の栽培面積の拡大に努め、畜産に関しては、所得向上を図るためにコスト低減と品質向上に対する技術支援を実施してきた。

また、直売所に対しては地方局全域のネットワーク組織への積極的な参加を支援してきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 県の戦略品種「愛媛果試第28号(紅まどんな)」の生産振興とブランド力強化
- せとか、カラなどのかんきつ類新規品目の生産振興
- 選果等の改善によるかんきつ類の高品質化の維持
- キウイフルーツを中心に落葉果樹産地の維持・強化
- 水稻の高温対策技術(遅植え栽培・高温耐性品種)の推進
- 高品質花き生産の推進
- 畜産経営における財務体質の強化と経営改善の推進
- 女性や高齢者等の起業活動の推進による加工・販売の拡大
- 環境保全型農業の取組強化
(天敵等環境に配慮した農薬・資材の有効利用による野菜産地の育成)
- 6次産業化の推進に係る商品開発や販路拡大への支援

(3) 地域力の発揮

〈これまで取り組んできたこと〉

集落営農活動の一環により、食物残さを原料とした堆肥の資源循環型農業への取組や、都市住民との交流という新たな視点に基づく、NPO法人による棚田を含む中山間地域の水田の「レンタル水田」貸し出しへの取組などの活動を展開するとともに、グリーン・ツーリズム活動に対して意欲をもつ農業者に対する体験メニューづくりなどの支援を行ってきた。また、中山間地域等直接支払制度や農村環境保全向上活動、中山間ふるさと保全対策基金などの農村集落の活性化対策についても、関係機関と連携を図りながら積極的に取り組んできた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 集落営農活動の推進と組織の法人化への支援
- 都市と農村の交流活動への支援
- 住民参加による農地・農業用水等の管理活動を通じた地域コミュニティの再生
- 農地や農村への災害を防止する老朽ため池の改修
- 適正な農業水利の管理体制の強化
- 中山間地域等直接支払制度、農村環境保全向上活動、鳥獣被害対策の推進
- 地域資源を活かした起業活動等の推進(グリーン・ツーリズムの取組への支援)

3. 温泉広域営農圏として5年後に向けて重点的に取り組むもの

(1) 新規就農者数

当圏域では、高齢化等による担い手の減少が著しく、地域農業の持続を図るため、新規就農者を確保する。

指 標		現状 (H17～H21 累計)	中間目標 (H23～H25 累計)	最終目標 (H23～H27 累計)	備考
新規就農者数 (法人等への就業者を除く)	人	88	59	98	
新規参画企業数	社	3	7	10	

《具体的な取組》

①受け入れ体制の確立対策

農業大学校等への働きかけ、U・Iターン者等の情報収集と働きかけ

②地域の支援体制の確立

J A生産部会や協議会等による生産技術及び経営管理の指導

(2) 認定農業者数

当圏域では、関係機関・団体が連携を図り、認定農業者等への一体的な経営改善の指導・支援を行い、地域の実態に即した多様な担い手を確保・育成する。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
認定農業者数	経営体	998	1,000	1,000	
実人員数	人	1,018	1,030	1,050	

《具体的な取組》

①経営体、集落営農組織、農業生産法人等への経営改善の指導

②推進品目等の面積拡大による収入の確保対策 ※(4)、(5)を参照

推進品目等：せとか、カラ、甘平、なす、いちご、愛媛果試第28号(紅まどんな)

③経営改善計画の共同申請の推進

④営農計画に応じた樹園地の整備、畑地かんがい施設の再編整備

(3) 集落営農組織数

戸別所得補償制度、農村環境保全向上活動、中山間地域等直接支払制度などの諸施策の円滑な実施に配慮しながら、農地の有効活用及び所得の向上を基本に組織を守る。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
集落営農組織数	74	74	74	

《具体的な取組》

①地域資源の循環による集落営農の推進

集落営農組織の活動支援、環境保全型農業の取組強化、新規作目の導入

②都市近郊地域における集落営農組織の推進

集落営農組織の活動支援、農地の活用計画の作成支援、経営の安定化支援

③有望品種の導入による集落営農の活性化

集落ビジョンの推進、ブランド化への誘導、優良農地の確保、営農計画に応じた樹園地整備、畑地かんがい施設の新設・更新と再編整備

④農作業受委託組織の経営発展

組織の発展支援、経営管理能力の向上支援、農地・機械の有効活用への支援

⑤水田作業の受委託を核とした集落営農組織の育成

ほ場整備や農地集積による規模拡大への支援、ブランド米の生産技術の確立、社会貢献活動への参画支援

⑥中山間地域の環境保全活動に取り組むNPO法人等の活動への支援

事業の円滑な推進への支援、市民の事業参加の促進

(4) 当圏域で取り組む推進品目

農家所得の向上を図るため、当圏域における特産品の産地化と新たな商品開発や販路開拓等を実施し、推進品目の維持・拡大を目指す。

指 標		現 状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備 考
せとか	t	882	1,611	1,985	
カ ラ	t	818	1,589	2,173	
甘 平	ha	8	34	40	
な す	ha	43	44	46	
いちご	ha	30	30	30	

《具体的な取組》

- ①推進品目の生産量・作付面積の拡大、品質向上等による収入の確保
- ②天敵利用等による環境に配慮した安全・安心な農産物の生産体制の確立
- ③選果等の改善によるブランド化と販売力の強化
- ④営農計画に応じた樹園地の整備、畑地かんがい施設の新設・更新と再編整備

(5) 県戦略品種「愛媛果試第28号（紅まどんな）」の産地振興

《選定理由》

適地性があり、かつ市場の優位性が発揮できる県育成品種であり、果樹の戦略品種でもある「愛媛果試第28号（紅まどんな）」について、施設化等による生産振興及び県ブランドや松山市ブランドと連携した販売対策に取り組み、当圏域の基幹品目として育成する。

指 標		現 状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備 考
栽培面積の拡大	ha	20	34	36	

《具体的な取組》

- ①施設栽培への誘導
- ②高品質果実の安定生産技術の普及
- ③出荷・販売体系等の適正化によるブランド力の強化

(6) ため池改修による農業用水の確保と防災対策

《選定理由》

松山市を中心とする道後平野には、農業用水の主水源であるため池が県下の約2割存在しているが、その多くは老朽化し、十分な用水供給が困難となっているとともに、他地域に比べため池周辺における農地と宅地の混在化が進行しており、決壊等による被害が甚大となる恐れがあるため、改修により農業用水の安定供給と農地・集落の安全・安心を確保する。

指 標		現 状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備 考
改修ため池数	カ所	86	115	132	

《具体的な取組》

- ①危険性の高いため池から優先的かつ計画的に改修

上浮穴広域営農圏

※写真は当圏域の「推進品目」



トマト



水稲(特別栽培米)



ピーマン



白ねぎ



そらまめ



上浮穴広域営農圏

注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で設定していることから、地図中の境界線は旧市町村単位としている。

※ 現市町の区域と異なる広域営農圏

新居… 新居浜市と旧西条市

周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小松町(いずれも現西条市)

八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶町(現西予市)

東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

圏域別振興方策（上浮穴広域営農圏）

1. 圏域の現状と課題

○ 当圏域は、標高 300～1,000m の準高冷地であり、水稻を中心として、野菜では夏季冷涼な気象条件を活かしたトマト及びピーマン等の夏秋野菜の栽培に取り組み、中国四国地域でも有数の産地となっている。

高齢化が進み、今後も減少が懸念される担い手については、平成 10 年度に就農準備の研修機関として久万農業公園農業研修センターを開設し、町内外から 21 人の研修生を受け入れ、新規就農者の確保・育成に努めてきた。

また、耕作放棄地も発生していることから、今後は女性、高齢者等に対応した農業生産の推進と集落営農組織の体制強化など、多様な担い手の育成が急務となっている。

○基礎データ

区 分		上浮穴
基幹的農業従事者(人):H22		1,033
認定農業者(経営体):H21		124
上位品目	トマト	735
生産額 (百万円)	水稻	479
	ピーマン	227
	養鶏	72
	だいこん	66

主な関係機関:久万高原町、JA松山市、久万高原町営農支援センター、久万農業公園農業研修センター、久万高原農業公社

2. 圏域としての基本目標

(1) 生産力の向上

〈これまで取り組んできたこと〉

旧久万町を中心に水田のほ場整備を進め、労働生産性の向上と水田の汎用化を進めるとともに、多様な担い手を確保するため、県内でもいち早く、就農準備の研修機関として久万農業公園農業研修センターを設立し、新規就農者の確保・育成に努めてきた。さらに、久万高原町営農支援センターを設立し、認定農業者に対し、経営改善計画の実現に向けた総合的な指導に加え、中古ハウス・農機具のあっ旋支援を行うなど、経営感覚に優れた経営体の育成に努めるとともに、女性認定農業者の育成のため、家族経営協定の締結や起業活動の推進等に努めた。

また、収入の安定化を図るために、久万高原のブランド米“久万高原清流米”やエコえひめ認証トマト、ピーマン等の夏秋野菜産地の維持に努めてきた。

農業者の高齢化に対応して、集落機能の維持や農地の効率的な利用を図るため、集落営農組織の設立に向けて、集落リーダーの育成や集落の合意形成等に対する支援を行ってきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 多様な担い手を確保するための就農相談や就農支援体制の充実強化
- 青年農業者の生産技術や経営管理能力の向上のための各種研修会の開催
- 認定農業者の経営安定・発展のための新技術・新規作目の導入検討
- 地域農業維持のための集落営農組織等の育成と優良農地の保全への支援
- 農業水利施設の計画的な保全管理
- 女性の経営参画の促進、地域の方針決定過程への積極的参画、働きやすい環境づくり

(2) 販売力の強化

〈これまで取り組んできたこと〉

消費者の安心・安全志向の高まりに対応して、水稻、夏秋トマトにおいて環境に対する負荷軽減技術の導入を推進した。

水稻については、減農薬・減化学肥料による「特別栽培米」の取組に対する支援を行うとともに、夏秋トマトについても減農薬・減化学肥料による「エコえひめ」及び「全農安心システム」の認証を受け、生産・販売に取り組んできた。

また、夏秋ピーマンも「全農安心システム」の認証を受けるとともに、その他野菜でも準高冷地の気象条件を活かした高品質・安定生産の推進に対する支援を行ってきた。

さらに、平成 12 年度にトマト選果機、平成 22 年度にピーマン選果機をそれぞれ高性能な機種に更新し、ブランド力及び販売力の向上に努めてきた。

その他、地域の特色ある農産物の販売に関しては、地元の直売所に加え、地方局全域の産直

ネットワーク組織への参画を支援し、販路拡大を図ってきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 特別栽培米の生産推進、色彩選別機の導入や温暖化・グローバル化に対応した品質向上
- トマトの省力化技術の普及、消費者志向に対応した有利販売の推進、選果機の更新整備
- かん水施設の導入によるピーマンの高品質・安定・省力生産と有利販売の推進
- 春まきそらまめ抑制裁培体系の確立による生産拡大と有利販売の推進
- 白ねぎ早期出荷栽培体系の確立と普及による生産拡大と有利販売の推進
- 高齢・女性農業者に対応した軽量・省力品目の産地育成
- 女性、高齢者等の起業活動、6次産業化の推進に係る商品開発や販路拡大への支援
- 高齢農業者に対応した農産物の輸送体系の確立
- 畜産経営における財務体質の強化と経営改善の推進

(3) 地域力の発揮

〈これまで取り組んできたこと〉

当圏域では、久万高原町営農支援センターなど関係機関・団体が一体となって、多様な担い手対策や集落の活性化等を支援してきた。集落営農活動においては、中山間地域等直接支払制度や農村環境保全向上活動などを活用し、関係機関が連携を図りながら支援を行い、農山村集落の維持・活性化に取り組んできた。

さらに、関係機関と連携しながら地域資源や農村文化を活用した消費者との交流活動に積極的に取り組んできた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 中山間地域等直接支払制度など諸施策を活用した集落営農活動の推進
- 都市と農村の交流活動への支援を通じた地域の活性化
- 住民参加による農地、農業用水等の管理活動を通じた地域コミュニティの再生
- 地域の特長を活かしたグリーン・ツーリズムの推進
- 農地や農村への災害を防止する防災対策の推進

3. 上浮穴広域営農圏として5年後に向けて重点的に取り組むもの

(1) 新規就農者数

当圏域では、高齢化等による担い手の減少が著しいため、地域農業の活性化に寄与する意欲ある新規就農者の確保・育成を目指す。

指 標		現状 (H17～H21 累計)	中間目標 (H23～H25 累計)	最終目標 (H23～H27 累計)	備考
新規就農者数 (法人等への就業者を除く)	人	20	15	25	
新規参画企業数	社	0	1	1	

《具体的な取組》

- ①新規就農者の掘り起こし
インターネットなどによる就農情報の発信、関係機関と連携した就農相談
- ②推進品目の安定生産による収入の確保対策 ※(4)を参照
推進品目：トマト、ピーマン、水稻、白ねぎ、そらまめ
- ③地域の支援体制の強化
技術・経営の指導、農地情報の収集及び提供体制の強化

(2) 認定農業者数

当圏域では、久万高原町営農支援センターや久万農業公園農業研修センターを核に、意欲ある農業経営者の育成及び経営改善の指導・支援を通して、地域の実態に即した多様な認定農業者を確保・育成する。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
認定農業者数	経営体	124	125	125	
実人員数	人	138	145	150	

《具体的な取組》

- ①経営体、集落営農組織、農業生産法人等への経営改善の指導
- ②推進品目の安定生産による収入の確保対策 ※(4)を参照
- ③新規作物の導入検討
- ④経営改善計画の共同申請の推進

(3) 集落営農組織数

農業者の高齢化や過疎化の進行による優良農用地の荒廃を防止するため、中山間地域等直接支払制度、戸別所得補償制度、農村環境保全向上活動、中山間ふるさと保全対策基金など、諸施策の円滑な実施を支援しながら集落営農組織を育成し、優良農用地の保全や有効活用、農業用水路等の保全を図る。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
集落営農組織数	5	6	7	

《具体的な取組》

- ①中山間地域における集落営農の育成
集落営農の推進体制づくり、集落リーダーの育成、集落営農の合意形成への支援
- ②営農組織の活動体制の確立
集落組織体制の充実強化、農地集積の拡大
- ③集落農業の活性化
地域特産作物の生産振興、新規作物の導入支援、農地の有効活用への支援

(4) 当圏域で取り組む推進品目

準高冷地の気象条件を活かした特産野菜の夏秋トマト・ピーマンについては、高品質で市場評価も高くブランド品目となっているため、今後も省力生産技術の推進を通して産地の維持・拡大を目指す。

また、水稻についてもブランド米となっており、今後も減農薬・減化学肥料による特別栽培米の生産拡大を推進する。さらに、担い手の高齢化の進行や女性の占める割合の増加に対応して、軽量野菜等の生産を推進する。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
トマト	ha 30.8	31.0	31.8	
水稻(特別栽培米)	ha 304	307	310	
ピーマン	ha 19.6	20.0	20.6	
白ねぎ	ha 1.8	2.0	2.5	
そらまめ	ha 1.3	1.5	1.9	

《具体的な取組》

- ①野菜等における高品質・省力・低コスト生産技術の推進
- ②温暖化に対応した水稻など推進品目の生産技術の確立及び減農薬・減化学肥料栽培の推進
- ③流通販売の多チャネル化や農産加工品の開発による産地の活性化

(5) 地域資源を活用した消費者交流(農業体験・観光農園・農家民宿)

《選定理由》

当圏域では、りんご狩りや茶摘み、そば打ち体験など、地域資源を活かした消費者との交流活動を推進しているが、その交流人口は多くない。そこで、交流拠点となる農林漁家民宿や直売所等の整備促進と圏内共通の体験メニューの充実及び人材育成を図り、農業者と消費者との交流を通じた活力ある地域づくりを進める。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
地域資源を活用した消費者交流 (農業体験・観光農園・農家民宿)	千人 47	50	55	

《具体的な取組》

- ①消費者との交流拠点施設の整備
- ②共通体験メニュー「夏野菜等の石窯焼き」の展開支援
- ③情報発信（グリーン・ツーリズムマップ）・インフォメーション機能の整備

（6）新規参入者の定着率

《選定理由》

当圏域においては、非農家出身の新規参入者の就農と定着が重要な課題になっており、新規参入者は経営・生活基盤が弱く、労働力等の問題を含めて経営安定に時間を要している。そこで、久万農業公園農業研修センターや久万高原町営農支援センターを中心に総合的な支援対策を講じ、定着率（5年以上就農）の向上を図る。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
就農5年以上の新規参入者数	人	11	17	21	
就農5年以上の定着率（注）	%	79	85	88	

（注）定着率は、5年以上就農した参入者数／参入者の値（H13年からの研修生就農者数）

《具体的な取組》

- ①研修時から就農初期、経営自立までの一貫した濃密指導
支援センターによる生産技術や経営管理の指導
- ②就農初期の負担軽減
中古資材等の情報提供、制度資金・補助金の利活用への支援
- ③組織活動を通じた仲間づくりへの支援
青年農業者組織等への加入促進とネットワークづくり、プロジェクト活動や地域振興活動を通じた資質の向上

伊予広域営農圏

※写真は当圏域の「推進品目」



温室みかん



愛媛果試第28号
(紅まどんな)



キウイフルーツ



レタス



そらまめ



伊予広域営農圏

注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で
設定していることから、地図中の境界
線は旧市町村単位としている。

※ 現市町の区域と異なる広域営農圏

新居… 新居浜市と旧西条市

周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小
松町(いずれも現西条市)

八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶
町(現西予市)

東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

圏域別振興方策（伊予広域営農圏）

1. 圏域の現状と課題

○ 当圏域は、平坦部では水稻を基幹に野菜、花きなどが、また、中山間地域ではくり、キウイフルーツ、びわ、かんきつ類と様々な果樹が栽培されており、畜産も含め、多彩な農業が展開されている。

今後減少が懸念される担い手については、新規就農者の確保はもとより、多様な担い手の育成が課題となっている。

また、高齢化と耕作放棄地の拡大が進行する中山間地域は、イノシシを主体とした鳥獣被害対策も急務である。

当圏域は県内最大の都市に隣接しており、立地条件を活かした農業経営を進めるとともに、落葉果樹や野菜、花き等の有望品種の導入により、産地の活性化に取り組んでいる。

○基礎データ

区 分		伊 予
基幹的農業従事者(人):H22		4,154
認定農業者(経営体):H21		397
上位品目 生産額 (百万円)	水稻	1,570
	養豚	790
	養鶏	639
	温室みかん	574
	不知火	478

主な関係機関：伊予市、砥部町、松前町
J A えひめ中央、J A 松山市

2. 圏域としての基本目標

(1) 生産力の向上

〈これまで取り組んできたこと〉

慢性的な水不足を解消するため、面河ダムや佐古ダムの建設によりかんがい期の水田補給水や樹園地用水、野菜等への冬期用水を確保するとともに、旧伊予市を中心とする水田地帯では、ほ場整備により、担い手への農地利用集積や機械化体系の推進による労働生産性の向上、水田の汎用化を図ってきた。一方では、関係機関が連携して、農業法人、先進農家等への就農相談や研修生の受入について体制を整備するとともに、農家子弟、U・Iターン等の就農希望者に対して、各種情報の提供や就農啓発交流会の開催、就農相談活動を進めてきた。

農家経営の安定化を図るために、水田地帯では大規模化と施設花き類の集約及び省力生産を、中山間地帯では、くり産地の活性化、法人組織を中心としたうめ産地の発展、トマト等野菜では、環境保全型農業の推進、観光いちご園の開園等の産地育成に努めてきた。

また、農村地域の高齢化が進む中で、集落機能を維持するために集落営農組織の設立に向け、集落リーダーの育成や集落の合意形成等への支援を行ってきた。

伊予市では、作業受託組織の育成の希望がある稲荷西集落を対象に集落リーダーを育成し、モデルとなるよう集落営農活動を支援、伊予市中山町では、特選くりの生産指導と合わせて高齢化対策として剪定の受委託を推進、松前町では、徳丸・中川原集落を対象に持続的・安定的な組織活動の確立などの取組を進めてきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 多様な担い手を確保するための就農相談、情報提供、就農支援講座の開催
- 女性、高齢者等による起業活動に伴う推進会議、販売促進及び商品開発講座の開催
- 青年農業者の能力向上のための作目別研修会、交流会の開催
- 認定農業者の経営発展のための生産技術研修会や経営向上研修会の開催、新規作目の導入の検討
- 収入確保のための特産品の商品開発と省力化による経営の拡大
- 水田裏作の推進に向けた農業用水の安定供給
- 冬期農業用水の効率的利用のための体制づくり
- 農業水利施設の計画的な保全管理
- 樹園地の簡易な整備及び営農形態に即した畑地かんがい施設等の再整備
- 講習会、集落座談会の開催、実証ほ(電気柵、箱檻等)等の設置による鳥獣被害対策の推進

(2) 販売力の強化

〈これまで取り組んできたこと〉

農業所得の向上を目指して、消費者ニーズに即した農産物の高品質・安定生産、省力化、コスト低減を柱として、果樹、野菜、花き、畜産等の指導に努めてきた。

果樹については、かんきつ類において、うんしゅうみかん・いよかん主体の栽培から消費者ニーズに即したせとか、愛媛果試第28号（紅まどonna）、甘平への転換に努め、落葉果樹においてキウイフルーツやブルーベリー等の産地育成に努めるとともに、砥部町のななおれ梅組合では環境保全型農業の推進及び加工場の整備を支援し、伊予市唐川地区では農商工連携によるびわ葉茶のブランド化と販路拡大に努めた。

野菜・花きでは、都市近郊の強みを活かして、いちご、なす、そらまめ、シンテッポウユリ、シキミ等の栽培面積の拡大に努めてきた。

畜産に関しては、所得向上を図るためにコスト低減と品質向上に対する技術支援を実施してきた。

また、直売所への支援として地方局全域のネットワーク組織への積極的な参加を支援してきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- かんきつ新品種(甘平等)の栽培管理技術の確立への支援
- 愛媛果試第28号(紅まどonna)における高品質果実の生産技術の普及
- キウイフルーツを中心とした落葉果樹産地の維持・強化
- 水稻の高温対策技術(遅植え栽培・高温耐性品種)の普及
- はだか麦の高品質・安定生産と産地づくりの推進
- レタス、そらまめ等、露地野菜の生産面積の拡大
- 高品質花き生産の推進
- 肉用牛の生産者ブランドの確立
- 女性や高齢者等の起業活動の推進による加工・販売の拡大
- 環境保全型農業への取組の強化
- びわ葉茶の販路拡大への支援
- ななおれ梅組合における加工品の販路拡大への支援
- 畜産経営における財務体質の強化と経営改善の推進
- 地域農産物のブランド化に向けた取組への支援

(3) 地域力の発揮

〈これまで取り組んできたこと〉

当圏域においては、地域資源を活用した集落営農活動の一環として、伊予市双海町では、翠地区における地域ぐるみのグリーン・ツーリズムへの取組を支援し、砥部町七折地区では都市住民との交流の促進を支援してきた。また、中山間地域等直接支払制度や農村環境保全年向上活動、中山間ふるさと保全対策基金などの農村集落の活性化対策についても、関係機関と連携を図りながら積極的に取り組んできた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 集落営農活動の一環としての中山間地域等直接支払制度の推進
- 都市と農村の交流活動への支援
- 地域活性化に向けた関係機関との連携強化
- 農業水利の適正な管理体制の強化
- 住民参加による農地、農業用水等の管理活動を通じた地域コミュニティの再生
- 農地や農村への災害を防止する老朽ため池の改修

3. 伊予広域営農圏として5年後に向けて重点的に取り組むもの

(1) 新規就農者数

当圏域では、高齢化等による担い手の減少が著しく、地域農業の存続を図るため、新規就農者を確保する。

指 標		現状 (H17～H21 累計)	中間目標 (H23～H25 累計)	最終目標 (H23～H27 累計)	備考
新規就農者数 (法人等への就業者を除く)	人	33	22	37	
新規参画企業数	社	3	2	4	

《具体的な取組》

- ①推進品目による収入の確保対策 ※(4)を参照
推進品目：温室みかん、愛媛果試第28号（紅まどんな）、キウイフルーツ、レタス、そらまめ
- ②受け入れ体制の確立
農業大学校等への働きかけ、U・Iターン就農希望者等の情報収集
- ③地域の支援体制の確立
JA部会や協議会等による生産技術や経営管理の指導

(2) 認定農業者数

当圏域では、ワンストップ支援窓口等を拠点に、認定農業者等の経営改善の指導・支援を行い、地域の実態に即した多様な担い手を確保・育成する。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
認定農業者数	経営体	397	415	435	
実人員数	人	433	465	500	

《具体的な取組》

- ①経営体、集落営農組織、農業生産法人等への経営改善の指導
- ②推進品目の安定生産による収入の確保対策 ※(4)を参照
- ③営農計画に応じた樹園地の整備、畑地かんがい施設の更新と再編整備

(3) 集落営農組織数

戸別所得補償制度、農村環境保全向上活動、中山間地域等直接支払制度など諸施策の円滑な実施に配慮しながら、農地の有効活用及び所得の向上を基本に組織の確保・育成を目指す。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
集落営農組織数	15	20	22	

《具体的な取組》

- ①高齢化に対応したくり栽培モデル集落の推進
担い手組織の活動支援、省力技術の定着支援、地域ブランド栗の里づくりへの支援
- ②集落営農組織の実現
農地利用計画の策定、集落営農組織のリーダーの確保・育成、集落営農組織の体制整備等への支援
- ③集落営農構想の実現
集落営農法人の設立支援、農地流動化への支援、水田の高度利用の推進
- ④次代につながる集落営農組織の育成
集落営農組織の育成、農村環境保全向上活動への支援、体験交流活動の推進、加工品の販路拡大への支援
- ⑤高付加価値型の野菜組織の育成
減農薬栽培、農村環境保全向上活動への支援、連作障害対策への支援、高付加価値販売への支援、担い手の確保・育成
- ⑥有望品種導入による集落営農の活性化
営農計画に応じた樹園地の整備、畑地かんがい施設の更新と再編整備

(4) 当圏域で取り組む推進品目

農家所得の向上を図るため、当圏域における特産品の産地化と新たな商品開発や販路開拓等を実施し、推進品目の維持・拡大を目指す。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
温室みかん	ha	23	21	21	
愛媛果試第28号 (紅まどんな)	ha	16	21	21	
キウイフルーツ	ha	130	130	130	
レタス	ha	38	41	44	
そらまめ	ha	23	23	24	

《具体的な取組》

- ①温室みかんは、所得安定のための7・8月出荷比率の向上
- ②愛媛果試第28号(紅まどんな)は、施設化の推進による高品質果実の生産及びブランド力の向上
- ③キウイフルーツは、かいよう病対策の指導による産地維持と新規品種の検討及び有利販売のためのGAPへの支援
- ④レタスは、優良品種・系統の導入と高品質生産対策の推進
- ⑤そらまめは、省力化と計画生産対策の推進

(5) グリーン・ツーリズム(GT)の推進

《選定理由》

当圏域ではグリーン・ツーリズム組織が活動していることから、活動体制づくりや運営等の強化方策として関係機関が各協議会と連携し、体験メニューの充実、モニターツアーの実施等で支援していく。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
GTの体験者数	人	13,000	15,000	18,000	

《具体的な取組》

- ①受入態勢の整備強化
組織化、活動体制づくりの支援
- ②体験交流活動の充実
体験メニュー展開への支援
- ③情報発信活動の強化支援
ガイドマップ作成、イベント等モニターツアーの充実強化

(6) 有害鳥獣被害への対策の推進

《選定理由》

当圏域では中山間地域を中心に、耕作放棄地の増加等によりイノシシによる被害が多発し、年々増加傾向にある。このため、地域が一体となり、鳥獣被害に強い地域づくりに取り組み、農作物への被害の防止及び軽減を図る。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
有害鳥獣被害対策	集落数	2	6	8	

《具体的な取組》

- ①鳥獣被害対策に関する知識及び技術に関する研修の実施
組織、活動体制づくりへの支援、鳥獣別の対策への支援
- ②集落ぐるみでの鳥獣被害対策の推進
個別被害対策、集落・広域防止策の取組を支援
- ③侵入防止柵の整備支援
侵入ガードマップの作成、地域・集落別被害マップの作成

喜多広域営農圏

※写真は当圏域の「推進品目」



キウイフルーツ



ぶどう



きゅうり



水稲(湛水直播)



酪農(生乳)



喜多広域営農圏

注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で
設定していることから、地図中の境界
線は旧市町村単位としている。

※ 現市町の区域と異なる広域営農圏

新居… 新居浜市と旧西条市

周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小
松町(いずれも現西条市)

八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶
町(現西予市)

東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

圏域別振興方策（喜多広域営農圏）

1. 圏域の現状と課題

○ 当圏域は、肱川流域の中山間地域と平坦・海岸地域により形成され、海岸地域のかんきつ、平坦地域の野菜、中山間地域の水稲、落葉果樹、葉たばこ、畜産など、多彩な農業が展開されている。

担い手は、高齢化が進み、今後減少が懸念されるため、新規就農者の確保はもとより、多様な担い手の育成が急務である。

また、環境と調和した農業の推進、落葉果樹の観光農業の推進、野菜・花き・畜産の振興に努め、産地の活性化に取り組んでいる。

○基礎データ

区 分		喜 多
基幹的農業従事者(人):H22		4,397
認定農業者(経営体):H21		528
上位品目 生産額 (百万円)	養豚	1,620
	水稲	1,064
	酪農	616
	かき	439
	肉用牛	402

主な関係機関：大洲市、内子町、JA愛媛たいき、JAえひめ中央、内子町農村支援センター

2. 圏域としての基本目標

(1) 生産力の向上

〈これまで取り組んできたこと〉

農業収入の安定を図るため、落葉果樹の観光農業やくり産地の活性化、直売所を核とした地産地消の推進、安全・安心な農産物の生産並びに環境保全型農業の推進、観光いちご園の開園等の産地育成に努めてきた。

関係機関が連携して、農業法人、先進農家等への研修生の受入体制を整備するとともに、農家子弟、Iターン等の就農希望者に対して、各種情報提供や就農啓発交流会、県立農業大学校との連携等を通じた就農相談活動を進め、多様な担い手の確保に努めた。

さらに、農村の高齢化が進む中で、集落機能を維持するため、集落営農組織の設立に向け、集落リーダーの育成や集落の合意形成等を支援してきた。

また、営農の省力化を図るため、地域の状況に応じたきめ細かな生産基盤を整備した。

〈これから取り組もうとすること〉

- 新規就農者の確保及び次代を担う青年農業者組織の育成
- 男女共同参画を目指した農村女性のネットワークづくり
- 効率的かつ安定的な農業経営体の育成
- 地域農業を担う認定農業者組織の育成
- かきの作業受託活動の拡大による放任園の縮小
- 耕作放棄地の解消のための代替作物の推進
- 中山間地域における集落営農組織の育成
- 地域農業の振興と営農組織の育成
- 優良農地の活用によるかんきつ園地の再編
- 基盤整備を契機とした担い手の育成・確保
- 農業水利施設の計画的な保全管理

(2) 販売力の強化

〈これまで取り組んできたこと〉

農業所得の向上を目指して、消費者し好に即した農産物の高品質・安定生産、省力化、コスト低減を柱とし、果樹、野菜、花き、畜産等の生産技術及び経営改善の指導に努めてきた。

果樹については、産地形成による有利販売を図るため、うんしゅうみかん、キウイフルーツ、かき、ぶどう、くり、ゆず等の産地育成に努めてきた。

野菜では、きゅうり、トマト、なす、いちご等の栽培面積の拡大に努めてきた。

水稲は、消費者の安全・安心志向に沿った減農薬・減化学肥料栽培の推進や低コスト・省力化を進める鉄コーティング湛水直播栽培の実証を行ってきた。

畜産に関しては、所得向上を図るためにコスト低減と品質向上に対する技術支援を実施してきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- キウイフルーツ等有望果樹の高品質化の推進及び計画的な出荷体系の確立への支援
- ぶどう新品種の栽培技術の普及による高品質化と新商材の開発
- かんきつ優良品種の高品質・安定生産
- 水稻の減農薬・減化学肥料栽培の推進
- 高品質麦・大豆の生産拡大
- きゅうりの省力・安定生産技術の定着及び耐病性品種の導入
- トマト産地の育成及び新品種の生産拡大
- いちご経営の安定化及び底面給水育苗の推進
- 環境と調和したなすの省力・安定生産技術の定着
- 活力ある酪農経営の育成・強化
- 安全・安心な農産物の生産の推進
- 省力生産施設・機械の整備による生産性の向上

(3) 地域力の発揮

〈これまで取り組んできたこと〉

内子町では、内子町農村支援センターの設置等により関係機関が連携し、農家のニーズに対して迅速に対応してきた。大洲市においても関係機関が一体となり、農村環境保全向上活動などに前向きに取り組む大洲市上須戒での集落営農活動等を支援してきた。

また、女性、高齢者を中心とした起業活動により、農産物に付加価値を付ける加工品の開発、グリーン・ツーリズム等の支援に取り組んできた。

豊かな農村の保全を図るため、農村環境の整備を実施した。

〈これから取り組もうとすること〉

- 農村環境保全向上活動や中山間地域等直接支払制度を活用した集落活動の定着化と地域の活性化
- 起業活動の活性化
- グリーン・ツーリズムによる交流支援
- 豊かな農村環境の保全と次世代への継承
- 農地や農村への災害を防止する老朽ため池の改修など、防災対策の推進

3. 喜多広域営農圏として5年後に向けて重点的に取り組むもの

(1) 新規就農者数

当圏域では、高齢化等による担い手の減少が著しく、地域農業の持続を図るため、新規就農者を確保する。

指 標		現状 (H17～H21 累計)	中間目標 (H23～H25 累計)	最終目標 (H23～H27 累計)	備考
新規就農者数 (法人等への就業者を除く)	人	39	30	50	
新規参画企業数	社	3	1	2	

《具体的な取組》

- ①推進品目による収入の確保対策 ※(4)を参照
推進品目：キウイフルーツ、ぶどう、きゅうり、水稻(湛水直播栽培)、酪農
- ②受け入れ体制の確立
農業大学校等への働きかけ
U・Iターン者等の情報収集と働きかけ
- ③地域の支援体制の確立
JA部会や協議会等による生産技術や経営管理の指導

(2) 認定農業者数

当圏域では、ワンストップ支援窓口等を拠点に、認定農業者等の経営改善への指導・支援を行い、地域の実態に即した多様な担い手を確保・育成する。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
認定農業者数	経営体	528	528	535	
実人員数	人	566	570	582	

《具体的な取組》

- ①経営体、集落営農組織、農業生産法人等への経営改善の指導
- ②推進品目による収入の確保対策 ※(4)を参照

(3) 集落営農組織数

近年、農業従事者の高齢化や担い手不足、不在地主の増加などにより、中山間地域等で耕作放棄が進んでいることから、農地を生産財として最大限活用するため、集落営農組織を育成する。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
集落営農組織数		11	15	22	

《具体的な取組》

- ①推進品目の生産性向上 ※(4)を参照
- ②集落営農組織による効果的な農地活用対策の推進
- ③鳥獣被害の軽減対策の推進 ※(6)を参照

(4) 当圏域で取り組む推進品目

農家所得の向上を図るため、当圏域における特産品の産地化と新たな商品開発や販路開拓等を実施し、推進品目の維持・拡大を目指す。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
キウイフルーツ	t	1,367	1,400	1,450	
ぶどう	t	314	320	350	
きゅうり	t	2,324	2,400	2,500	
水稲(湛水直播栽培)	t	1	43	54	
酪農(生乳)	t	6,145	6,174	6,177	

《具体的な取組》

- ①キウイフルーツは基本管理の徹底による高品質・安定・多収生産の推進
- ②ぶどうは青系品種の導入及び着色不良対策の推進
- ③きゅうりは病害虫の効率的防除による多収生産の推進
- ④水稲湛水直播栽培は「にこまる」の生産拡大と、「愛たい菜」など直売所での販売
- ⑤酪農は自給飼料の栽培拡大及び品質向上によるコスト低減

(5) 農産物直売所の販売額の拡大

《選定理由》

農家所得の向上を図る上で、農産物直売所は、農業者にとって多品目の農産物や加工品の販売が可能となる拠点である。農産物等の生産拡大及び集荷方法の確立、安全・安心な農産物の提供等により、販売額の拡大を目指す。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
直売所販売額	百万円	620	800	1,000	

《具体的な取組》

- ①農産物の安定供給に向けた体制づくり
- ②減農薬・減化学肥料栽培の農産物拡大への取組の推進
- ③6次産業化推進に係る新たな商品開発への支援

(6) 耕作放棄地対策の推進及び有害鳥獣による農作物被害の軽減

《選定理由》

中山間地域等において耕作放棄地が増加するとともに、近年では葉たばこの作付けの減少による更なる拡大が懸念される。また、耕作放棄地の増加により、有害鳥獣の生息域が人里近くまで拡大しており、農作物被害が増大している。有害鳥獣の捕獲などによる対策に合わせて、葉たばこの代替作物を選定のうえ、作付けを進め、農地の有効活用を目指す。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
耕作放棄地面積	ha	1,150	1,150	1,150	
鳥獣被害面積	ha	108	104	100	

《具体的な取組》

- ①代替作物の選定と作付けの拡大
- ②国営パイロット実施地区における管理不良地の縮小
- ③多様な担い手による農地管理の推進
- ④有害鳥獣の侵入防止対策の推進及び適正な有害鳥獣の捕獲

八西広域営農圏

※写真は当圏域の「推進品目」



うんしゅうみかん



清見



不知火



せとか



富士柿



注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で設定していることから、地図中の境界線は旧市町村単位としている。

※ 現市町の区域と異なる広域営農圏

新居… 新居浜市と旧西条市

周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小松町(いずれも現西条市)

八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶町(現西予市)

東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

圏域別振興方策（八西広域営農圏）

1. 圏域の現状と課題

○ 当圏域は、宇和海と瀬戸内海に囲まれ、温暖で日照量が多い気象条件に恵まれ、かんきつを主体にした農業を展開している。

担い手は、近年40歳以下の新規就農者が減少傾向にあるのに併せて高齢化が進み、今後も減少が懸念されるため、新規就農者の確保はもとより、女性農業者等の担い手の育成が急務である。

また、当圏域は全国でも有数のかんきつ銘柄産地であり、多種多様なかんきつの導入による、高品質・安定生産で所得の向上を支援し、産地の活性化に取り組んでいる。

○基礎データ

区 分		八 西
基幹的農業従事者(人):H22		5,189
認定農業者(経営体):H21		767
上位品目 生産額 (百万円)	うんしゅうみかん	8,391
	養豚	2,132
	清見	1,830
	不知火	1,242
いよかん		1,050

主な関係機関：八幡浜市、伊方町、西予市(旧三瓶町)、JAにしうわ、伊方町農業支援センター

2. 圏域としての基本目標

(1) 生産力の向上

〈これまで取り組んできたこと〉

多様な担い手を確保するため、関係機関が連携して農業高校や農業大学校等に対して、就農支援に関する情報提供や相談ができる体制づくりを進めてきた。また高校生と青年農業者との交流会を開催し、地元の就農候補者に対してきめ細かな支援を行ってきた。

また女性農業者、認定農業者等に対しては、生産技術や経営管理技術の向上のための研修会や講習会を開催し、個別や組織活動を通し、農業者としての資質向上に努めてきた。近年は、生産者である青年農業者等自らが、消費者を意識したうんしゅうみかん生産を行うため、かんきつ類をPRしたり、首都圏の小学校で出前授業を行う「西宇和かんきつ産地直送出前事業」に取り組み、情報発信を進めている。

一方、農村の高齢化が進む中で、急傾斜の果樹園では耕作放棄地が増加傾向にあり、その対策として、耕作不適地と優良農地の明確化を図り、農業委員会を基点に農地流動化委員会や農業支援センターと連携して農地の流動化を推進し、担い手への集積に努めるとともに、省力化を図るため、地域の状況に応じた生産基盤のきめ細かな整備を実施した。

そして農家収入の安定化を図るために、うんしゅうみかんの高品質・安定生産をはじめ、清見、不知火、せとか、甘平等の中晩柑類や富士柿など落葉果樹の産地育成に努めてきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 多様な担い手を確保するための支援体制の整備
- 青年農業者の能力向上のための支援
- 認定農業者の経営発展のための経営改善計画の実践支援
- 女性の経営参画と男女共同参画社会の推進
- 担い手への農地集積の推進
- 農地流動化サービスの運営支援
- 省力化による多様な担い手の確保や担い手への農地利用集積を図るため、地域特性に応じた樹園地のきめ細かな整備の推進
- 農業水利施設の計画的な保全管理

(2) 販売力の強化

〈これまで取り組んできたこと〉

農業所得の向上を目指して、消費者ニーズに即した農産物の高品質・安定生産、省力化、コスト低減を柱として、かんきつ類を主体に、かき等の落葉果樹も含め、生産・経営指導に努めてきた。

果樹については、かんきつ類においてうんしゅうみかん、清見、不知火、せとか、甘平、落葉果樹において富士柿等の産地育成に努めてきた。

〈これから取り組もうとすること〉

- うんしゅうみかんの連年安定・多収生産による産地力の強化及び温暖化に対応した生産技術の普及
- 清見・不知火の生産性の向上と「愛」あるブランド産品（「蜜る（清見）」、「雫る（清見）」）の生産拡大
- 甘平等の安定生産技術の普及
- 選果等の改善によるかんきつ類の高品質化の維持
- ブランドの強化等による売れるかきづくりの推進
- 農村女性の起業活動の推進
- 地域特産品の商品開発と販路拡大

(3) 地域力の発揮

〈これまで取り組んできたこと〉

地域農業の振興を図るため、伊方町農業支援センター等を中心に関係機関が連携して、農家の要望に対し、優良品種への転換等により迅速な経営支援に努めてきた。

また、中山間地域等直接支払制度や農村環境保全向上活動等を有効活用した農地及び農村環境の維持保全を推進してきた。

さらに、豊かな農村の保全を図るため、農村環境整備を実施した。

〈これから取り組もうとすること〉

- 優良農地の活用によるかんきつ園地の再編
- 優良農地の確保・維持による地域営農の推進
- かんきつ産地に適した環境保全型農業の推進
- 豊かな農村の保全と次世代への継承

3. 八西広域営農圏として5年後に向けて重点的に取り組むもの

(1) 新規就農者数

当圏域では、高齢化等による担い手の減少が著しく、地域農業の持続を図るため、新規就農者を確保する。

指 標		現状 (H17～H21 累計)	中間目標 (H23～H25 累計)	最終目標 (H23～H27 累計)	備考
新規就農者数 (法人等への就業者を除く)	人	82	57	95	
新規参画企業数	社	—	—	—	

《具体的な取組》

- ①推進品目等による収入の確保対策 ※(4)、(5)を参照
推進品目等：うんしゅうみかん、清見、不知火、せとか、富士柿、甘平
- ②受け入れ体制の確立
農業大学校等との連携、U・Iターン者等の情報収集と情報提供
- ③新規就農者の定着を目指した地域の支援体制の確立
JA部会や協議会等による生産技術及び経営管理の指導

(2) 認定農業者数

当圏域では、ワンストップ支援窓口等を拠点に、認定農業者等の経営改善の指導や支援を行い、地域の実態に即した多様な担い手を確保・育成する。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
認定農業者数	経営体	767	768	769	
実人員数	人	807	810	812	

《具体的な取組》

- ①経営体、集落営農組織、農業生産法人等への経営改善の指導
- ②推進品目等による収入の確保対策 ※(4)、(5)を参照
- ③家族経営協定の締結に伴う共同申請の推進

(3) 集落営農組織数

農村環境保全向上活動、中山間地域等直接支払制度など諸施策の円滑な実施に配慮しながら、農地の有効活用及び所得の向上を基本に組織の確保・育成を目指す。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
集落営農組織数	5	10	10	

《具体的な取組》

- ①優良農地の活用によるかんきつ園地の再編
農地流動化委員会の活動支援、農作業支援体制モデル組織の育成、担い手への農地集積の支援、耕作放棄地対策組織の育成、新規作物の導入及び改植への支援
- ②優良農地の確保・維持による地域営農の推進
農地流動化サービスの運営支援、奨励品種の導入啓発、農作業の無料あつ旋等による収穫作業等の労働力の確保

(4) 当圏域で取り組む推進品目

農家所得の向上を図るため、当圏域における特産品の産地化と新たな商品開発や販路開拓等を実施し、推進品目の維持・拡大を目指す。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
うんしゅうみかん	t	54,034	50,000	50,000
清見	t	7,089	7,000	7,000
不知火	t	3,772	4,000	4,500
せとか	t	552	700	900
富士柿	t	845	850	1,000

《具体的な取組》

- ①うんしゅうみかんの連年安定・多収生産対策の実践
- ②うんしゅうみかんのマルチ被覆と完熟栽培の推進による高品質化
- ③適地適作を基本とした清見や不知火等の奨励品種の生産性向上と改植の推進
- ④「愛」あるブランド産品など西宇和みかんのPR強化
- ⑤地球温暖化の影響による難防除病害虫や果皮障害の軽減対策への取組の強化
- ⑥樹園地の基盤整備による省力化
- ⑦生産履歴の記帳の徹底やGAPの導入の検討など、安全・安心な農産物を提供するための取組の強化

(5) 県戦略品種「甘平」の産地育成

《選定理由》

県育成品種であり、果樹の戦略品種でもある「甘平」は、ここ数年、いよかんやうんしゅうみかん不良系統等の更新品種として栽培面積が急増している。このため、安定生産のための栽培技術の確立や、消費拡大のための販売力の強化を図り、産地化を推進する。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
甘平の生産量	t	31	200	400

《具体的な取組》

- ①隔年結果の是正と裂果軽減対策等による安定生産技術の確立
- ②改植の推進とかん水施設の整備
- ③販売促進活動によるブランド力の向上

(6) 有害鳥獣による農作物被害の軽減

《選定理由》

当圏域では、鳥獣被害によって、農家の生産意欲が低下し、主に樹園地の耕作放棄地が拡大している。このため、集落等での防護柵・箱わな等の鳥獣被害防止対策を推進し、被害の軽減に努め、農家の生産意欲を高める。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
有害鳥獣被害面積	ha	9.6	8.2	7.2	
被害軽減率	%	—	15	25	
防護柵総延長	km	48	158	218	
捕獲・駆除頭数	頭/年	700	750	800	

(注) 被害軽減率：現状被害面積に対する被害軽減面積の割合

《具体的な取組》

- ①市町鳥獣被害防止対策協議会の活動推進
- ②集落等の鳥獣被害防止対策への取組支援
- ③獣肉処理施設の設置及び利用促進

(7) 基幹水利施設(樹園地)の更新

《選定理由》

当圏域では、慢性的な水不足を解消すべく、昭和49年から国営南予用水事業、県営かんがい排水事業等により、農業用水の確保や畑地かんがい施設の整備を行ってきたが、老朽化による維持管理費の増加や機能低下が進行していることから、施設の更新工法及び更新時期等を検討し、最も経済的で最適な保全対策を推進する。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
更新受益面積	ha	0	200	1,300	

《具体的な取組》

- ①将来の水利用計画を見据えた先進的な施設の診断
- ②機能診断結果を踏まえた長寿命化に向けた施設の更新
- ③維持管理面における省力化の支援

東宇和広域営農圏

※写真は当圏域の「推進品目」



ゆず



きゅうり



麦類(小麦・はだか麦)



いちご(あまおとめ)



養豚(肥育)



東宇和広域営農圏

注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で設定していることから、地図中の境界線は旧市町村単位としている。

※ 現市町の区域と異なる広域営農圏

新居… 新居浜市と旧西条市

周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小

松町(いずれも現西条市)

八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶

町(現西予市)

東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

圏域別振興方策（東宇和広域営農圏）

1. 圏域の現状と課題

○ 当圏域は、宇和盆地を中心とする水稻・麦・大豆や施設園芸、宇和海に面した海岸地帯のかんきつ類、中山間地帯の畜産、落葉果樹など多彩な農業が営まれている。

担い手は、高齢化が進み、更なる減少が懸念されるため、新規就農者の確保はもとより、U・Iターン者等を含めた幅広い担い手の確保・育成が急務である。

また、環境と調和した農業の推進を基軸に、水稻・野菜・かんきつ・落葉果樹・畜産の振興に努め、産地の活性化に取り組んでいる。

○基礎データ

区 分		東宇和
基幹的農業従事者(人):H22		3,230
認定農業者(経営体):H21		476
上位品目 生産額 (百万円)	酪農	2,394
	水稻	1,601
	肉用牛	1,380
	養鶏	1,082
	養豚	920

主な関係機関：西予市(旧三瓶町を除く)、JAひがしうわ、西予市農業支援センター

2. 圏域としての基本目標

(1) 生産力の向上

〈これまで取り組んできたこと〉

多様な担い手を確保するため、西予市農業支援センターなどの関係機関が連携し、農業法人や先進農家等への研修生の受け入れ体制を整備するとともに、農家子弟やIターン等の希望者に対して、各種助成制度の情報提供と有効活用、県立農業大学校や地元高校農業科と連携した就農啓発活動を実施した。

農村の高齢化が進む中、集落機能を維持し営農を継続するために、集落営農組織の設立に向け、集落リーダーの育成や集落の合意形成等を支援した。

また、収入の安定を図るため、水稻裏作の導入による水田の高度利用、米や野菜の環境保全型農業の推進、いちごの新品種導入による産地育成、ぶどうやくりなどの落葉果樹産地の活性化、直売所を核とした地産地消の推進、酪農団地の育成強化、肉用牛経営の活性化等に努めた。

省力化を図るため、地域の状況に応じた生産基盤のきめ細かな整備を実施した。

〈これから取り組もうとすること〉

- 農外参入を含めた新規就農者の確保
- 青年農業者の資質向上のための作目別研修会、交流会の開催
- 認定農業者の経営発展のための生産技術研修会、経営向上研修会の開催及び新規作目の導入の検討
- 農地利用集積円滑化事業の推進
- 簡易ハウスを利用した、直販向け野菜類の栽培の拡大
- 中山間地域における集落営農モデル組織の育成
- 作業受託・ヘルパー組織の育成
- 有害獣肉(イノシシ、シカ)の活用の推進
- 省力化による多様な担い手の確保や担い手への農地利用集積を図るため、地域特性に応じた樹園地のきめ細かな整備の推進
- 農業水利施設の計画的な保全管理

(2) 販売力の強化

〈これまで取り組んできたこと〉

農業所得の向上を目指し、消費者し好に即した安全・安心な農産物の生産、省力化、コスト低減等を柱として、水稻、果樹、野菜、畜産等の指導に努めた。

水稻では、布マルチ栽培等の導入による特別栽培米の普及促進、野菜では、きゅうり・ト

マト・なす・いちご等の栽培面積の拡大、果樹については、かんきつ類においてぽんかん・ゆず・優良中晩柑、落葉果樹においてぶどう・くり等の産地育成に努めた。

畜産に関しては、所得向上を図るために飼料コストの低減と、品質向上に対する技術支援を実施した。

〈これから取り組もうとすること〉

- 水稲の減農薬・減化学肥料栽培の拡大と西予市ブランドの確立
- はだか麦・小麦の生産拡大
- きゅうりの黄化えそ病・褐斑病対策の徹底
- いちごの底面給水育苗による炭そ病対策の推進
- ゆずの連年安定・生産技術の定着
- コントラクターによる自給飼料の生産コスト及び労働負担の軽減
- コスト低減による酪農経営の安定化
- 多様な繁殖牛経営の育成と肥育成績の向上
- 環境に配慮した低コスト養豚団地の育成による生産拡大
- 直売所の拡充に向けた中山間地域における野菜栽培の取組の拡大
- 女性、高齢者等による起業活動への支援や地域産物を活かした商品開発と販売促進などによる6次産業化の推進

(3) 地域力の発揮

〈これまで取り組んできたこと〉

個別農家や集落営農組織等に対して、国や県の各種事業を有効に活用するため、西予市農業支援センターなど関係機関が連携し、改善計画策定などの支援に取り組んだ。

また、農村環境保全向上活動や中山間地域等直接支払制度を活用し、農村集落の活性化に向けて関係機関が一体となって取り組んできた。

豊かな自然景観を含めた農村の保全を図るため、農村環境整備を実施した。

〈これから取り組もうとすること〉

- 水田作地域の集落営農組織による合理的な土地利用と経営安定の推進
- 果樹地域における望ましい集落営農活動の推進
- 農村の持つ豊かな自然景観などの保全と次世代への継承
- 戸別所得補償制度等への取組の促進に対する支援
- 農村環境保全向上活動による集落活動の定着化と地域の活性化
- かんきつ有望品種の導入促進による優良農地の保全
- 農村の協働力を活かした地域資源の保全管理、快適な生活環境の整備、環境教育の推進
- 農地や農村への災害を防止する老朽ため池の改修など、防災対策の推進

3. 東宇和広域営農圏として5年後に向けて重点的に取り組むもの

(1) 新規就農者数

当圏域では、高齢化等による担い手の減少が著しく、過去と同程度の新規就農者数を確保することも厳しいことが見込まれるため、新規就農者の確保には努めつつ、担い手への農地の集積や集落営農組織の拡大に積極的に取り組む。

指 標		現 状 (H17～H21 累計)	中間目標 (H23～H25 累計)	最終目標 (H23～H27 累計)	備 考
新規就農者数 (法人等への就業者を除く)	人	63	30	50	
新規参画企業数	社	4	3	5	

《具体的な取組》

- ①経営開始品目による収入の確保対策
経営開始品目：かんきつ、酪農、肉用牛、水稲・麦・大豆
- ②受け入れ体制の確立
相談窓口の設置（西予市農業支援センター）
農業大学校、地元高校農業科等への働きかけ
個別の経営管理の指導

U・Iターン者、農外参入等の情報収集と対象者への働きかけ

③地域の支援体制の確立

J A部会や協議会等による生産技術の指導

プロジェクト活動等の自主活動への支援（青年・認定農業者協議会）

(2) 認定農業者数

当圏域では、西予市農業支援センターを拠点に、認定農業者等の経営改善の指導・支援を行い、地域の実態に即した多様な担い手を育成する。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
認定農業者数	経営体	476	486	486	
実人員数	人	494	519	529	

《具体的な取組》

①個別経営体、集落営農組織、農業生産法人等への経営改善の指導

②推進品目による収入の確保対策 ※(4)を参照

推進品目：ゆず、きゅうり、麦類、いちご、養豚

③農業生産法人・集落営農組織を育成し、集落ぐるみでの農地の維持と経営の継続

④認定農業者への農地集積による農地の維持と所得の向上

(3) 集落営農組織数

戸別所得補償制度、農村環境保全向上活動、中山間地域等直接支払制度など諸施策の円滑な実施に配慮しながら、農地の有効活用及び所得の向上を基本に組織の確保・育成を目指す。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
集落営農組織数		54	56	57	

《具体的な取組》

①転換品目等による収入の確保対策

転換品目：麦類、大豆、そば、さといも、野菜

②農地の効率的利用の推進

③機械の共同利用、共同作業による生産コストの低減と労力の確保

④集落単位での鳥獣被害対策への取組の強化 ※(7)を参照

⑤地域産品を活かした加工品開発や販売など6次産業化への取組の推進

⑥飼料米の生産とたい肥の活用など、耕畜連携の推進

(4) 当圏域で取り組む推進品目

農家所得の向上を図るため、当圏域における特産品の産地化と新たな商品開発や販路開拓等を実施し、推進品目の維持・拡大を目指す。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
ゆず	百万円	80	90	100	
きゅうり	ha	36	37	37	
麦類(小麦・はだか麦)	ha	107	160	200	
いちご(あまおとめ)	ha	4.9	5.0	5.0	
養豚(肥育)	頭	19,500	26,900	42,400	

《具体的な取組》

①ゆずは、適正摘果による隔年結果の防止及び生果率の向上

②きゅうりは、土作りや抵抗性品種の導入及び適期防除の徹底による増収

③麦類は、たい肥と単肥施用によるコストの低減及びはだか麦の作付けの拡大

④いちごは、底面給水育苗の導入による炭そ病の発生の抑制

⑤地域と調和した先進的な養豚団地の育成による生産の拡大

⑥栽培管理記帳による安全・安心な農産物の生産

(5) こだわり米の生産拡大

《選定理由》

水田農業の振興方策として、各種こだわり米の生産を拡大し、商品の特長を活かした販路を開拓し、所得の向上を図る。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
栽培面積	ha	36	57	75	

《具体的な取組》

- ①化学農薬・化学肥料を減らした、布マルチ米・山あいの里特別栽培米の取組の拡大
- ②裏作にレンゲを栽培するなど、冬期の湛水によりコウノトリ・ツルの餌場を確保しつつ、化学農薬・化学肥料の使用を極力減らしたレンゲ米・コウノトリ米の栽培の推進

(6) 直売所等直接販売の拡充

《選定理由》

収量・形状を重視する市場流通中心の販売から、環境に配慮して生産した安全・安心な農産物を生産者の顔の見える形で販売し、差別化を図る。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
直接販売による販売金額	百万円	995	1,295	1,500	

《具体的な取組》

- ①愛媛農試方式簡易ハウスの導入により、野菜類の栽培期間と品目を拡大し、出荷を平準化
- ②女性起業者を育成し、地元農産物を利用した加工食品の開発など6次産業化を推進
- ③栽培管理記帳による農産物の安全・安心の確保と出荷者の拡大

(7) 有害鳥獣による農作物被害の軽減

《選定理由》

中山間地域ではイノシシ・シカ、沿岸部ではヒヨドリ・カラスの被害が深刻化しており、地域をあげての対策が必要となっている。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
有害鳥獣被害面積	ha	9.7	8.3	7.7	
被害軽減率	%	—	14	20	
防護柵総延長	km	17.5	49.9	74.2	
防鳥網総面積	a	102	234	345	
捕獲・駆除数	有害獣	頭/年	502	680	680
	有害鳥	羽/年	122	247	247

(注) 被害軽減率：現状被害面積に対する被害軽減面積の割合

《具体的な取組》

- ①西予市鳥獣被害防止対策協議会の活動の強化
- ②獣肉処理施設の利用促進

北宇和広域営農圏

※写真は当圏域の「推進品目」



水稻(特別栽培米等)



うんしゅうみかん



ほんかん



ゆず



きゅうり



北宇和広域営農圏

注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で設定していることから、地図中の境界線は旧市町村単位としている。

※ 現市町の区域と異なる広域営農圏

新居… 新居浜市と旧西条市

周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小松町(いずれも現西条市)

八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶町(現西予市)

東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

圏域別振興方策（北宇和広域営農圏）

1. 圏域の現状と課題

○ 当圏域は、耕地面積の7割を樹園地が、2割強を水田が占め、かんきつ類を主体に、水稻、野菜、落葉果樹等、多彩な産地を形成する農業地帯である。

宇和海沿岸部の樹園地では新規作目として甘平、せとか、ブラッドオレンジ等の中晩柑への転換が進んでおり、中山間部ではゆずの振興や集落営農による農地集積が進んでいる。

圏域内には交流拠点施設が整備され、直売所や農林漁家民宿等の新たな動きも見られる。

しかし一方で、山間部を中心に耕作放棄地や鳥獣被害の増加が大きな課題となっている。

また、農業者の高齢化が進み、今後担い手の減少が懸念されるため、企業参入も含め、多様な担い手の確保に向けた支援強化が必要となっている。

○基礎データ

区 分		北宇和
基幹的農業従事者(人):H22		5,501
認定農業者(経営体):H21		591
上位品目 生産額 (百万円)	うんしゅうみかん	2,388
	水稻	1,672
	養鶏	742
	ぽんかん	714
	養豚	556

主な関係機関：宇和島市、鬼北町、松野町、JAえひめ南、宇和島市農業支援センター、鬼北農業支援センター、鬼北町農業公社、日吉農林公社、松野町農林公社

2. 圏域としての基本目標

(1) 生産力の向上

〈これまで取り組んできたこと〉

多様な担い手を確保・育成するため、認定農業者の子弟や高等学校等への掘り起こし活動及び農業支援センターでの就農相談活動を行うとともに、就農支援資金等の活用や就農計画の策定、農業体験希望者の受け入れなどに対する支援のほか、講座開設等による就農初期の能力向上に努めた。また、青年農業者に対して部門別研修やプロジェクト活動等を通じ、地域リーダーとしての資質向上を図った。さらに、認定農業者に対し、経営改善計画の実現に向けた技術指導や流通販売対策の支援を行い、経営感覚に優れた経営体の育成に努めた。合わせて、女性の認定農業者の育成や起業活動の促進、家族経営協定の締結等を図った。

集落機能の維持と農地の有効活用に向け、集落営農組織を含めた担い手への農地集積や流動化対策、鳥獣被害・耕作放棄地対策、耕種農家と畜産農家との連携、さらに集落営農組織の法人化の検討や作業受託面積の拡大等の支援に努めた。

甘平、せとか、ブラッドオレンジ等の中晩柑について、安定生産技術の現地実証や普及に努めるとともに、県が開発したさといも新品種「媛かぐや」の栽培展示や導入を図った。

〈これから取り組もうとすること〉

- 多様な担い手の確保に向けた就農相談や掘り起こし活動、教育機関との連携
- 意欲ある農業者の経営改善の指導、法人化の支援、生産及び流通販売対策の支援
- 集落営農組織の法人化や作業受託面積の拡大、担い手への農地集積に対する支援
- 鳥獣被害・耕作放棄地防止対策の推進、省力・低コスト生産技術の開発・普及
- 女性の経営参画の促進、地域の方針決定過程への積極的参画、女性が活動しやすい環境づくり
- 地域の特性に応じた生産基盤のきめ細かな整備
- 農業水利施設の計画的な保全管理や新規導入かんきつ作付計画等に対応した畑地かんがい施設の再編整備

(2) 販売力の強化

〈これまで取り組んできたこと〉

消費者の農産物に対する安全・安心への関心の高まりに対応するため、水稻を中心に「エコえひめ」「エコファーマー」の認証や環境への負荷軽減技術の導入を推進した。

果樹については、うんしゅうみかんはもとより、不知火、ぽんかん等の中晩柑類における作業時期別の各種講習会や実証展示、産地ブランドの確立支援などに取り組むとともに、新

規品目であるブラッドオレンジの産地化に向けた生産・貯蔵技術の確立や研究機関・食品業者と連携した加工品の開発及び商品化を推進した。

また、中山間部のゆずは面積拡大や連年安定生産技術の普及を、くりは低樹高栽培の推進や基本管理の徹底に努めた。

ロットの確保による有利販売を実現するため、いちごについては県が育成した「あまおとめ」への品種統一と面積拡大を、また、きゅうり、なすは出荷体制の見直しや省力化栽培技術の普及に努めた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 水稲におけるエコえひめ認証制度の利用拡大、環境に配慮した集落営農の推進
- うんしゅうみかんの安定的・高品質生産技術の普及、改植による園地若返り対策並びに隔年結果の防止対策の推進
- ぼんかん等の中晩柑品目の産地ブランド化と拡大支援
- ブラッドオレンジの面積拡大と長期貯蔵・高鮮度加工技術の確立及び加工品のブランド化推進
- ゆずの連年安定生産技術の普及、優良系統の普及・拡大、加工施設の整備
- くりの低樹高栽培の普及、大玉生産基本技術の徹底
- きゅうり、なすの出荷体制の見直しや長期安定・多収技術の徹底
- いちご「あまおとめ」の安定生産技術の普及

(3) 地域力の発揮

〈これまで取り組んできたこと〉

宇和島市農業支援センターや鬼北農業支援センターなど、関係機関・団体が連携して担い手の確保や地域農業の推進に取り組む体制を整備するとともに、中山間地域等直接支払制度や農村環境保全向上活動の推進など、農村集落の活性化対策についても関係機関と連携して積極的に取り組んできた。

また、うわじまきさいや広場等の交流拠点施設を整備するとともに、農林漁家民宿の開業を支援するなど、都市との交流を促進するための基盤づくりに努めた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 集落による農村資源の保全・活用活動の支援
- 農林漁業体験等を通じた都市との交流促進
- 農地等の保全や地域住民の安全を確保するための防災対策の推進
- 適正な農業水利施設の管理体制の強化

3. 北宇和広域営農圏として5年後に向けて重点的に取り組むもの

(1) 新規就農者数

当圏域では、農業支援センターにおけるワンストップ就農支援窓口を拠点として、新規就農者の確保には努めるが、過去と同程度の就農者数を確保することは厳しいことが見込まれるため、担い手への農地の集積や集落営農組織の拡大に積極的に取り組む。

指 標		現 状 (H17～H21 累計)	中間目標 (H23～H25 累計)	最終目標 (H23～H27 累計)	備 考
新規就農者数 (法人等への就業者を除く)	人	115	61	99	
新規参画企業数	社	5	2	2	

《具体的な取組》

- ①推進品目等による収入の確保対策 ※(4)、(5)を参照
推進品目等：特別栽培米等、うんしゅうみかん、ぼんかん、ゆず、きゅうり、ブラッドオレンジ
- ②地域の受け入れ体制の確立
- ③関係機関の就農支援体制の確立

(2) 認定農業者数

当圏域では、意欲ある農業者の経営改善の指導や支援を行い、認定農業者として育成する。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
認定農業者数	経営体	591	656	675	
実人員数	人	719	862	881	

《具体的な取組》

- ①経営体、集落営農組織、農業生産法人等への経営改善の支援
- ②推進品目等による収入の確保対策 ※(4)、(5)を参照

(3) 集落営農組織数

当圏域では、農業従事者の高齢化による農地の荒廃を防ぐため、集落営農組織の育成や法人化を推進するとともに、集落による農用地の利用集積、耕作放棄地対策、さらに被害が急増している鳥獣被害対策への取組を進める。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
集落営農組織数	17	20	21	

《具体的な取組》

- ①集落営農組織（法人）に対する法人化や経営管理の支援
- ②鳥獣被害に強い集落づくり ※(6)を参照

(4) 当圏域で取り組む推進品目

当圏域において、水稻については消費者の安全・安心志向に配慮した環境への負荷低減技術による特別栽培米等の拡大を、また、うんしゅうみかん、きゅうりでは選別品質の高位平準化によって有利販売を推進し、生産量の維持・拡大を目指す。

さらに、圏内特産のゆずでは加工施設を整備し、果汁販売力の強化を図ることによる生産量の拡大を、ぼんかんでは全国有数の生産地としての知名度向上を図り、生産量の維持・拡大を目指す。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
水稻(特別栽培米等)	ha	85	94	100	
うんしゅうみかん	t	33,839	31,000	31,000	
ぼんかん	t	7,286	7,000	7,000	
ゆず	t	1,791	1,800	1,900	
きゅうり	t/10a	5.4	5.7	6.0	

《具体的な取組》

- 水稻
 - 「特別栽培米」、「エコえひめ認証米」の栽培面積の拡大
- きゅうり
 - 選果施設の整備による生産性の向上
- ゆず
 - 搾汁施設の整備による安定生産の推進
- うんしゅうみかん・ぼんかん
 - ①低コスト安定生産及び高品質栽培技術の確立・普及
 - ②ブランド化の推進と販売拡大及び選果施設の整備による高品質化の推進

(5) ブラッドオレンジの生産量の拡大

《選定理由》

温暖化により南予地域でも栽培が可能となったブラッドオレンジの産地化を推進し、農業経営の安定を図る。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
ブラッドオレンジ生産量	t	41	100	200	

《具体的な取組》

- ①アントシアニンの安定発現・病害虫防除対策の技術確立と普及
- ②連年安定生産技術の確立と普及
- ③機能性成分を活かした加工品のブランド化と販売促進による消費の拡大

(6) 有害鳥獣による農作物被害の軽減

《選定理由》

当圏域では、果樹や水稻に対するイノシシ、ニホンジカ等の農作物被害が増加しており、農家の所得低下や生産意欲の減退が起こっている。各種補助事業を活用した対策についても農家と狩猟者の高齢化や後継者不足により、効果が限定されている状況である。このため、地域住民や鳥獣被害防止対策協議会などによる広域的な被害軽減活動を推進し、各市町で策定されている鳥獣被害防止計画の目標達成を図る。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
鳥獣被害面積	ha	119	107	90	
被害軽減率	%	—	10	25	
防護柵総延長	km	30.4	57	92	
捕獲・駆除頭数	頭/年	2,713	4,500	4,520	

(注) 被害軽減率：現状被害面積に対する被害軽減面積の割合

《具体的な取組》

- ①市町鳥獣被害防止対策協議会及び広域協議会の活動強化
- ②集落等による有害鳥獣の捕獲・防護対策の取組支援

南宇和広域営農圏

※写真は当圏域の「推進品目」



水稲



ブロッコリー



そらまめ



河内晩柑



甘夏柑



南宇和広域営農圏

注) 広域営農圏は一部旧市町村単位で設定していることから、地図中の境界線は旧市町村単位としている。

※ 現市町の区域と異なる広域営農圏

新居… 新居浜市と旧西条市

周桑… 旧東予市、旧丹原町、旧小松町(いずれも現西条市)

八西… 八幡浜市、伊方町、旧三瓶町(現西予市)

東宇和… 西予市(旧三瓶町除く)

圏域別振興方策（南宇和広域営農圏）

1. 圏域の現状と課題

○ 当圏域は、平坦地ではコシヒカリの早期栽培やブロッコリー等の野菜栽培が行われているほか、樹園地では、全国1位の産地である河内晩柑等が栽培され、生産安定や品質向上等への取組やブランド産地づくりが進められているが、農産物価格の低迷などにより所得向上に繋がっていない。

担い手は、高齢化が進み、今後も減少が懸念されるため、管内農業を維持する幅広い年齢層の新規就農者や集落を維持する多様な担い手の確保に向けた支援強化が必要となっている。

また、当圏域では愛媛型農林漁家民宿や自然豊かな地域環境を活かした体験など、グリーン・ツーリズムによる地域活性化に取り組んでおり、交流人口の拡大に向け交流施設や体験メニューの拡充が必要となっている。

○基礎データ

区 分		南宇和
基幹的農業従事者(人):H22		872
認定農業者(経営体):H21		171
上位品目 生産額 (百万円)	水稻	428
	河内晩柑	210
	養豚	178
	甘夏柑	139
ブロイラー		92

主な関係機関：愛南町、JAえひめ南、愛南町農業支援センター

2. 圏域としての基本目標

(1) 生産力の向上

〈これまで取り組んできたこと〉

認定農業者を含め生産者の高齢化が進行する中、関係機関と連携し、認定農業者の子弟や中高年退職者等の掘り起こし活動を行うとともに、中高年を対象とした就農支援講座や地元高校生を対象とした就農候補者研修を行い、担い手の確保・育成に努めた。将来の地域農業を支える青年農業者に対しては、プロジェクト活動や多様な組織活動を通じた農業経営者としての資質向上を支援した。さらに、認定農業者に対しては、経営改善への意向に沿った課題別の集合研修の開催及び生産技術や流通販売対策のための研修会と講習会を開催するとともに、再認定や家族経営協定の推進等により、経営感覚に優れた経営者の育成に努めた。また、女性起業家の育成に向け、農産加工品の商品開発やその経営支援に努めた。

農村の高齢化が進む中で、集落機能の維持と農地の有効活用に向け、地域農業の担い手となる集落営農組織の育成を推進し、集落ビジョン策定、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消に努めるとともに、省力化を図るため、地域の実情に応じた生産基盤のきめ細かな整備を実施した。

また、集落での鳥獣被害状況を把握し、鳥獣被害防止対策講習会や実証ほの設置を通して、集落内での防止対策を推進した。

〈これから取り組もうとすること〉

- 多様な担い手の確保に向けた就農相談活動等の実施
- 組織活動を通じた青年農業者の経営改善への支援
- 認定農業者の経営管理能力や生産技術等の向上支援
- 女性起業活動への支援による生産・加工・販売の推進
- 集落営農に向けた集落リーダーの育成と鳥獣被害防止対策による生産意欲の向上
- 地域の特性に応じた生産基盤のきめ細かな整備
- 農業水利施設の計画的な保全管理

(2) 販売力の強化

〈これまで取り組んできたこと〉

水稻は、低コスト栽培技術の普及や品質低下の著しい普通期品種の見直しの検討等により生産の維持・底上げを図った。

野菜は、当圏域の主要品目であるブロッコリーの産地化を図るため、秋どり作型の作付け

拡大や春どり新作型の導入に向け、実証ほの設置や検討会及び講習会などを開催し、産地育成に努めたほか、JA生産者部会等と連携して販売促進に向けた支援に取り組んだ。また、そらまめは、低温処理を導入し、早期栽培などによる産地の維持・拡大に努めた。

果樹は、全国1位の産地である河内晩柑の作業時期別の講習会や品質向上に向けた新技術の実証展示など、産地ブランドの確立支援に努めるとともに、関東市場などでの販売促進PR活動への支援に努めた。

また、圏域内で面積拡大が予想される「せとか」、「甘平」については、品種の有利性を実証するために展示ほ設置や調査、各種講習会を通じて、品種別の課題解決に努めた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 水稲所得安定に向けた収量向上など各種講習会の開催及び展示ほの設置
- 地域条件に適した水稲作型の検討
- ブロッコリーの栽培体系の拡大に向けた栽培技術の確立
- ブロッコリーの高品質流通システムの整備
- そらまめの生産性向上に向けた栽培技術の確立
- 河内晩柑を中心とする中晩柑品目の産地拡大とブランド化への支援
- 中晩柑類新品種の安定生産への支援
- 安全・安心な農産物生産に向けたエコ栽培等の推進支援

(3) 地域力の発揮

〈これまで取り組んできたこと〉

関係機関と連携し、農林漁家女性を中心に、都市と農村の交流促進に向けたグリーン・ツーリズム研究会を発足させ、農林漁家民宿の開業、体験メニューの構築・見直しや情報発信活動、都市との交流イベント活動などを支援し、都市住民との交流の拡大に努めた。

また、中山間地域等直接支払制度や農村環境保全向上活動など、農村資源の保全活動を推進した。

地域特産品の販売拠点となっている直売所に対しては、出荷農家の販売額向上を図るため、直売所独自の新規商材開発やイベント等の開催による消費者交流などの支援に努めた。

〈これから取り組もうとすること〉

- 女性を中心としたグリーン・ツーリズムの活動への支援による交流人口の増大
- 都市住民との交流支援
- 集落による農村資源の保全・活用活動の支援
- 農地等の保全や地域住民の安全を確保するための防災対策の推進
- 適正な農業水利施設の管理体制の強化

3. 南宇和広域営農圏として5年後に向けて重点的に取り組むもの

(1) 新規就農者数

当圏域では、高齢化等による担い手の減少が著しく、過去と同程度の新規就農者数を確保することも厳しいことが見込まれるため、新規就農者の確保には努めつつ、合わせて担い手への農地の集積や集落営農組織の拡大に取り組む。

指 標		現 状 (H17～H21 累計)	中間目標 (H23～H25 累計)	最終目標 (H23～H27 累計)	備 考
新規就農者数 (法人等への就業者を除く)	人	37	15	25	
新規参画企業数	社	—	—	—	

《具体的な取組》

- ①推進品目による収入の確保対策 ※(4)を参照
推進品目：水稲、ブロッコリー、そらまめ、河内晩柑、甘夏柑
- ②受け入れ体制の確立
- ③地域の支援体制の確立

(2) 認定農業者数

当圏域では、愛南町農業支援センターを拠点に、認定農業者等の経営改善の指導・支援を行い、地域の実態に即した多様な担い手を確保・育成する。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
認定農業者数	経営体	171	174	177	
実人員数	人	184	187	190	

《具体的な取組》

- ①担い手農家の経営改善計画の策定指導
- ②経営体、集落営農組織、農業生産法人等への経営改善の指導
- ③推進品目による収入の確保対策 ※(4)を参照

(3) 集落営農組織数

当圏域では、農業従事者の高齢化による農地の荒廃を防ぐため、担い手となる集落営農組織の育成や法人化、農地流動化による農用地の利用集積及び耕作放棄地対策に向けた取組を進める。

指 標	現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
集落営農組織数	4	5	5	

《具体的な取組》

- ①集落営農組織（法人）の育成
- ②集落内の担い手への農用地利用集積と耕作放棄地の利用推進

(4) 当圏域で取り組む推進品目

《選定理由》

農家所得の向上を図るために、果樹においては、当圏域特産品である河内晩柑、甘夏柑等のブランド化による販売力の強化を図る。

また、基盤整備田等におけるブロッコリー、水稻の生産性及び品質の向上を図り、推進品目の維持・拡大を目指す。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
水稻	kg/10a	437	460	480	
ブロッコリー	ha	16.3	23.0	30.0	
そらまめ	t/10a	0.7	1.0	1.2	
河内晩柑	t	4,160	4,500	5,000	
甘夏柑	t	3,080	3,100	3,100	

《具体的な取組》

- ①早期水稻の管理見直しによる単収向上
栽培技術体系の見直しによる単収の改善
高温による障害に対応できる高品質栽培の管理技術の確立
- ②ブロッコリーの産地拡大
4～5月どり作型の安定生産技術の確立
生産者団体等と連携した販売促進活動への支援
- ③そらまめの産地育成
4月どり栽培技術の確立
栽培技術の見直しによる単収の向上

- ④河内晩柑の生産量拡大によるブランド力の強化
密植園の間伐・樹高切り下げによる作業性の改善と総合防除の推進
生産者団体等と連携した販売促進活動への支援
- ⑤甘夏柑の低コスト栽培による生産量の維持
密植園の間伐と果皮障害対策技術の確立による精品率の向上

(5) グリーン・ツーリズムによる交流人口の増大

《選定理由》

当圏域では、地域の多様な資源を活用した独自のグリーン・ツーリズムの成長と発展に向け、情報発信体制の構築とともに、幅広い地域住民や交流拠点等との連携体制の強化を図る。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
宿泊・体験等利用者	人	618	700	1,000	

《具体的な取組》

- ①農林漁家民宿等のPR活動への支援
- ②グリーン・ツーリズム組織の活動支援

(6) 有害鳥獣による農作物被害の軽減

《選定理由》

当圏域では、主として水稻、果樹に対する鳥獣被害が増加しており、農家の生産意欲が低下している。そのため、集落等での防護柵・箱わな等の鳥獣被害防止対策を推進し、被害の軽減に努め農家の生産意欲を高める。

指 標		現状 (H21)	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)	備考
有害鳥獣被害面積	ha	11.8	10.0	8.5	
被害軽減率	%	—	15	28	
防護柵総延長	km	26.2	45.0	65.0	
捕獲・駆除頭数	頭/年	651	750	750	

(注) 被害軽減率：現状被害面積に対する被害軽減面積の割合

《具体的な取組》

- ①町鳥獣被害防止対策協議会の活動強化
- ②集落等の鳥獣被害防止対策への取組支援

4 参考資料：本県農業の現状と課題

「新農業ビジョン後期重点推進プログラム」の点検結果

ここでは、平成18年3月に策定した「新農業ビジョン後期重点推進プログラム」の点検結果並びに地域懇談会や有識者等の意見を参考に、現状と課題、これから取り組むべき事項を整理した。

1 担い手の確保育成

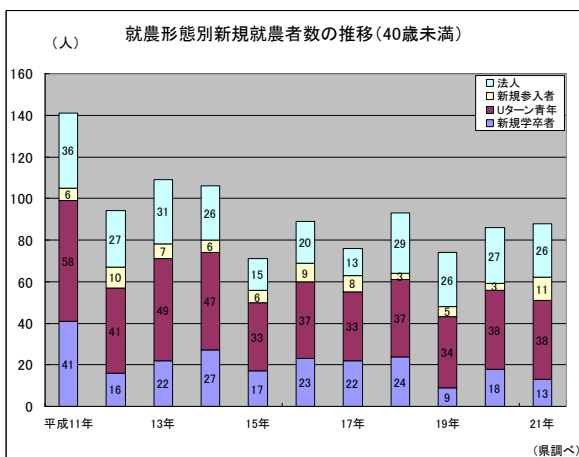
《重点プログラムの基本方向》

本県農業の中核、地域のリーダーとしての役割を担う認定農業者の育成を図るとともに、認定農業者が不足している地域の機械共同利用や農作業受託等を行う集落営農組織を育成。

また、国が平成17年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において、地域農業の担い手として位置付けられた「認定農業者」と「一定の要件を満たす集落営農組織」に、施策を重点的・集中的に実施する方針を踏まえた担い手の確保・育成の推進。

《これまでの取組と現状》

- 平成17年度から県下に担い手育成総合支援協議会を設置し、認定農業者や集落営農組織の確保・育成に努めた結果、認定農業者数は4,985人、集落営農組織は258組織（うち特定農業団体及び特定農業法人は13組織）が設立（平成22年3月末現在）。
- 就農希望者に対する相談業務や全国段階での就農相談会（東京・大阪）への参画、農業に参入意向を示した企業等への情報提供を実施。東予地方局では、企業集積地である地域特性を活かし、企業の農業参入促進事業を実施し、農業参入希望企業と受け入れ集落による意見交換等を実施して、参入を促進。
- 平成17年度から平成21年度の5年間における40歳未満の新規就農者数は、417人（うち法人への就業者121人）、また、40歳以上65歳未満の中老年の新規就農者数は363人（うち法人への就業者45人）で、合計780人が新たに本県農業に従事。
- 意欲ある農業者と商工業者等を会員としたあぐりすとクラブを設置し、これまでに40件の販路開拓や新商品開発等のプロジェクト活動を展開、支援。
- 南予地方局では地域農業マネジメントセンター連絡協議を設置し、効率的かつ効果的な活動体制の確立やセンター未設置地域の設立促進等について協議。
- 女性による起業活動数は388件、家族経営協定数は957戸、女性認定農業者の割合は7.5%と順調に伸びており、女性の経営参画は進んでいる（平成22年3月末現在）。
- 経営規模拡大に極めて有効な大型機械導入を可能とする大区画ほ場整備等により担い手を確保。



《残された課題》

- ・40歳未満の新規就農者はUターン就農や農業法人への雇用就農といった傾向が強まっており、企業の農業参入を含め、多様な就農形態に応じた支援体制、支援制度の確立が必要。
- ・次代の農業を担う幅広い人材の育成に向けた支援体制の充実・強化が必要。
- ・地域農業を支える集落営農組織（農作業受託組織等を含む）の設立と法人等への育成支援が必要。
- ・効率的な優良農地の確保や土地利用の調整など、担い手の生産条件を整える基盤整備に向けた地域体制づくりの推進が必要。
- ・認定農業者が多くを占めるかんきつ農業を中心に、地形条件や地域の営農実態など地域の実情に応じた各種基盤整備（集落営農組織の育成や農地の集積等）の推進が必要。
- ・女性の経営参画は進展しているが、農業委員やJA役員など方針決定過程への参画は5%程度と低く、農村における男女共同参画社会の形成に向けた支援が必要。

《新プランでの取組方針》

○新規就農者や企業参入など多様な担い手の確保

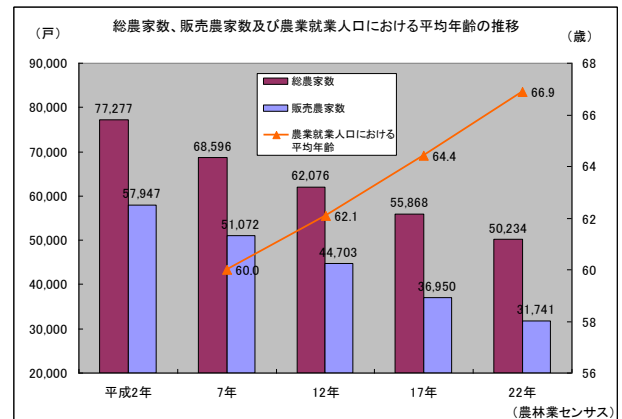
- ・新規就農者の確保
- ・企業等多様な担い手の確保
- ・女性の起業化・経営参画等の推進

○えひめ農業を支える担い手の育成

- ・農業大学校における就農者の育成
- ・認定農業者等中核的経営体の育成
- ・基盤整備を契機とした担い手の育成・確保

○地域農業の守り手の育成

- ・集落営農組織等の育成
- ・作業受託組織やヘルパー組織の育成
- ・地域農業を総合的に管理・調整・支援する体制整備の促進



2 農地の有効利用促進

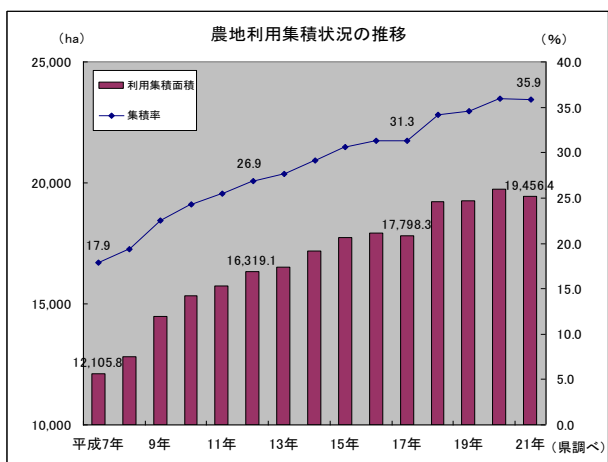
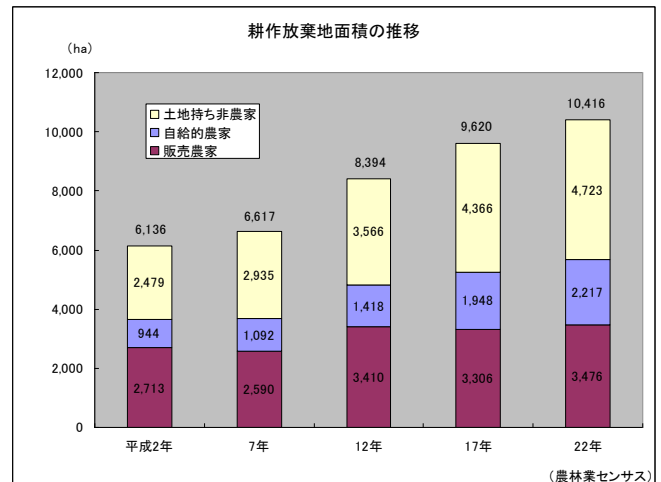
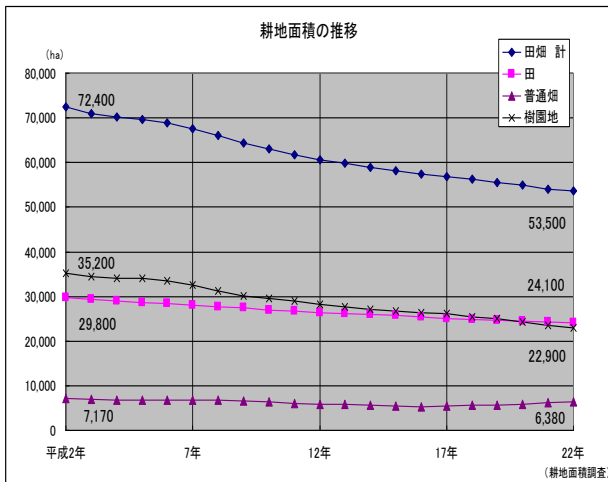
《重点プログラムの基本方向》

耕作放棄地の発生を防止し、優良農地の保全を図り、担い手への農地の集積を促進するため、基盤整備、農地利用集積、中山間地域等における生産条件の改善、耕作放棄地の活用等を推進。

《これまでの取組と現状》

- ・集落営農組織の法人化や企業の農業参入等により農地が集積され、農業生産法人などの担い手への農地利用集積面積は、平成17年度と比較して21年度末で1,658ha増加。
- ・担い手の営農省力化に向けた基盤整備や棚田地域保全のための小規模基盤整備などを実施したことにより、水田のほ場整備面積が、平成17年度と比較して平成21年度末で178ha、畑・樹園地の農道整備面積が平成17年度と比較して平成21年度末で544ha増加。
- ・平成20年度には、県内の市町・農業委員会により耕作放棄地全体調査を実施し、耕作放棄地解消計画を策定。平成21年度には耕作放棄地再生利用緊急対策により、6市町が再生活動に取り組んだ結果、24haの耕作放棄地が解消。
- ・平成17年度に始まった第2期の中山間地域等直接支払制度については、集落協定締結面積が常に目標面積を上回る状況にあり、順調に進捗。

- ・平成19年度から、地域ぐるみで行う農地や農業用水などの維持管理活動に加え、集落環境の保全向上のための農村環境保全向上活動支援事業を開始。



《残された課題》

- ・県下の7割を占める中山間地域においては、集落営農に向け、地形条件や営農形態に応じたきめ細かな基盤整備が必要。
- ・計画的な農地の売買から賃貸借へのシフトなど、地域の実情を考慮した上で、農地保有合理化事業や農地利用集積円滑化事業等を活用した農地の流動化が必要。
- ・中山間地域等直接支払制度や農村環境保全向上活動への支援の充実強化。
- ・耕作放棄地の発生防止と解消に向けて、各種事業を活用した支援が急務。また、耕作放棄地増加の一因ともなっている鳥獣被害対策も必要。

《新プランでの取組方針》

○農地の効率的な利用推進

- ・農地の利用集積の推進
- ・基盤整備による省力化の推進
- ・耕作放棄地の発生防止・解消
- ・有害鳥獣による農作物被害の防止

○地域協働による農村資源の保全・継承

- ・中山間地域等直接支払制度の推進
- ・農村環境保全向上活動の促進

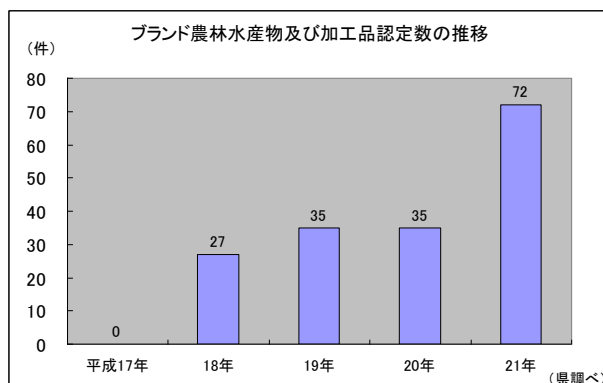
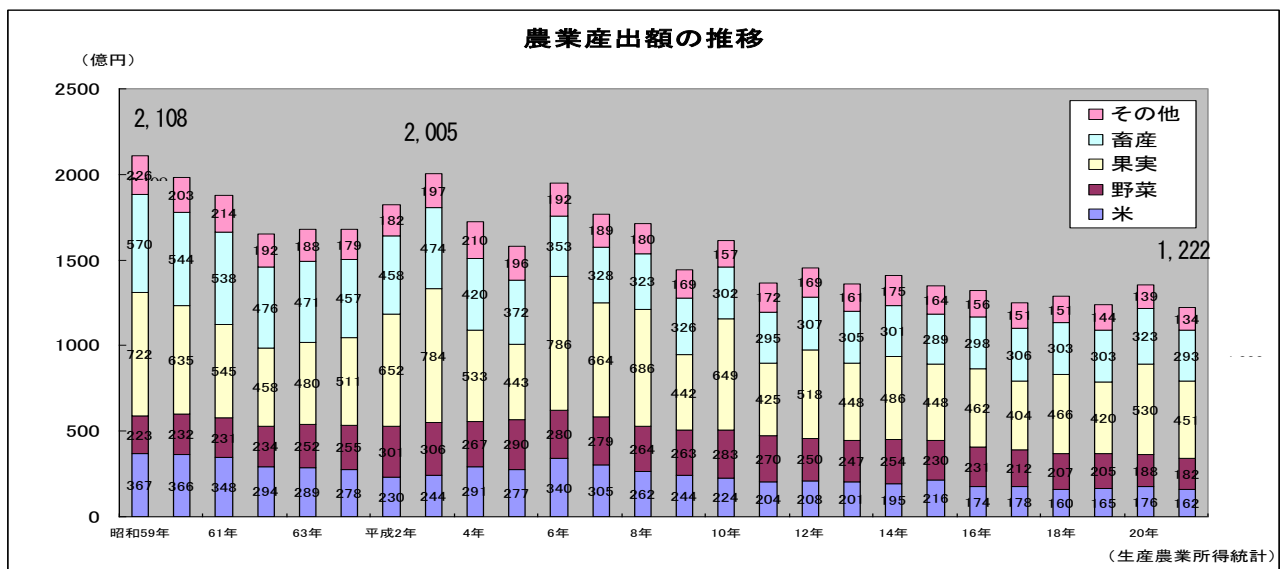
3 競争力のある個性化産地の育成

《重点プログラムの基本方向》

集落営農や認定農業者への農地利用集積による規模拡大、重油高騰への対応など省エネルギー対策の推進、これまで育成した産地の充実や外延的拡大・波及を図るための愛媛独自のブランド化、生産者や市場が納得できる生産コストの低減、需要に即した高品質・高付加価値化を重点に、市場や消費者にアピールできる競争力のある産地づくりを推進。

《これまでの取組と現状》

- ・省エネルギー対策では、施設園芸農家の経営状況や支援要望を取りまとめ、経営面で効果がある多重被覆、循環扇等のほか、重油高騰対策としてヒートポンプ設置に向けた重点的支援を展開。
- ・暖房費の節減対策として、暖房費が軽減できる新品種への更新や作型変更、バイオマスを燃料とした暖房機の試験等を実施。
- ・「愛」あるブランド製品については農業団体と一体になったPR活動等により、着実な販路開拓を推進。
- ・地元新聞社等と連携し、県産農産物を素材とした愛媛オリジナルのスイーツの開発等を通じたPR及び販路拡大を推進（えひめスイーツプロジェクト）。
- ・畜産においてはGPセンター（鶏卵の洗浄・選別処理施設）の機能強化や牛トレーサビリティシステムの普及定着など、安全・安心な畜産物の供給体制が着実に進展。
- ・かんきつ担い手の経営強化を図るため、樹園地のほ場整備や農道網整備を実施。



《残された課題》

- ・かんきつ地域においては、果樹産地構造改革計画等に基づき、低コスト・省力化を目指した基盤整備の推進が引き続き必要。
- ・加工・業務用仕向けへの対応については、出荷量確保や価格面、代金決済等に関する産地と実需者との相互理解が引き続き必要。
- ・市場統合の必要性について、市場開設者などの認識は深まる反面、具体的な統合が不十分。
- ・原油高騰による運送費や出荷資材費の高止まりに対する流通コスト低減策の検討が必要。

《新プランでの取組方針》

- 農地の効率的な利用推進
 - ・基盤整備による省力化の推進
- 国内・海外に向けた県産農畜産物の販路開拓
 - ・ブランド化の推進
 - ・国内販路開拓の強化
 - ・海外への輸出促進
- 効率的な流通システム構築への支援
 - ・輸送効率化の促進
 - ・出荷形態に応じた販売体制の構築
- 売れる（選ばれる）農畜産物づくり
 - ・適地適作の推進
 - ・幅広い分野に対応した農畜産物づくりの推進
 - ・情報収集機能の充実強化
- 農商工連携の推進
 - ・農業者と企業等との連携活動の推進
 - ・えひめ農商工連携ファンドの活用

4 地産地消・食育の推進

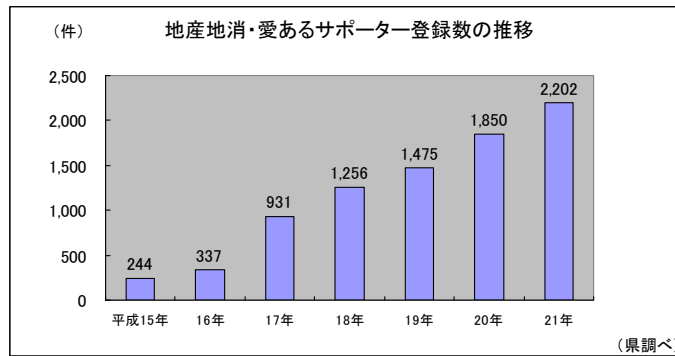
《重点プログラムの基本方向》

『えひめ地産地消の日』による普及啓発など、県産農林水産物及び加工品の販売拡大並びに「地産地消・愛あるサポーター制度」による、地域で展開している地産地消活動のネットワーク化や事業取引の強化を通じた地産地消の総合的な推進。

また、食育基本法の成立を受け、行政、農林漁業、食品産業、学校教育、栄養・保健行政関係者等の連携による食育の推進体制を整備するとともに、各市町での学校給食における地域食材安定供給体制の整備や食育推進ボランティア等を活用した地域農産物の利活用促進に向けた支援を拡充。

《これまでの取組と現状》

- ・各種事業の展開が、直売所の販売増加につながるなど、地産地消の広がりが着実に進展。
- ・「地産地消・愛あるサポーター」は、当初の目標を大幅に上回る登録数で推移しており、『えひめ地産地消の日』協力店数についても、順調に増加（平成22年3月末現在サポーター登録数2,202件、地産地消協力店593店）。
- ・サポーター交流商談会等を通じ、大手量販店や飲食店で取り扱われる産品が増加。
- ・県下各地で学童や消費者に対する食文化普及講座やフォーラムを開催し、食と農に対する理解や地域農畜産物の利活用が促進。



《残された課題》

- ・地産地消に対する県民の関心は高まっており、新鮮さや値頃感から直売所の販売額は増加しているが、引き続き、地道な意識啓発が必要。
- ・南予をはじめ県内各地の特産品の県内での認知度向上が必要。
- ・学校給食における地域農畜産物の活用促進は、価格面や給食用食材の供給体制面などに課題があり、関係者間の密接な連携が必要。
- ・農業と地域食文化に根ざした食農教育を推進するため、次代を担う子どもたちを対象とした食文化普及活動の強化が必要。

《新プランでの取組方針》

○消費者理解の促進

- ・県産農畜産物の認知度の向上
- ・食農教育の推進
- ・農業体験を通じた農業に対する理解促進

○農業者の顔が見える仕組みづくり

- ・地産地消の推進
- ・直売所等の利活用の推進

○消費者と農業者が支え合う仕組みづくり

- ・消費者と農業者との連携強化
- ・消費者等と一体となった県産農畜産物のPRの推進

5 食の安全・安心の確保

《重点プログラムの基本方向》

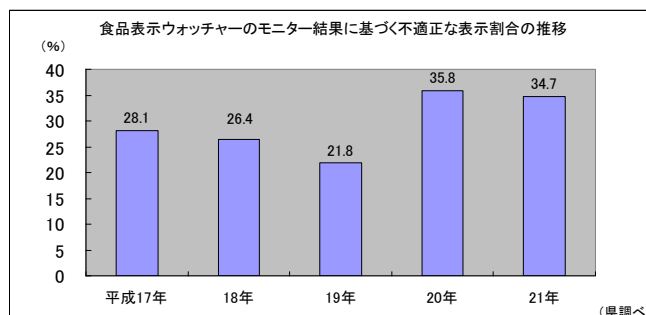
農畜産物の生産段階における危害因子の低減を図るため、指導・監視の徹底や、生産者自らの取組への支援を強化するとともに、農畜産物の製造加工段階におけるHACCP（危害分析重要管理点）手法の導入による衛生管理の徹底、流通販売段階における食品表示等の適正化を促進。

また、生産流通情報の伝達体制整備や生産情報公開JAS規格の普及啓発及びホームページを活用したタイムリーで分かりやすい情報提供システムの構築により、食の安全・安心の確保を推進。

《これまでの取組と現状》

- ・不適正表示の発生防止等を図るため、食品関係団体に対する講習会や食品表示の監視・指導等を実施。
- ・えひめ食の安全・安心推進本部による県民講座の開催など、食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションについて、県関係機関が連携しながら推進。

- ・食品衛生法に係るポジティブリスト制度に適切に対応するため、農薬や動物用医薬品等の適正使用に関する普及・啓発を継続。
- ・高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した「海外家畜悪性伝染病防疫演習」等を開催し、一連の対策・防疫措置に係る関係機関・団体の総合的な連携強化を図るとともに、危機管理意識を醸成。



《残された課題》

- ・食の安全の確保のため、引き続き農薬使用基準の遵守に向けた周知徹底が必要。あわせて農業者による生産履歴の徹底（GAPの取組推進）も必要。
- ・不適正表示の発生防止等を図るための監視・指導體制の強化が必要。
- ・ホームページなどを活用した、食品表示制度の改正内容等に関する迅速な情報提供が必要。
- ・家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に向けた家畜衛生対策の継続的かつ着実な推進が必要。

《新プランでの取組方針》

○売れる（選ばれる）農畜産物づくり

- ・安全・安心の確保

○食の安全性の確保

- ・農薬、肥料、飼料、動物用医薬品等の適正使用の徹底
- ・家畜伝染病の防疫強化
- ・生産工程管理の策定による安全性の確保

○消費者への的確な情報提供

- ・食品表示の適正化の徹底と監視体制の強化
- ・生産流通履歴情報の管理の徹底と伝達体制の整備

○消費者と農業者が支え合う仕組みづくり

- ・消費者と農業者との連携強化

6 農地と農業用施設の保全・整備

《重点プログラムの基本方向》

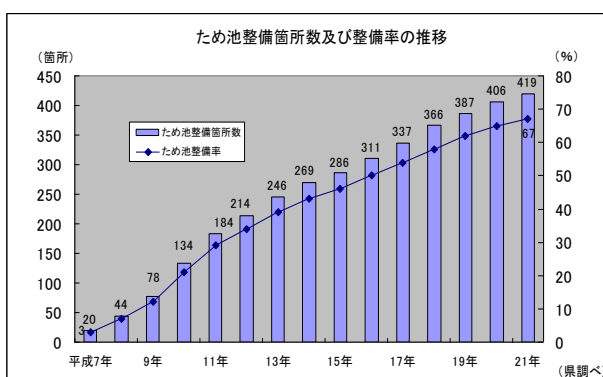
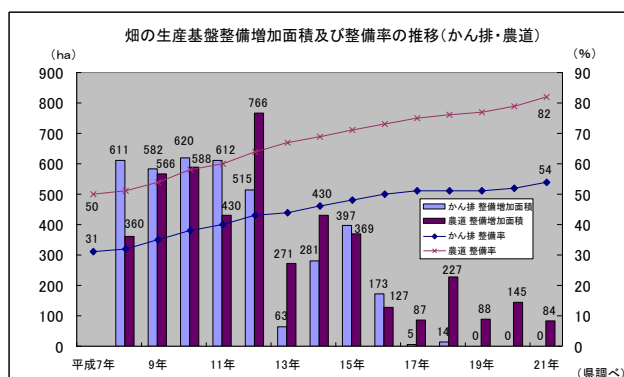
農業用施設の適切な保安全管理と計画的な整備更新を行うため、保安全管理体制の構築に向けた支援をより一層強化するとともに、農地等の保全や安全・安心な生活環境を確保するため、災害危険度の的確な把握による、より効率的で効果的な防災対策を実施。

《これまでの取組と現状》

- ・老朽化が進んだ用水路などの機能診断等を積極的に推進したことにより、農業水利施設等の適切な保安全管理に対する機運が上昇。
- ・規模や用途などの条件に合致した様々な事業を活用して、県下のため池整備を着実に推進（平成

22年3月末現在（累計）419箇所改修済）。

- ・西条市において、ため池のハザードマップ作成に向けた基礎調査等を実施するなど、減災への取組が進展。



《残された課題》

- ・新たな個性化産地に対応したかんがい施設への再編整備と併せて、引き続き、農業用水の安定供給や担い手の管理省力化に向けた農業水利施設の保全対策を推進。
- ・老朽ため池改修整備は着実に進んでいるものの、自然災害の発生時に甚大な被害を及ぼす恐れのある未改修の農業用施設が未だ多く存在しており、早急な整備が必要。
- ・大規模災害への危機意識は高まりつつあるが、防災体制整備に対する取組に地域格差があることから、県下全域への啓発が必要。

《新プランでの取組方針》

○農業水利施設の持続的な機能の発揮

- ・農業水利施設の計画的な保全管理とかんがい施設の再編整備の推進

○農村環境の整備・保全

- ・地域を守る防災対策の推進

7 試験研究機関の機能強化

《重点プログラムの基本方向》

試験研究を効率的かつ効果的に推進するため、施設や設備、研究スタッフ等の資源を有効に活用できる研究体制を整備するとともに、地域の技術レベルの向上を図り、産学官の融合・連携や研究成果等の現場への迅速な技術移転を推進。

《これまでの取組と現状》

- ・本県の基幹作物である果樹研究を効率化させるため、平成19年に宇和島市にみかん研究所を整備し、かんきつ新品種の育成と生産技術の開発を促進しており、「愛媛果試第28号（紅まどonna）」、「甘平」、「媛小春」等の中晩柑新品種を育成・普及。
- ・農産物への安全・安心を確保するため、残留農薬分析の検査体制を整備し、出荷前の主要農産物の検査を実施。
- ・産学官が連携して、さといも新品種「愛媛農試V2号（伊予美人）」の育成と機械化一貫生産体系の確立、酒米新品種「しずく媛」の育成と県酒造組合による統一銘柄の日本酒「しずく媛」の生産販売及びいちご新品種「あまおとめ」の育成と加工用直販等の展開を推進。
- ・畜産研究センターでは、銘柄豚「愛媛甘とろ豚」を開発し、養鶏研究所では「媛っこ地鶏」を開

発・普及。

- ・効率的・効果的な試験研究を推進するため、平成 20 年に農林水産関係研究機関等を統合し、新たに「愛媛県農林水産研究所」が発足。

農林水産研究所が育成・所有している品種等一覧（農畜産物関係）

区分	品目	品種名もしくは名称	登録年月日
水稲	水稲	愛のゆめ	H17. 3. 23
	水稲（酒米）	しずく媛	H22. 2. 19
野菜	さといも	愛媛農試V 2号 （伊予美人） ※1	H20. 2. 22
	いちご	あまおとめ	H21. 2. 24
	やまのいも	やまじ王	H21. 7. 31
	そらまめ	愛のそら	H21. 6. 25
	さといも	媛かぐや	H22. 3. 17
花き	ユリ	愛媛農試FL 1号 （レッドキャンドル） ※2	H19. 3. 15
果樹	かんきつ	愛媛中生	H 6. 11. 22
		愛媛果試第 28 号 （紅まどonna） ※1	H17. 3. 23
		ひめのか	H18. 7. 13
		甘平	H19. 8. 7
		媛小春	H20. 10. 16
畜産	豚	愛媛甘とろ豚 ※3	H22. 4. 16（商標）
	鶏	媛っこ地鶏 ※3	H17. 11. 25（商標）

※1 括弧書きはJA全農えひめの商標登録名

※2 括弧書きは愛称

※3 県の商標登録名

《残された課題》

- ・加速度的に変化する現場のニーズに応じた、より一層の効率的かつ効果的な試験研究の推進が必要。
- ・地域に貢献できる技術開発に対応し、バイオセキュリティの整った畜産研究センターの整備。
- ・農畜産物の付加価値を高め、6次産業化につなげるため、栄養素や機能性成分の解明と食品加工への利用研究の促進。
- ・かんきつの周年供給体制の強化とブランド化に向け、育成新品種の安定生産技術の確立と鮮度保持技術の開発。
- ・野菜類の省力・低コスト生産技術の開発。
- ・機能性の高い水稲の良食味品種や加工業務用に適する品種の育成。

《新プランでの取組方針》

○生産技術の研究・開発

- ・農畜産物の生産力向上と安定供給に向けた技術開発
- ・農畜産物の安全性と信頼確保にかかる研究の推進

○新たな需要創出に向けた研究・開発

- ・ブランド化に向けた優良新品種等の育成
- ・農畜産物の機能性解析と利用技術の開発

○地域資源の保全・活用に向けた研究・開発

- ・ 遺伝資源の収集・保存
- ・ 循環型バイオマス利用技術の開発

8 農村の活性化

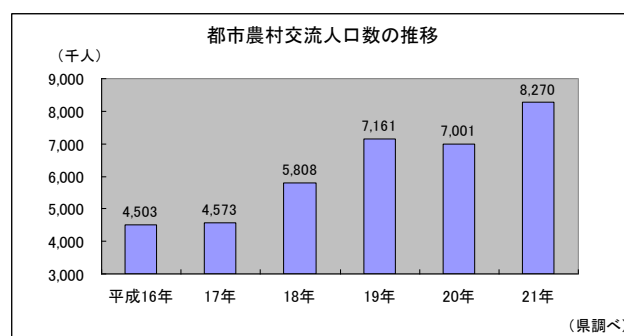
《重点プログラムの基本方向》

近年の国民の価値観やライフスタイルの変化に伴い、都市と農村の交流に対する需要の増大が見込まれることから、様々な形態の交流をグリーン・ツーリズムと捉え、生活環境の整備や受入体制づくり等の取組、農村の活性化を推進。

また、直売所やインターネットを活用した販売形態の多様化、6次産業化への関心の高まりなどを反映した新たなアグリビジネスの創出支援などにより、地域の活性化を促進。

《これまでの取組と現状》

- ・ ホームページを活用した各種イベント開催情報の発信や交流施設の増加等に伴い、交流人口が増大傾向（平成22年3月末現在都市農村交流人口 8,270千人）。
- ・ 地域が主体的に活動するためのグリーン・ツーリズム推進組織を設立（平成22年3月末現在市町段階組織数 10組織）。
- ・ 南予地域においては、管内のグリーン・ツーリズム協議会の連携により、広域での受入体制の検討や農林漁家民宿営業者等のレベルアップのためのセミナーを開催。
- ・ 農山漁村女性による起業活動が活発となり、県域及び県内5地区でネットワーク組織を結成。ネットワーク組織での各種研修会や首都圏での商談交流活動、地域での販促活動など、小グループや個人では対応できない幅広い活動を展開（平成22年3月末現在、起業活動数388件）。
- ・ 中予地域のネットワーク有志が民間企業と連携して、松山市の中央商店街の空き店舗を利用した直売所を開設（ぎんこい市場）。



《残された課題》

- ・ グリーン・ツーリズムにおける体験メニューの充実や受入体制の整備・強化のほか、中山間ふるさと保全対策との連携により効果的な情報発信・普及啓発等の推進が必要。
- ・ 地域推進組織の自立化を目指した新たなグリーン・ツーリズムの推進体制の構築が必要。
- ・ 中山間地域等直接支払制度や農村環境保全向上活動の支援による地域コミュニティの再生を契機として、住民参加による地域資源の発掘や地域づくりの活動への啓発・支援が必要。

《新プランでの取組方針》

○農村と都市の交流推進

- ・ グリーン・ツーリズムの推進
- ・ 交流拠点等の整備推進と県内交流人口の拡大

○農業者の顔が見える仕組みづくり

- ・直売所等の利活用の推進

○農業の6次産業化への支援

- ・加工設備等の導入支援
- ・商品企画・販路開拓と新たな産地スタイル形成の推進

○地域協働による農村資源の保全・継承

- ・住民参加による地域づくり

○農村環境の整備・保全

- ・定住環境整備の推進

9 環境と調和した農業の展開

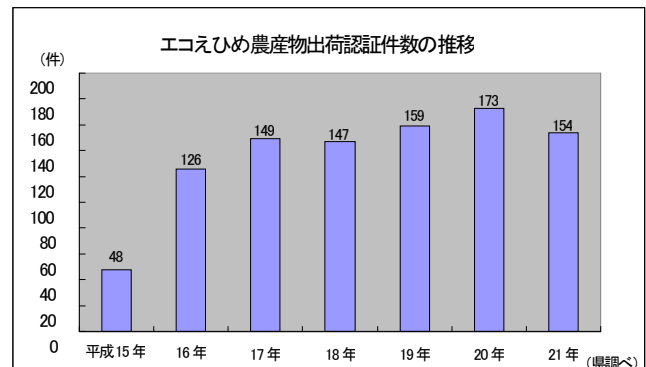
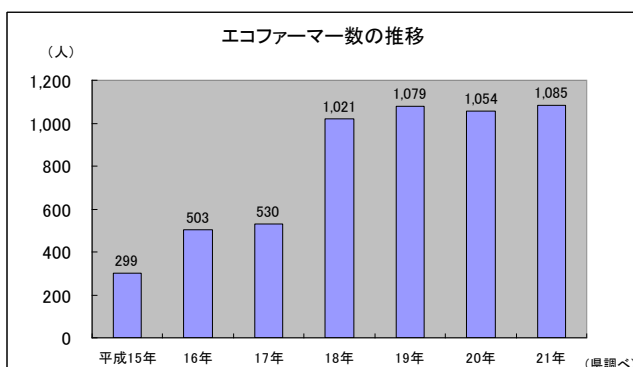
《重点プログラムの基本方向》

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの確保・育成や「愛媛県特別栽培農産物等認証制度（エコえひめ農産物）」の認証件数の向上。

また、家畜排せつ物のリサイクル指導等を強化し、環境保全型農業の実践者の確保と面的拡大を推進。

《これまでの取組と現状》

- ・化学農薬や化学肥料を3割程度削減した実証ほを10箇所、有機農業実証ほを3箇所設置するとともに、有機農業講座を4箇所で開催するなど、環境保全型農業の普及・定着を推進（平成22年3月末現在エコファーマー数1,085人、エコえひめ農産物認証件数154件）。
- ・平成20年3月に県有機農業推進計画を策定。
- ・産業文化まつり等のイベントにおけるエコえひめ農産物の取組紹介や量販店におけるエコえひめ農産物の即売など、消費者等の認知度向上に向けた取組を強化。
- ・飲食店や産婦人科病院とのエコえひめ農産物販路拡大交流会の開催による新たな取引の増加。
- ・勉強会等の開催を通じた生産者のグループ化による量販店でのエコえひめ農産物販売コーナーの常設。
- ・簡易対応により家畜排せつ物を管理していた農家において、恒久的な処理施設整備が進展したため、たい肥の生産及び流通が適正化（平成22年3月末現在家畜排せつ物利用率96%）。



《残された課題》

- ・エコえひめ農産物の生産拡大に向け、生産段階での環境保全に対する継続的な取組が必要。
- ・エコえひめ農産物の販路拡大を図るため、生産者や飲食、小売関係者及び消費者等との交流の充実が必要。

- ・良質たい肥のより一層の利用促進を図るため、耕種農家と畜産農家の連携強化が必要。

《新プランでの取組方針》

○環境保全型農業の推進

- ・環境保全型農業実践者の確保・育成
- ・エコえひめ農産物等の消費拡大の推進
- ・良質たい肥生産及び利用の推進

○売れる（選ばれる）農畜産物づくり

- ・環境と調和した農畜産物づくりの推進

○消費者理解の促進

- ・食農教育の推進

【作目別体系】

ここでは、作物別の点検結果を整理している。なお、《主な実績と残された課題》のうち、「・」は実績、「○」は課題とした項目である。

1 米

《重点プログラムの基本方向》

平成 19 年産から水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の導入や、米の需給調整については、農業者・農業者団体主体の新システムへ移行。

需要に応じた「売れる米づくり」の推進と合わせて、担い手の育成・確保を図るため、認定農業者の育成・確保、集落営農組織の特定農業団体への移行、法人化を推進。

《主な実績と残された課題》

- ・低コスト高品質生産に向けた疎植栽培が拡大（平成 22 年 3 月末現在 5,765ha）。
- ・1 等米比率は 47.9%（平成 17 年産）から 61.5%（平成 21 年産）に向上。
- ・「愛のゆめ」は 580ha（平成 21 年産）に止まり、目標達成は困難。
- 本県水田農業の持続的な発展に向け、戸別所得補償制度等を活用し、地域の実情を踏まえた多様な担い手の確保・育成。
- 県産米の需要拡大に向け、安全・安心な地域ブランド米づくりと地産地消の推進。
- 気象変動等に対応した新品種・技術の導入による高品質安定生産技術体系の普及。
- 米粉用米や飼料用米・WC S（ホールクロップサイレージ）用稲の需要拡大と生産振興。
- 担い手への農地集積による規模拡大や営農省力化に向けたほ場整備事業の推進。

2 麦、大豆

《重点プログラムの基本方向》

平成 19 年産から水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）に対応するため、対象となる認定農業者の育成・確保や集落営農組織の特定農業団体への移行、法人化を推進。

また、麦については実需者の求める高品質麦の安定生産を推進、大豆については生産性の高い産地づくりや需要の拡大に向けた地産地消等を推進。

《主な実績と残された課題》

- 麦 ・はだか麦の「マンネンボシ」への転換は着実に進展。
 - ・はだか麦の加工品開発や用途拡大は順調に進展し、需要拡大。
 - ・はだか麦生産量は23年連続日本一。平成21年産は1等比率93.9%。
 - 戸別所得補償制度等を活用し、多様な担い手による裏作麦の作付拡大など、産地の育成・強化。
 - ニーズが高いはだか麦の増産に向けた生産体制の構築と高品質安定多収生産技術の普及。
 - 実需者等との連携を強化し、新規用途の開発や地産地消の推進による需要の拡大・定着。
 - 排水不良地域においては、ほ場整備と併せた排水路整備等の基盤整備の推進。
- 大豆・県産大豆の需要拡大により契約栽培面積は増加したが、目標面積の達成は困難。
- 戸別所得補償制度等を活用し、多様な担い手の経営基盤強化と高品質安定多収生産技術の普及による産地の育成・強化。
 - 県内の実需者等との連携を強化し、地産地消による需要の拡大・定着。

3 かんきつ・落葉果樹

《重点プログラムの基本方向》

競争力のある産地づくりを推進するため、条件不利園地における基盤整備や規模拡大、農業団体等の指導力強化等によるみかん・いよかんの産地再編対策、また、多様化する需要に対応した産地自らによる早急な産地再生を促進。

《主な実績と残された課題》

- ・園地の流動化や園地管理作業の受託等を担う生産組織数が平成17年度の10組織から平成21年度には62組織にまで増加。
- ・うんしゅうみかんやいよかんなどから「愛媛果試第28号(紅まどんな)」や「甘平」などの高品質な有望中晩柑への転換が加速化。
- ・マルチ栽培や完熟栽培などによる特選商材によるブランド品づくりが進展。
- 果樹産地構造改革計画の実践。
- えひめかんきつの顔づくりと周年供給体制の構築。
- 需要に応えた生産・出荷のための需給調整対策の推進。
- 適地適作に即した品種構成への転換と高品質生産体制の強化。
- 維持・振興すべき優良樹園地の明確化及び省力・低コスト経営を目指した生産基盤の構築。
- 気象災害や難防除病害虫など生産阻害要因の回避対策の推進。
- 多様な出荷販売形態への対応の促進と広域的利用を目指した集出荷体制の再整備。
- 県産果実の消費拡大運動等の推進。
- 低コストで簡易に整備できる区画整備や園内作業道・モノレール、中晩柑類への転換に対応した畑地かんがい施設への再編及び鳥獣被害防止柵など、産地の維持発展や担い手育成支援に向けた着実な園地整備の推進。

4 野菜

《重点プログラムの基本方向》

産地ごとの実情を踏まえた戦略的な取組（高付加価値化、契約取引、低コスト）や担い手育成などを含めた野菜産地強化計画の推進を図り、関係機関・団体と連携し、これらの計画を着実に実践

することにより、競争力の強い個性的な野菜産地を育成。

《主な実績と残された課題》

- ・高設栽培等の導入によるいちごの安定生産やエコえひめ等によるトマト、きゅうり等の高付加価値化の取組が主要産地を中心に進展。
 - ・農地の有効利用や所得の確保等から野菜栽培に関心を持つ農業生産法人が増加。
 - ・JAと連携し、野菜産地強化行動計画を策定して生産対策を徹底。
 - ・「愛」あるブランドに5品目の野菜を認定。
 - ・JA全農えひめ等関係機関と連携し、契約取引の啓発活動を実施。
- JA、市町との連携による技術改善や省力化、施設化による高品質安定生産の推進など、野菜産地の強化・育成。
- 本県の基幹品目であるきゅうり、トマト、なす等のブランド認定など販路拡大や有利販売。
- 野菜産地強化計画に基づく契約取引産地の育成と契約野菜安定供給制度への加入促進。
- 県試験研究機関開発品種の栽培拡大による特色ある産地形成。

5 花き、工芸作物等（茶）

《重点プログラムの基本方向》

花きはホームユース需要等をはじめとした高品質や個性的なものを求める消費者ニーズ等に対応した花き品目の導入、環境に優しい農業等を進めるなど、差別化やブランド化等を推進するとともに、流通改善等による産地強化を促進し、花き産地を育成。

茶は、機械化等による作業の効率化・省力化、高品質生産によるブランド力の強化等を図るため、防霜施設、高品質加工施設や可搬摘採機等の導入に努め、生産者の高齢化に対応するとともに、県茶業振興協議会などの関係団体と連携し、高品質茶生産に取り組み、愛媛県産茶のブランド化を促進。

《主な実績と残された課題》

花き・地域の特性を活かし、新品目や新品種導入による品種転換を行うなど、県花き振興指針における重点推進品目等の栽培が進展。

- ・消費動向や市場ニーズに対応し有利販売に繋げるため、鮮度保持の取組や産地情報を含めたPR宣伝等が拡大。

○新品目の定着や既存品目の技術の平準化など、地域特性を活かした高品質花き産地の育成。

○高品質生産に向けて取り組むとともに、ブランド化やPR宣伝などの取組の強化が必要。

茶・防霜施設及び摘採機導入による省力化に向けた取組が拡大。

- ・エコえひめ農産物への取組による県産茶の高品質・高付加価値生産が進展。

○県産茶のブランド化の推進。

6 畜産（乳用牛、肉用牛、豚、養鶏）

《重点プログラムの基本方向》

新たな国の品目別価格経営安定対策への円滑な移行とともに、国際化に対応しうる産業構造の確立を念頭に、経営規模の拡大と担い手の確保、生産性と品質の向上、流通の合理化と消費者ニーズへの対応、自給飼料の増産（乳用牛、肉用牛）、衛生対策の強化及びたい肥の利用促進について重点的に取り組む。

(担い手・生産)

《主な実績と残された課題》

- ・1戸当たりの飼養頭数増加等により各畜種とも認定農業者認定率が向上し、目標を達成。
- ・和牛繁殖雌牛の放牧の見直し、酪農の牛群改良意識の向上などにより、省力化及び生産性の向上による経営の合理化が進展。
- ・酪農ヘルパー利用組合においては、総合的な運営が進展。
- ・「愛媛甘とろ豚」は農家での生産が開始され、平成22年4月から一般販売を開始し、高い評価。
- ・「媛っこ地鶏」は安定的な生産が行われ、品質等の評価が高く、徐々に県外等への販路拡大が進展。
- 施設の近代化、経営規模拡大等による担い手の確保。
- 適正な投資額による施設整備の推進。
- 酪農ヘルパー組合の組織体制の強化。
- 優良な牛群の整備。
- 安定したブランド牛肉の供給体制の確立。
- 県民に永く愛され、親しまれるための「愛媛甘とろ豚」の品質向上及び斉一化。
- 「媛っこ地鶏」の更なる品質向上及び斉一化。

(流通・消費)

《主な実績と残された課題》

- ・BSE特措法に基づくBSE検査体制の継続的強化、GPセンター（鶏卵の洗浄・選別処理施設）の機能強化及び牛トレーサビリティシステムの普及定着など、安全・安心な畜産物の供給体制が着実に進展。
- ・「夕しぼり（牛乳）」、「伊予牛「絹の味」黒ラベル」、「媛っこ地鶏」に代表される、ブランド力強化の取組に加え、新たに「愛媛甘とろ豚」のブランド化の取組を開始。
- 安全・安心な畜産物の供給。

(飼料増産・衛生対策・たい肥利用)

《主な実績と残された課題》

- ・県及び各地域の飼料増産行動会議を中心とした活動により、自給飼料増産の気運が向上。
- ・耕畜連携による水田を活用した飼料稲等の作付拡大により飼料作付面積が増加。
- ・食品残さの飼料化（エコフィード）の推進による県内飼料資源の活用が拡大。
- ・畜産農家の飼養管理の省力化に加え、耕作放棄地対策として放牧を利用。
- ・継続的な防疫対策により、家畜伝染病の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの重大な家畜伝染病の発生は皆無。
- ・効率的な立入検査等により、関係者に家畜衛生、畜産物の安全確保に関する正しい知識が着実に普及。
- ・家畜排せつ物の処理施設整備等により、たい肥流通全体が適正化。
- ・宮崎県における口蹄疫発生後、迅速な危機管理体制の整備と対策マニュアルの策定。
- 粗飼料自給率向上対策の着実な推進。
- 自給飼料生産・利用の推進。
- エコフィード利用拡大による飼料の自給率向上。
- 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止など防疫体制の強化。
- 最新の残留基準への適切な対応。
- たい肥の利用促進。